

多賀城市地域福祉計画(案)

ともに支え合い
みんなが安心して暮らす
まちづくり

The 5th
Tagajo City
Community
Welfare Plan

目次

第1章	計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	多賀城市地域福祉計画（第5期）策定の背景	3
2	地域福祉とは	4
3	地域福祉を取り巻く国の状況	5
4	地域福祉計画が目指す地域福祉推進のイメージ	7
5	地域福祉の事業展開に応じた地域の考え方	8
6	地域福祉計画の位置付け	9
7	計画期間	14
8	計画策定の体制	15
	地域カルテを知っていますか？	16
	SDGsを知っていますか？	18
第2章	多賀城市を取り巻く現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1	統計データからみる多賀城市の現状	21
2	地区ヒアリングから	31
3	多賀城市地域福祉計画（第4期）の成果検証	32
4	地域福祉をめぐる今後の課題	36
第3章	計画の考え方と施策の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・	37
1	基本理念	39
2	基本目標	39
3	施策展開の体系図	40
4	具体的な施策内容	41
	基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります	
	基本目標2 多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくります	
	基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくります	
	民生委員・児童委員を知っていますか？	62
第4章	計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
1	市民・地域・市による計画の推進	65
2	多賀城市社会福祉協議会との連携による計画の推進	65
3	地域福祉計画の進捗管理	66
4	計画の評価と見直し	66
	社会福祉協議会を知っていますか？	67
資料	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
1	多賀城市地域福祉計画等策定委員会設置要綱	71
2	多賀城市地域福祉計画等策定委員会委員名簿	72
3	多賀城市地域福祉計画等策定委員会開催状況	72
4	包括的支援体制推進会議(Orinasu 会議)開催状況	73
5	パブリックコメント	73
6	地域福祉に関するアンケート調査	74

第1章

計画策定にあたって

Chapter 1:

Background and Approach
to Plan Formulation

I 多賀城市地域福祉計画（第5期）策定の背景

少 子高齢化、人口減少、世帯の小規模化など社会構造の変化により、人間関係の希薄化や経済活動の縮小などが進んでいます。こうした社会構造の変化は、格差拡大による貧困や社会からの孤立を生み出し、これにより、8050世帯¹や介護と育児のダブルケア²、ヤングケアラー³など高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった個別の福祉制度では解決できない複雑化・複合化した問題が顕在化してきています。

国は、このような社会的背景を踏まえ、様々な生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていけるよう、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

本市は、令和2年3月に多賀城市地域福祉計画（第4期）を策定し、「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」を基本理念に掲げ、市民一人ひとりが自ら暮らす地域に積極的にに関わり、年齢や性別、障害の有無、社会的・経済的な地位などに関係なく、地域社会に包摂⁴され、お互いが個人として尊重し合い、生きがいや充実感を持ちながら、その人らしい生活ができるまちを目指し、取組を進めてきました。

このたび、多賀城市地域福祉計画（第4期）は令和7年度をもって終了することから、これまでの取組や成果の検証を踏まえ、次期計画として、多賀城市地域福祉計画（第5期）を策定するものです。

¹ 8050世帯：高齢化した親がひきこもりの中高年の子どもを支える家庭などで、生活困窮と介護といった問題が同時に生じているような状態を抱える世帯

² ダブルケア：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと

³ ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。ここでいう「過度」とは、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。

⁴ 包摂：一定の範囲の中に包み込むこと。「社会的包摂」とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとりを、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として包み込み、支え合う考え方のこと

2 地域福祉とは

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改められ、「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられました。これは従来の社会福祉事業法を基盤とした公的な福祉サービスだけでは、住民の多様な福祉ニーズに十分対応していくことが難しいという背景があったためです。

社会福祉法でいう地域福祉とは、地域において人々が安心して幸せに暮らせるよう、市民や地域の関係団体、福祉事業者、市などが「自助」、「共助」、「公助」の役割によって協力しながら地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいこうという考え方です。

地域における人々の幸せな暮らしは、行政による福祉サービスだけではなく市民や各団体など様々な主体の取組により実現されるものであり、地域での支え合いや助け合いを再認識していくために「地域福祉の推進」が掲げられています。

支え合いのイメージ(自助・共助・公助の考え方)

自助	個人の自立、家族などによる支え合い
共助	地域社会における支え合いやボランティアなどの市民活動による支援、様々な事業者などによる市場の商品やサービスの提供
公助	保健・医療・福祉など行政による公的な各種サービスの提供

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 地域福祉を取り巻く国の状況

我

が国では、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に伴い、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者、障害者、子ども、失敗や過ちを犯した人、男性であっても女性であっても、どんな人でも、家庭・職場・地域などのあらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会（一億総活躍社会）の実現に向けて、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、地域共生社会の考え方が示されました。

その後も、新型コロナウイルス感染症の流行や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因が重なり、市民生活や地域活動に影響を及ぼしています。社会が変化し続ける中、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法などの改正をはじめ様々な法律が施行されるなど、その取組が推進されています。

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省ホームページ(地域共生社会の推進)より

○地域福祉に関連する主な国の近年の動向

年度	年月	動向	内容
H27	H27.4	「生活困窮者自立支援法」施行	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな仕組み（第2のセーフティネット）の構築
	H27.9	厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）を提示
H28	H28.5	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化
	H28.6	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
	H28.12	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	市町村再犯防止推進計画の策定の努力義務化
	H29.3	「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定	・地域連携ネットワークの整備 ・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の整備
H30	H30.4	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行	・福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置付けられ、市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加
H31 (R1)	R1.9	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・基本理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化
R3	R3.4	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	重層的支援体制整備事業の創設、実施計画の策定について記載
	R3.12	「孤独・孤立対策の重点計画令和3年度」閣議決定	分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備
	R4.3	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定	・地域連携ネットワーク ⁵ を全市町村で早期に整備 ・全市町村で基本計画を早期に策定（概ね令和6年度まで）
R4	R5.3	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定	重点課題に「地域による包摂の推進」等を新たに明記
R5	R5.4	「こども基本法」施行	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを規定
	R5.6	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の基本となる事項等の規定
	R6.1	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進
R6	R6.4	「孤独・孤立対策推進法」施行	孤独・孤立対策の基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等を規定
		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点の明確化

⁵ 地域連携ネットワーク：各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

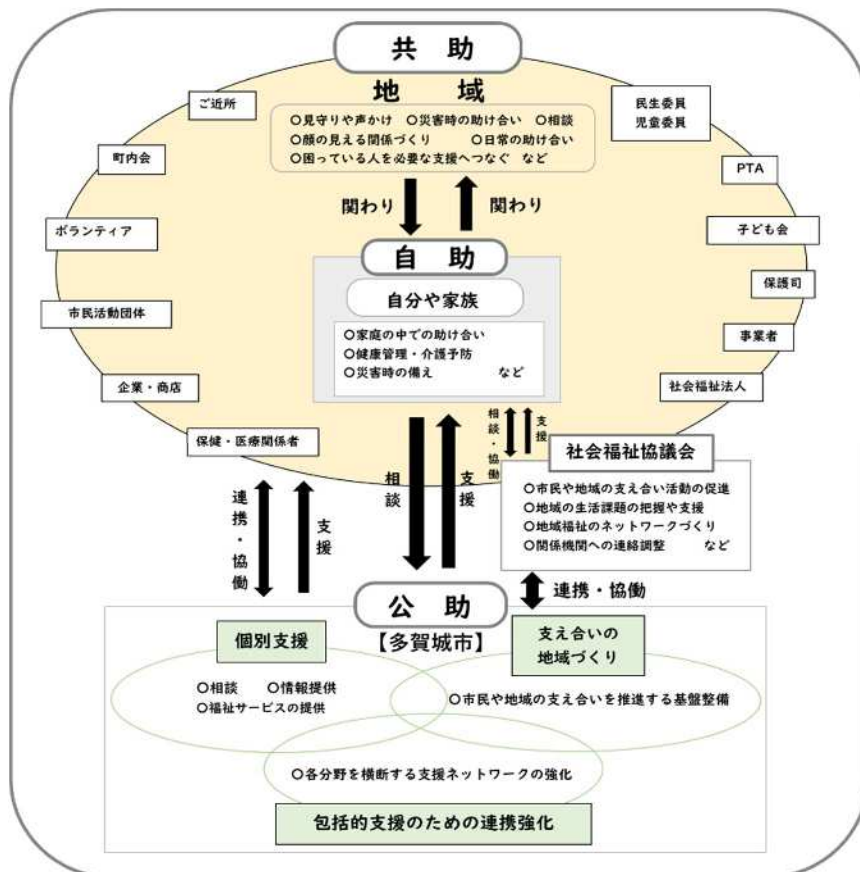
4 地域福祉計画が目指す地域福祉推進のイメージ

地

地域福祉の推進とは、市民、地域、市などが一体となり、連携や協働により、市全体で市民が抱えるさまざまな生活課題の解決や支援に取り組んでいくことです。はじめは、自分や家族、親族による助け合いから始まり、ご近所との交流や町内会など身近な地域における支え合いや助け合いで生活課題に取り組みます。さらに支援が必要な人については、民生委員・児童委員⁶や専門相談窓口などを通じて、市の福祉サービスなどにつながることもできるネットワークや仕組みを構築していきます。

また、支え合いや助け合いの地域づくりを一層推進するため、市民や地域の支え合い活動の基盤を整備し、複雑化・複合化した課題に対応するため、各分野の既存ネットワークを活かした横断的支援体制を強化していきます。

地域福祉の推進主体 相関図



⁶ 民生委員：民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める特別職非常勤公務員であり、児童委員を兼ねています。

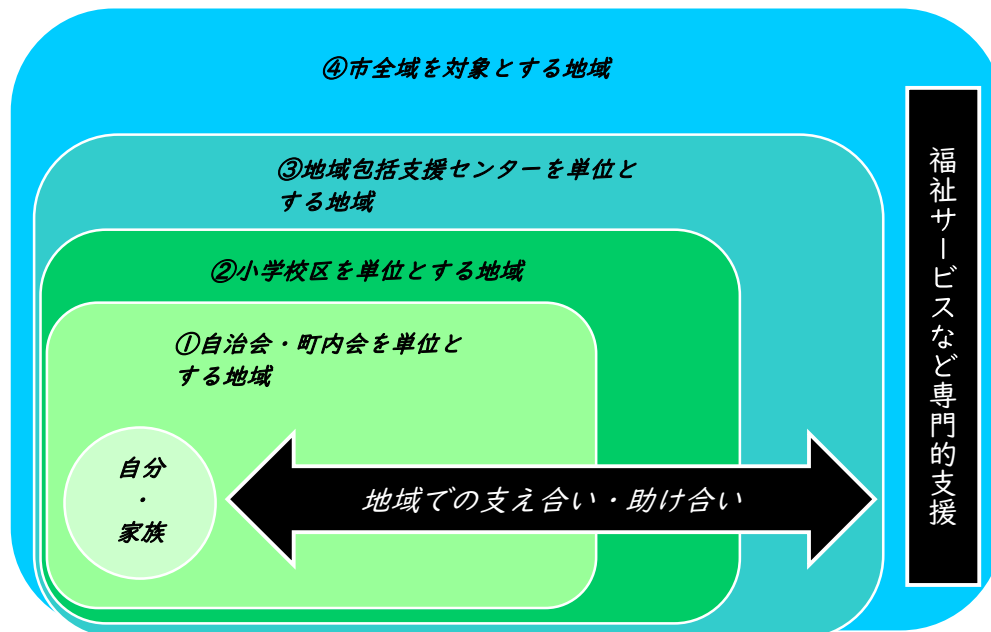
児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中などの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

5 地域福祉の事業展開に応じた地域の考え方

本 計画は、地域福祉を推進するにあたり、4つの地域の考え方に基づき整理をしています。市民が支え合いの活動を行う範囲、市全域の広い範囲など、各層ごと段階的に課題を把握・共有し、解決に向けた取組を実施していきます。

- ①市民が支え合いの活動を行う自治会・町内会を単位とする地域
地域における支え合い活動（見守り、声かけ、困りごと相談、地域の防犯・防災活動、サロン活動など）の推進
- ②小学校区を単位とする地域
放課後児童クラブ、学校地域連携事業などに関する事業の実施
- ③地域包括支援センター⁷を単位とする地域
地域包括支援センターによる総合相談支援事業や、児童館や公民館における各種教育活動や健康増進活動などの実施
- ④市全域を対象とする地域
情報提供や個別相談、福祉サービスの提供

地域福祉の事業展開に応じた地域イメージ図



⁷ 地域包括支援センター：介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき設置される施設で、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置された、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関

6 地域福祉計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付け、多賀城市総合計画のもと、本市の福祉分野に関する各種計画の上位計画として、地域福祉の推進における理念や基本的な方向性を明らかにするものです。

本計画では、次の社会福祉法第107条第1項各号に掲げる事項を盛り込み、地域福祉を推進していきます。

○社会福祉法（平成26年法律第45号）抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 計画の役割

- ア 本市が地域福祉行政を進めていく上での基本理念や考え方を示した総合的な行動指針
- イ 地域福祉行政全体の中で優先性や緊急性を判断していく上での指針
- ウ 地域住民や各種福祉団体などが主体的に地域福祉に取り組む上での考え方や役割を示す指針

(3) 各計画との関係

本計画は、第六次多賀城市総合計画を上位計画とし、地域福祉の推進を図るための目標などを定め、今後の取組を体系化するものです。

また、成年後見制度利用促進や再犯防止推進、生活困窮者自立支援方策の取組は、地域の関係機関や地域住民とともに協力して行うことが求められており、地域福祉計画の目指す地域福祉推進の取組と共通するものであることから、本計画に包含し一体的に策定することとしています。

一方で、本市では、様々な支援を必要とする対象者の分野ごとに個別計画を策定し、それぞれ施策を展開しています。本計画は、これら各分野に共通する理念を相互につなぎ、各個別計画に基づく施策が地域において効果的に展開されるよう推進する役割を果たします。

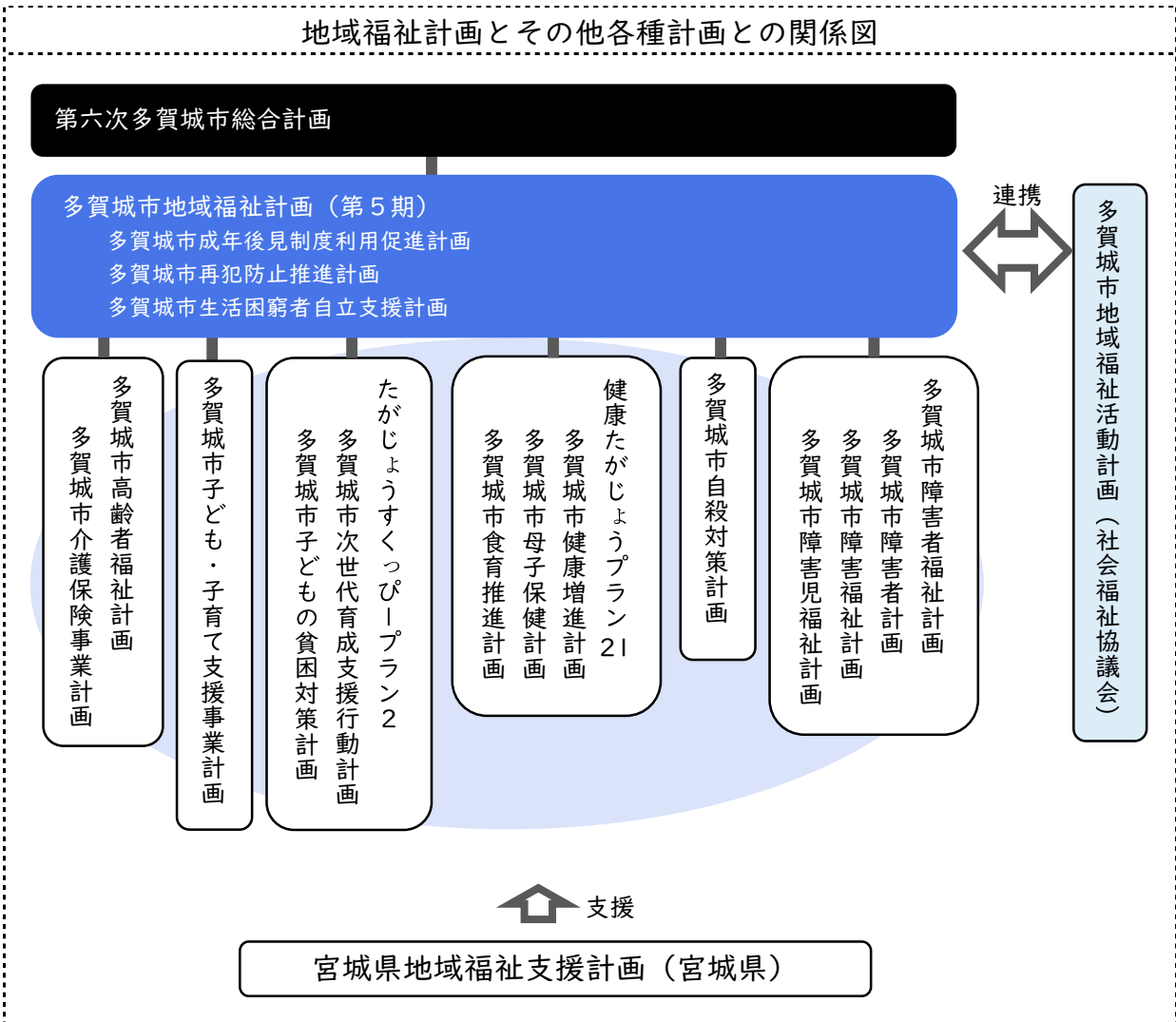
さらに、本計画に基づき地域福祉を推進していく際には、多賀城市社会福祉協議会が策定する「多賀城市地域福祉活動計画」と連携を図り、また「宮城県地域福祉支援計画」による支援を受けながら取り組んでいきます。

○第六次多賀城市総合計画との整合

第六次多賀城市総合計画基本構想において、将来都市像を「日々のよろこびふくらむまち史都 多賀城」とし、将来都市像の実現に向けた方向性として、次の7つの政策を定めています。本計画は、特に「政策2 健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり(健康福祉)」の実現に向けて理念や方向性をより具体的に定めます。また、他の政策においても関連する内容については、連携を保ちながら進めます。

政策1	みんなの力で減災 安全で安心に暮らせるまちづくり (安全安心)
政策2	健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり (健康福祉)
政策3	夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり (教育文化)
政策4	都市と自然の環境調和 快適で潤いのあるまちづくり (生活環境)
政策5	地域の資源と知恵をいかす 活気あふれるまちづくり (産業活気)
政策6	地域の未来を共に創る 絆と誇りを築くまちづくり (地域創生)
政策7	縮減社会への対応 持続可能な行財政運営 (行財政経営)

地域福祉計画とその他各種計画との関係図



※上記記載の各計画については、本計画の計画期間内での改定が想定されます。各計画について改定があった場合には、当該計画の後継計画との関係性に読み替えて適用するものとします。

○一体的に策定した計画について

①成年後見制度利用促進基本計画について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で支え合うことができる社会を築いていく、それが成年後見制度です。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力が十分でない高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）を策定しました。同法律では、市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）では、市町村の計画に盛り込むことが望ましい内容について示されています。

本市では、これを地域福祉計画に包含し、全体的な施策の中で一体的に取り組むこととし、判断能力が十分でない方及びその家族に対し、中核機関として地域、福祉、司法などの関係機関のコーディネートを行い、連携・協力体制を強化します。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」ポータルサイトより抜粋

②再犯防止推進計画について

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものであり、犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう支援することで再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目指した計画です。

同法律では、市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた地方再犯防止推進計画を策定・実施するよう努めるものとされています。

本市では、これを地域福祉計画に包含し、全体的な施策の中で一体的に取り組むこととし、犯罪や非行をした人の立ち直り、再犯防止について「社会を明るくする運動」などの広報・啓発活動を行うことで地域の理解を得られるよう努めるとともに、社会的に孤立することのないよう、差別や偏見のない社会づくりに取り組みます。

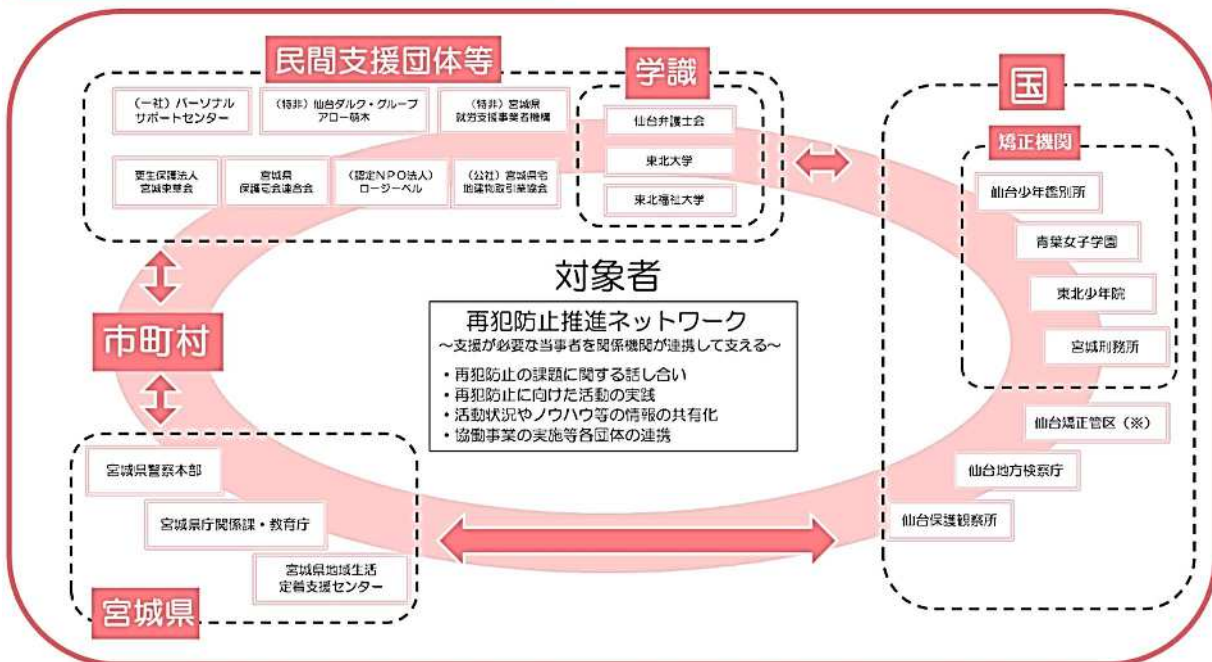
○再犯の防止等の推進に関する法律 抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

宮城県再犯防止推進ネットワーク



(※) 「仙台矯正管区」は、令和7年度から「東北矯正管区」に名称が変わります。

(※) 参加団体・名称は、令和7年2月現在のものです。計画の進捗等に応じてメンバーの追加等を行ってまいります。

「宮城県再犯防止推進計画」より抜粋

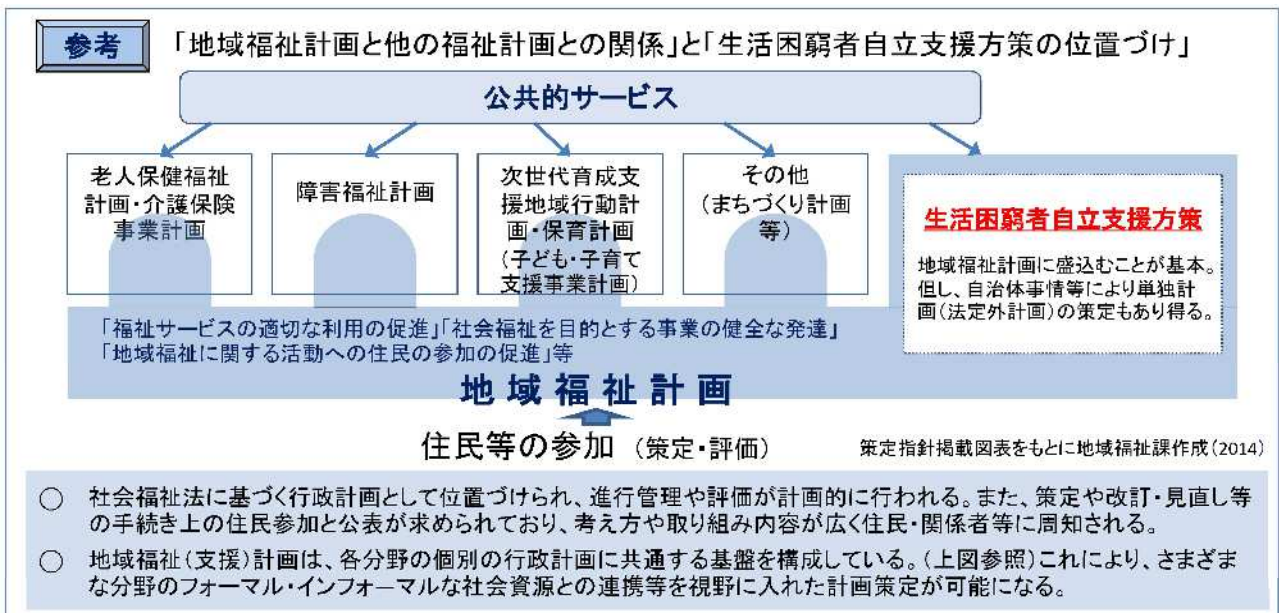
③生活困窮者自立支援計画について

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、本市においても生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして、家庭や生活の様々な面で課題を抱えている方に対して自立するための支援を行ってきました。

生活困窮者の抱える課題は様々で、経済的困窮をはじめとし、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたるため、本市においても「自立相談支援窓口」を開設し、あらゆる相談を専門の相談支援員がワンストップでサポートしています。

また、市社会福祉協議会や関係する様々な事業主体と協働し、地域における生活困窮者の把握に努めています。生活困窮状態・社会的孤立状態にある方への必要な支援と、早期発見・早期解決を図るため、生活困窮者自立支援施策を推進していきます。

なお、生活困窮者自立支援法において、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策等を位置付けることが求められていることから、本計画に位置付けています。



厚生労働省生活困窮者自立支援制度ポータルサイトより抜粋

7 計画期間

地

域福祉計画の期間は基本的に5年間です。計画期間終了までに次期計画の策定を行います。その他計画の期間は下図のとおりです。

計画		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		総合計画	第6次 (前期 R3~7、後期 R8~12)									
地域福祉計画		第4期					第5期					
障害者福祉計画	障害者計画	第4期			第5期							
	障害福祉計画	第6期			第7期							
	障害児福祉計画	第2期		第3期								
自殺対策計画		第1期										
健康たがじょう プラン21	健康増進計画	第4期					第5期					
	食育推進計画						R9より こども計画へ					
	母子保健計画											
たがじょうすくっ ぴープラン2	次世代育成支援行動計画	第2期(後期)						R9より こども計画へ				
	子どもの貧困対策計画	第2期										
こども計画								第1期				
子ども・子育て支援事業計画		第2期				第3期						
高齢者福祉計画	介護保険事業計画	第8期			第9期							

8 計画策定の体制

(1) 多賀城市地域福祉計画等策定委員会

市民、社会福祉関係の学識経験者、保健・医療・福祉関係者などからなる委員で構成する「多賀城市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、第5期計画などについて話し合いを行いました。

(2) 市民参加・意見聴取

多賀城市地域福祉計画（第5期）の策定にあたっては、地域福祉推進の課題や解決策を探していく過程を市民と共有するため、様々な取組を実施しました。

ア アンケート調査

現行計画の評価と地域福祉に対する市民意識の把握と、課題の発見を目的として次のとおり実施しました。

- ・調査期間 令和6年12月6日～同年12月13日
- ・調査対象 18歳以上の市民51、674人のうち、2、000人(無作為抽出)
- ・調査方法 郵送方式、WEB回答方式
- ・内容 地域との関わり、ボランティア活動や市民活動、これまでの地域福祉の推進、保健福祉サービスについて、犯罪をした人の立ち直り支援など
- ・回答数 899人(45.0%)

イ 地域カルテの活用

令和4年度から6年度にかけて作成した、自分たちの地域が今どんな状況なのか、地域の情報や地域状況を分析・比較することで、その時々自分たちの地域の強み(魅力)や弱み(課題)を把握し、記録(カルテ)した、地域カルテを現状と課題の抽出に活用しました。

ウ 地区ミーティング⁸への担当職員の参加

地域の調整役を担う市社会福祉協議会と連携しながら地区ミーティングに参加し、地域の課題解決や地域づくりなどについて意見交換を行いました。

- ・実施期間 令和7年6月～同年12月
- ・実施回数 地区を17ブロックに分け各1回

エ パブリックコメント

本計画素案を市ホームページなどで公開し、市民の皆さんからのご意見を募集しました。

- ・実施期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- ・市ホームページ訪問数 〇件
- ・意見総数 〇件

(3) 市内部の計画策定体制

多賀城市地域福祉計画（第5期）は、高齢者、障害者、子どもなど、分野横断的な連携を図りながら多賀城市らしい包括的な支援体制のネットワークを構築していく必要があることから、包括的支援体制推進会議（「Orinasu 会議」）にて、関係各課課長補佐を中心に検討・協議を進めました。

⁸ 地区ミーティング：制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現を目指し、地域で活動する組織や団体などが参加して、地域の課題解決や地域づくりを推進するために実施するもの

地域カルテを知っていますか？

地域カルテは、地域に出向いて、地区の様々な方との話し合い（地区ヒアリング）を通じて、自分たちの地域が今どんな状況なのか、地域の情報や健康状況の記録を分析・比較することで、その時々自分たちの地域の強み（魅力）や弱み（課題）を把握し、記録（カルテ）するものです。

地域カルテの作成は、令和4年度（2022年度）に西部地区からスタート、令和5年度（2023年度）は中央地区、令和6年度（2024年度）は東部地区の地域カルテを作成し、毎年データを更新（メンテナンス）します。

○目的

- 1 地域の魅力、課題の共有
- 2 居場所（子ども～シニア世代）・・・「プラットフォーム⁹」の見える化
- 3 地域活性化

の3点が主なものです。

○活用

- 1 地区の日頃における助け合い、支え合いおよび見守りについて、他の地区の活動を参考とする場合
 - 2 地域の困っている方に支援を行おうとする際に、地域のサロン活動などを把握し、適切な支援につなげる場合
 - 3 各地区の地域資源（町内会、学校および各種活動など）を把握し、支援につなげる場合（例：こども食堂に対する食料品、日用品などの運営支援）
 - 4 地域のコミュニティ¹⁰のため、他の地区ではどのようなイベントを開催しているか参考とする場合
 - 5 災害時の対応について、他の地区の活動を参考にする場合
- そのほか、様々な場面での活用が考えられます。

ぜひ積極的にご活用ください。

⁹ プラットフォーム：住民・行政・福祉団体・企業などが情報共有や課題解決のために集まる共通の基盤

¹⁰ コミュニティ：地域に対し、共通の関心や目的を持ち、相互に支え合いながら形成する集団や関係性を指し、地縁的なつながり（町内会・自治会など）だけでなく、テーマや活動を軸にした関係（子育て支援グループ、高齢者サロン、ボランティア団体など）も含まれます。

○ホームページ二次元コード

QRコードを読み込んでご覧ください。



地域の特徴

自慢のイベント

地域の協力体制

etc...

SDGsを知っていますか？

Sustainable Development Goals —持続可能な開発目標—

○持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは

人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき目標

世界は今、貧困、紛争、気候変動、感染症など、持続可能な開発に対するこれまでになかったような数多くの課題に直面しており、このままでは、人類が安定して暮らし続けることができなくなると心配されています。そんな危機感から、先進国を含む国際社会全体で、2030年までに達成すべき具体的な目標を立て、2015年に国連において採択されました。それが、「SDGs—持続可能な開発目標—」です。SDGsでは17の目標を掲げ、地球の誰一人として取り残さないことを誓い、世界規模で取り組んでいます。



第六次多賀城市総合計画では、目指す持続可能なまちづくりや地域活性化が世界的に広がるSDGsの理念と方向性を同じくすることから、SDGsにおける17の目標を整理し、掲載しています。

多賀城市地域福祉計画（第5期）においても、SDGsにおける17の目標のうち、関係が深い目標を設定しました。これらの目標を意識しながら、地域福祉を推進してまいります。

第2章

多賀城市を取り巻く現状と課題

Chapter 2:

Current Situation and Challenges

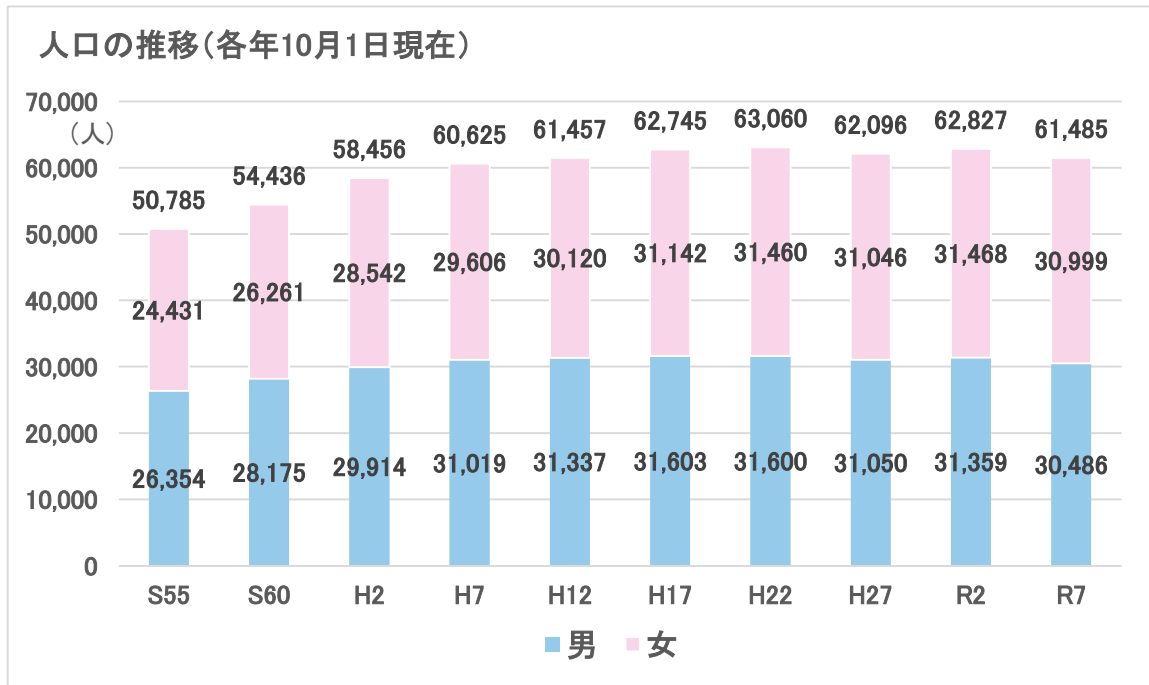
Surrounding Tagajo City

1 統計データからみる多賀城市の現状

(1) 人口や世帯数の現状

①人口の推移

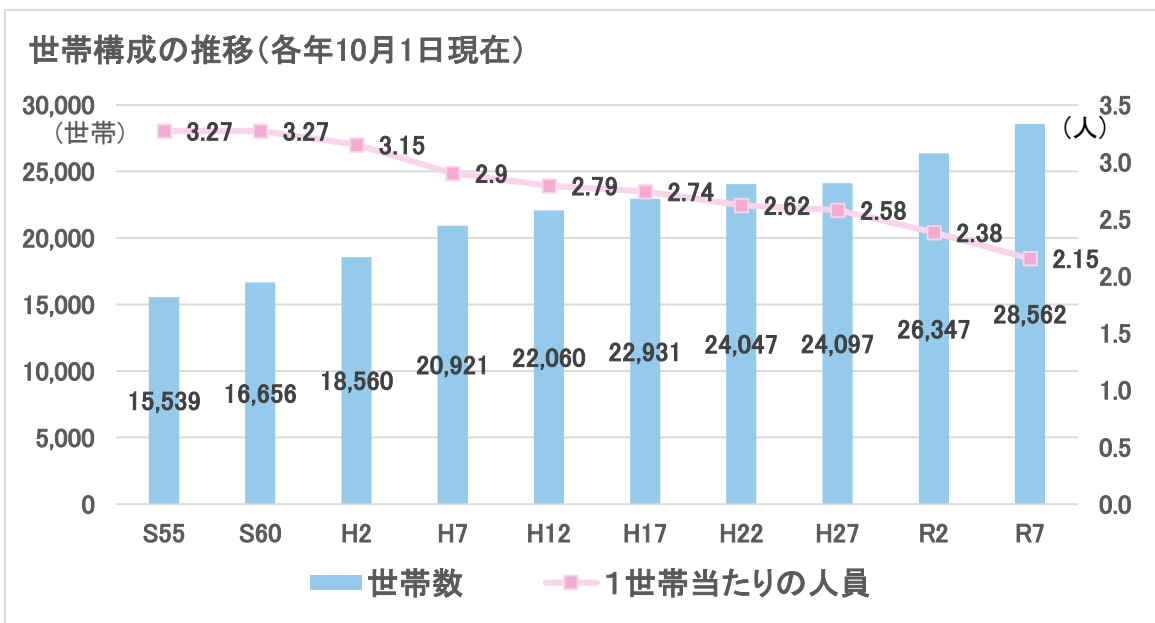
本市の人口は、昭和55年と比較すると約11,000人増加したものの、平成12年以降は61,000人から63,000人の間を横ばいで推移しています。



資料：総務省「国勢調査」、令和7年は、「多賀城市住民基本台帳」に基づき作成

②世帯の小規模化の進行

本市の世帯数は、令和7年で28,562世帯となり増加しています。世帯数が増加している一方で、一世帯当たりの人員は、昭和55年は3.27人、令和7年は2.15人と減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

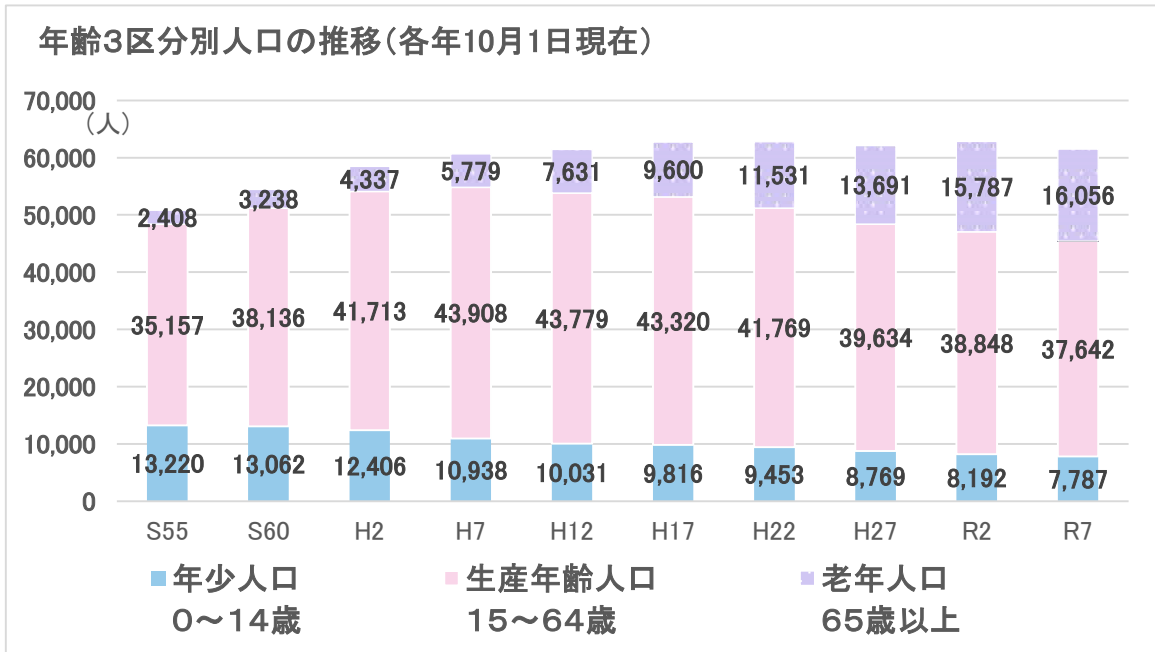


資料：総務省「国勢調査」、令和7年は、「多賀城市住民基本台帳」に基づき作成

③高齢化の進行と現役世代の減少

本市の年齢3区別に人口の構成をみると、0～14歳の年少人口の総人口に対する比率は、昭和55年から令和7年度まで比較すると大きく減少しています。

一方で、65歳以上の老年人口の総人口に対する比率は大きく増加しています。本市においても、確実に少子高齢化が進んでいます。



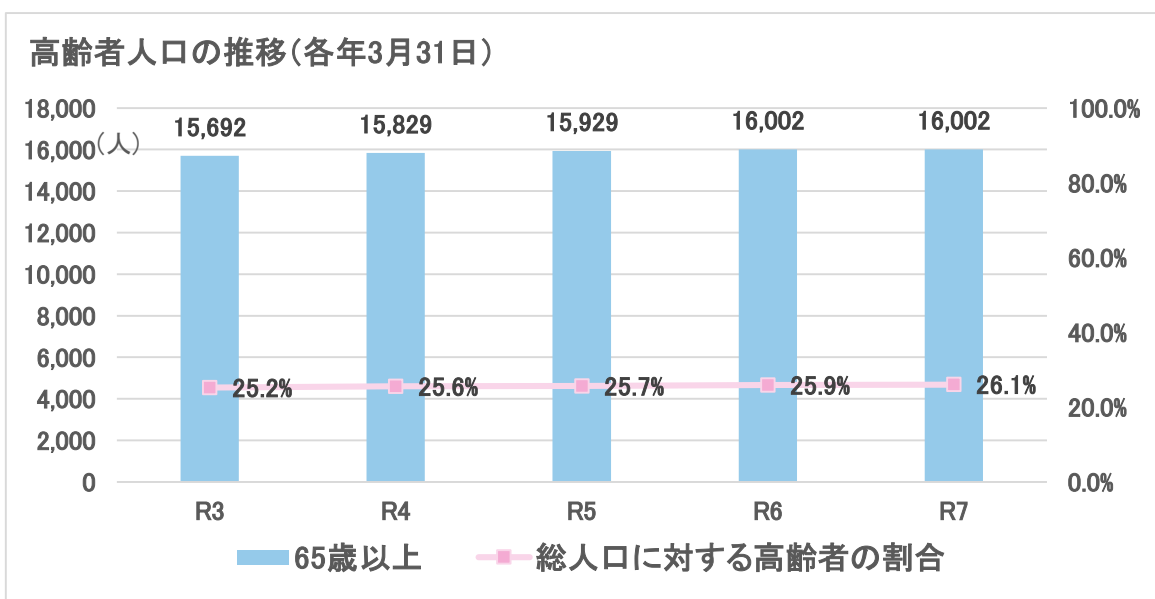
資料：総務省「国勢調査」、令和7年は、「多賀城市住民基本台帳」に基づき作成

(2) 高齢者の状況

①高齢者人口の推移

高齢者の人口は年々増加の傾向にあり、令和7年3月末の65歳以上の人口は16,002人で、令和3年3月末の15,692人と比較して310人増加しています。

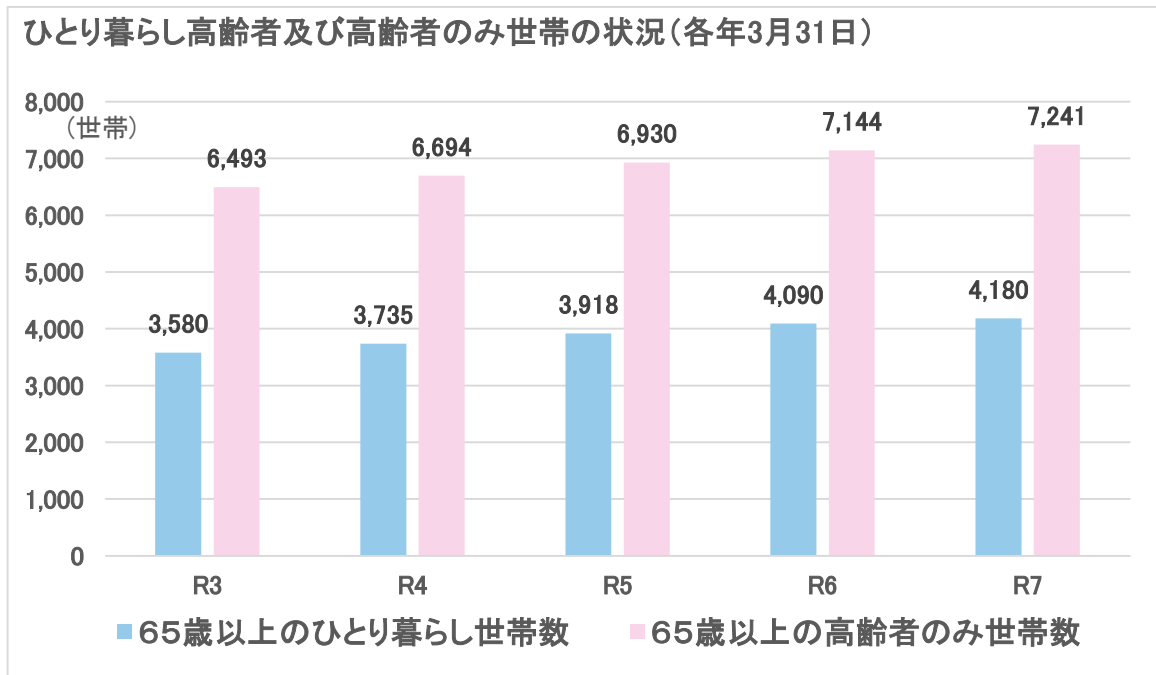
また、総人口に対する高齢者の割合も年々高くなっており、令和7年3月末では総人口の26.1パーセントの方が65歳以上の高齢者となっています。



資料：「多賀城市住民基本台帳」に基づき作成

②ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の状況

65歳以上のひとり暮らし高齢者や65歳以上の高齢者のみ世帯数は増加しています。

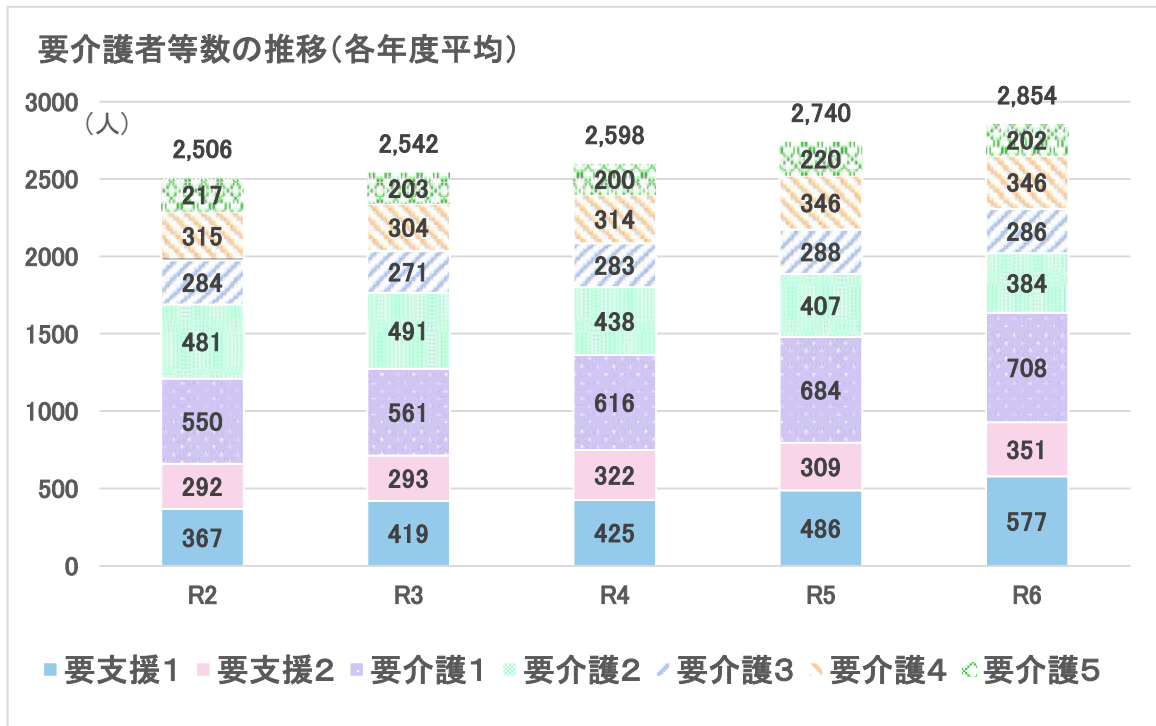


資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

③要介護者等数の推移

要介護者及び要支援者の人数は、高齢者人口の伸びに比例し増加しており、令和6年度は2,854人で、令和2年度の2,506人と比較すると、348人増加しています。

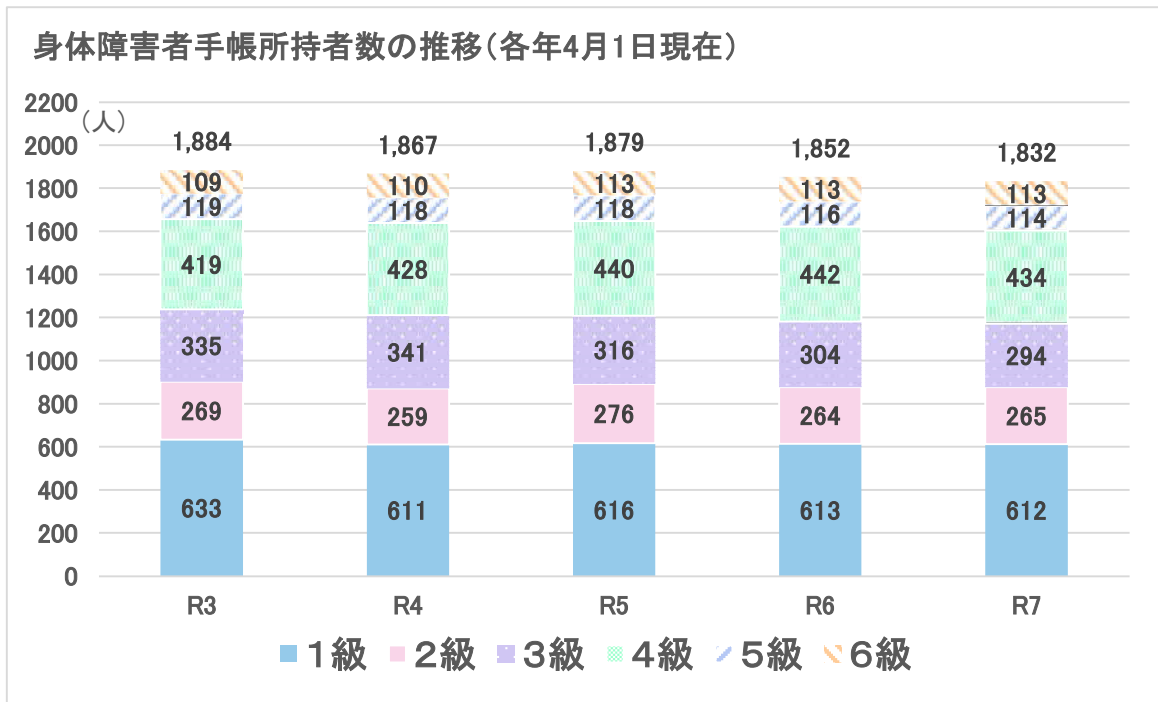
また、制度が発足した平成12年度の要介護者及び要支援者数729人と比較すると、3.9倍となっています。



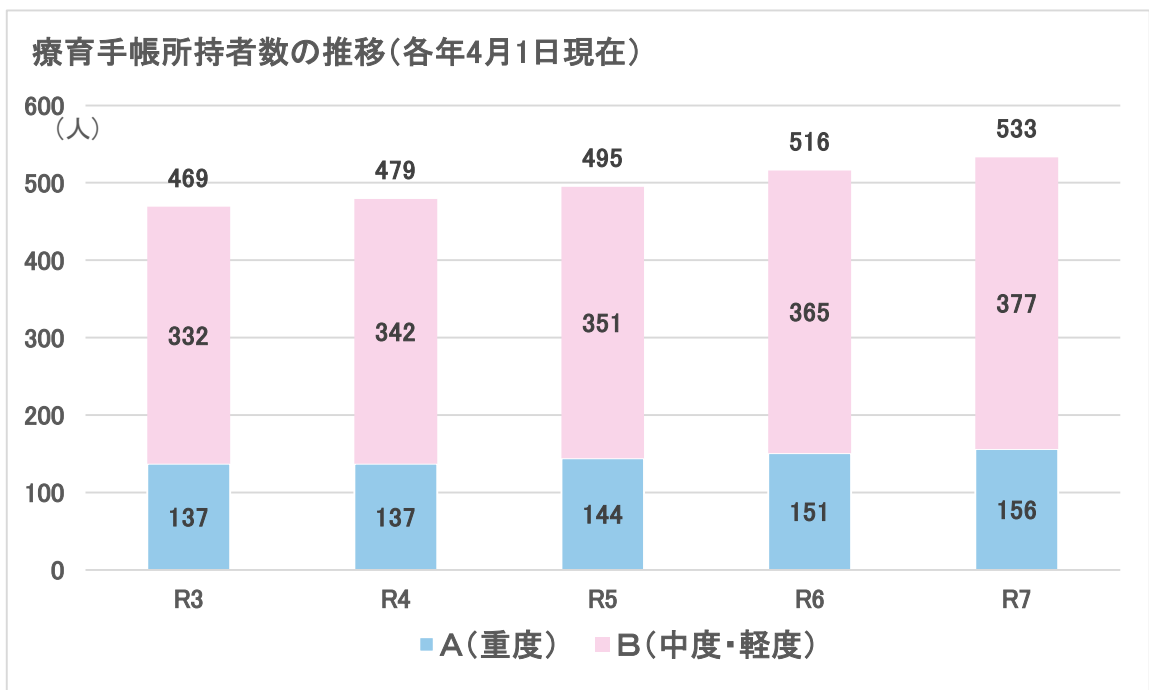
資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

(3) 障害者の状況

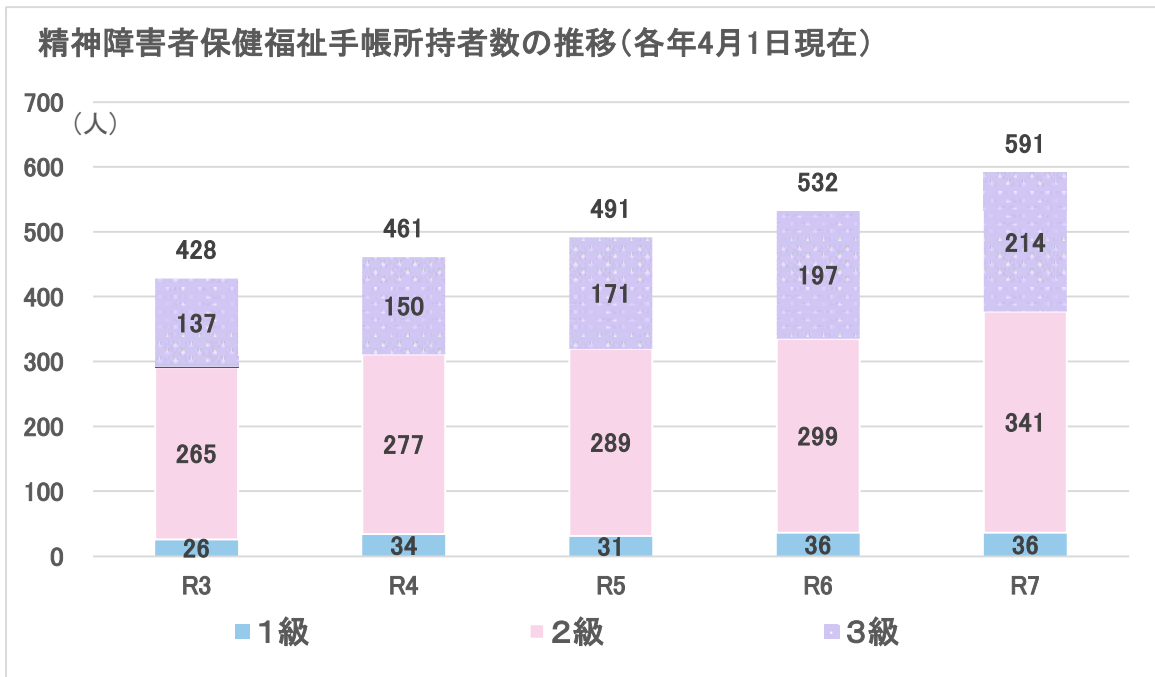
身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、近年ほぼ横ばいとなっています。また、知的障害者（療育手帳所持者）数は、重度、中度、軽度のいずれも伸びを示しており、令和7年は533人で、令和3年の469人に対し、64人増加しています。精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、令和7年4月1日現在で591人と令和3年の428人と比較して、約1.38倍となっています。



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

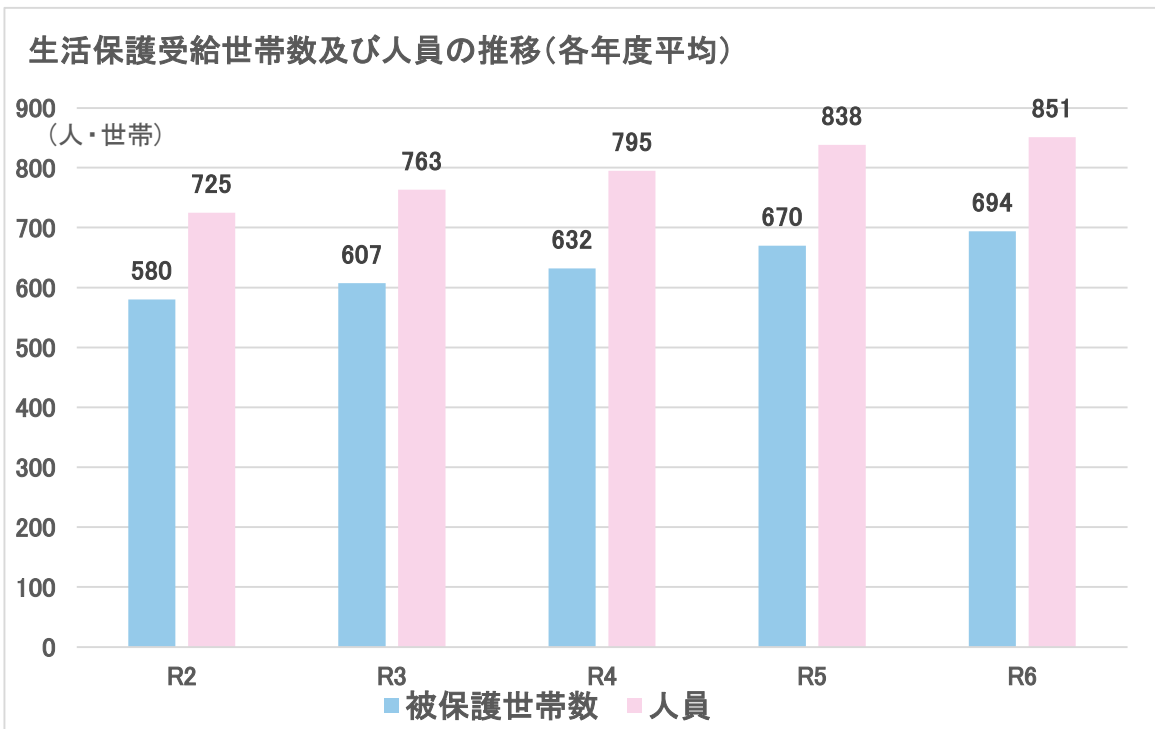


資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

(4) 生活保護受給世帯数等の状況

生活保護受給世帯数・人員数は、令和6年度は694世帯、851人であり、令和2年度の580世帯、725人と比較すると増加しています。

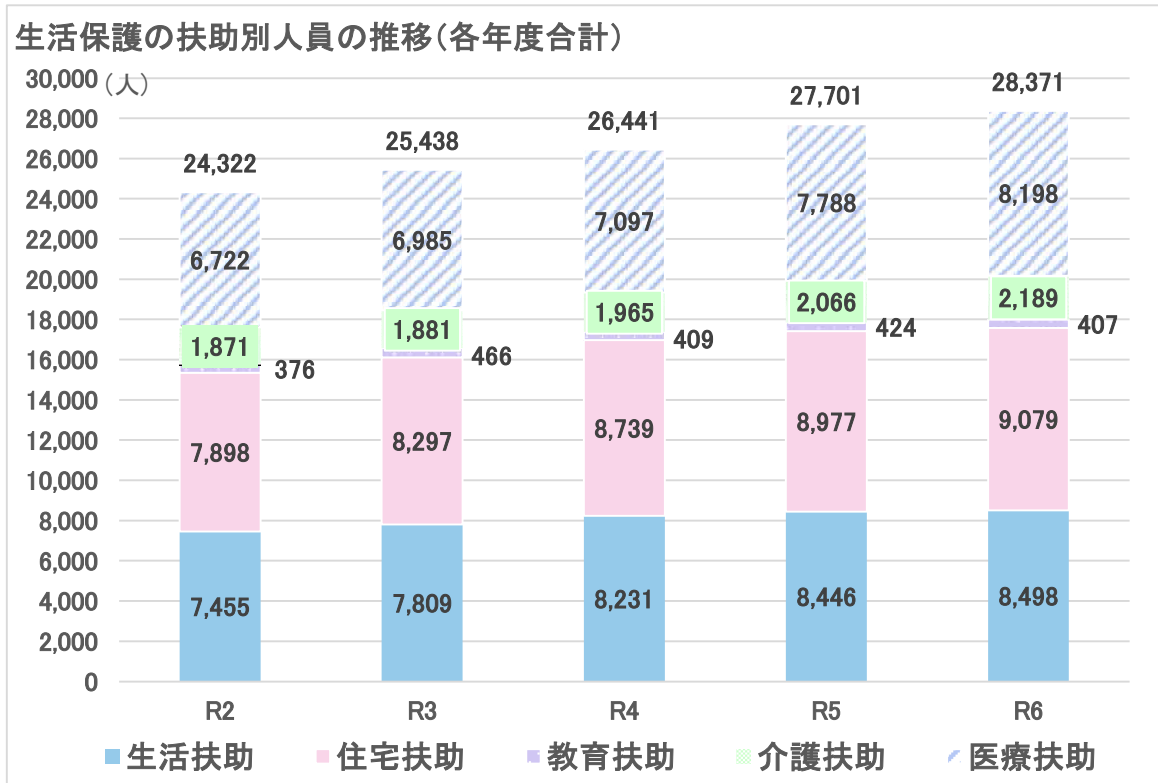
①生活保護受給世帯数及び人員の推移



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

②生活保護扶助別人員の推移

生活保護扶助別人員の状況は、生活保護受給世帯人員の増加とともに増加しています。特に医療扶助の伸びが顕著です。

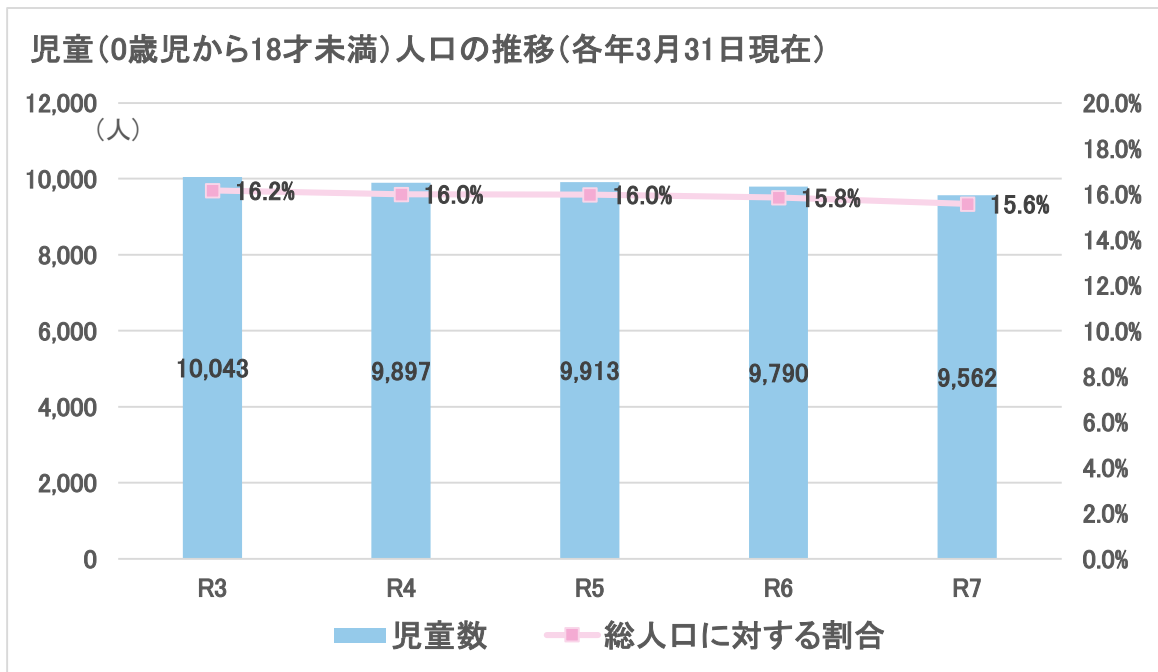


資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

(5) 子どもの状況

①児童(0歳児から18歳未満)の状況

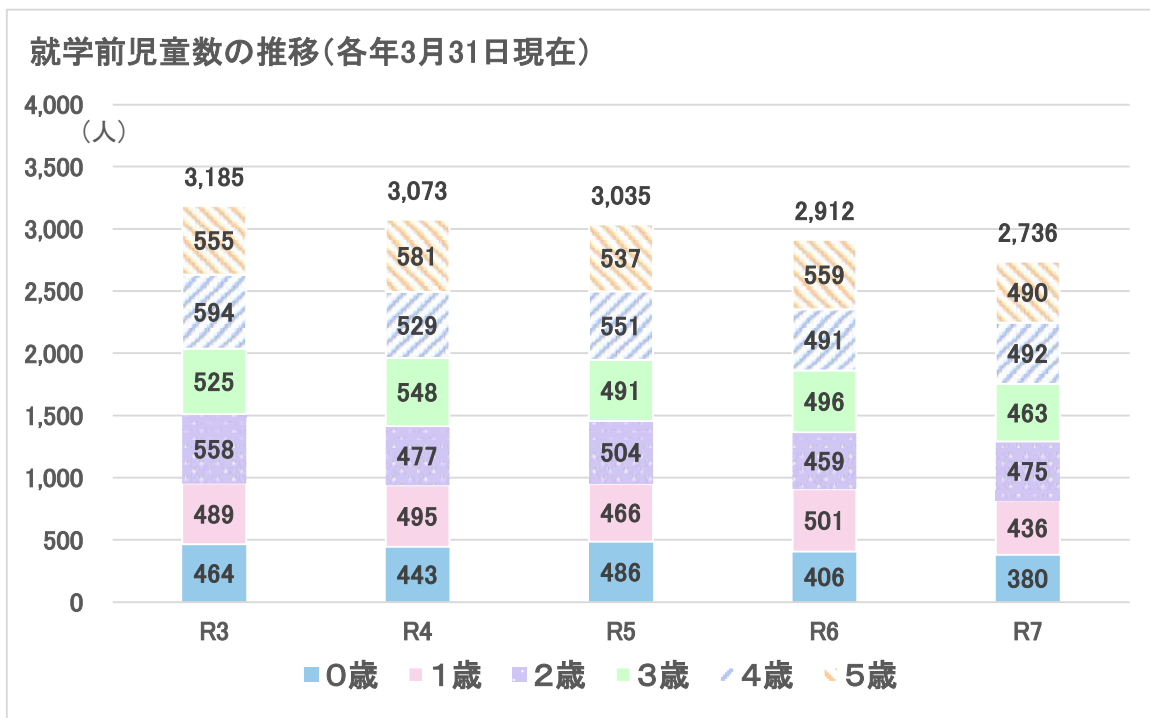
令和7年3月31日現在の0歳児から18歳未満の児童の人口は9,562人で、令和3年の10,043人と比較すると481人減少しています。



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

②就学前児童数の状況

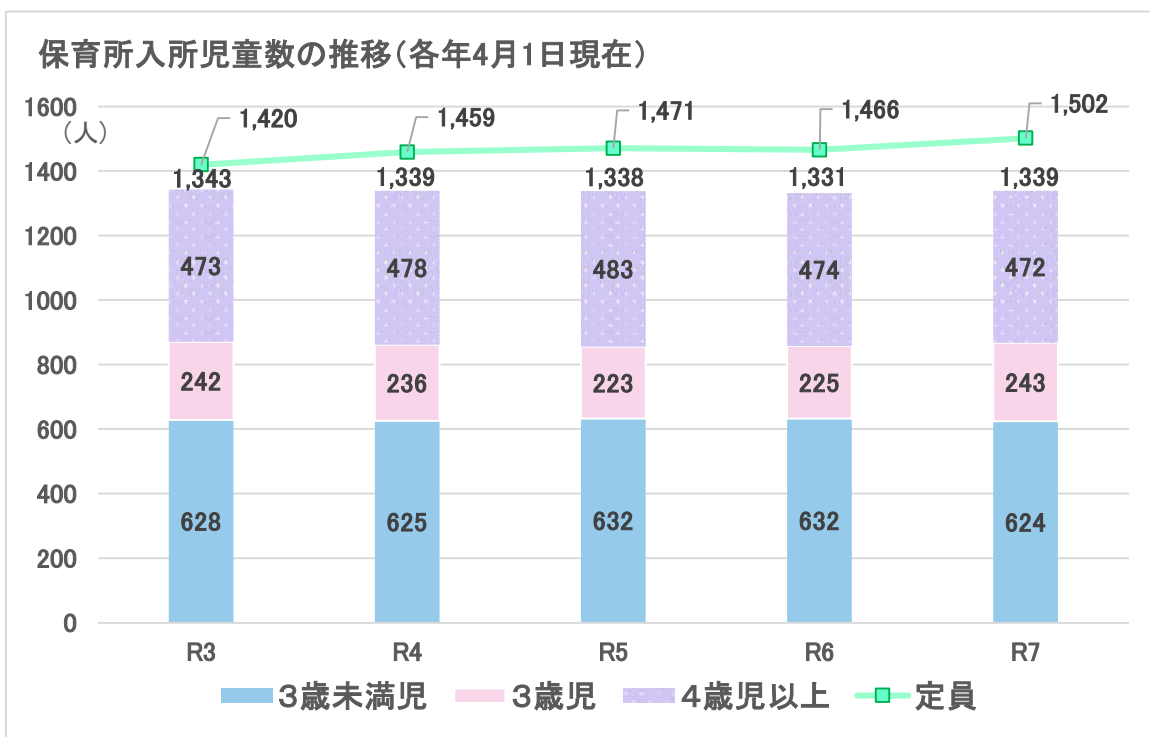
令和7年3月31日現在の就学前の児童の人口は2,736人で、令和3年の3,185人と比較すると449人減少しています。



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

③保育所入所児童数の推移

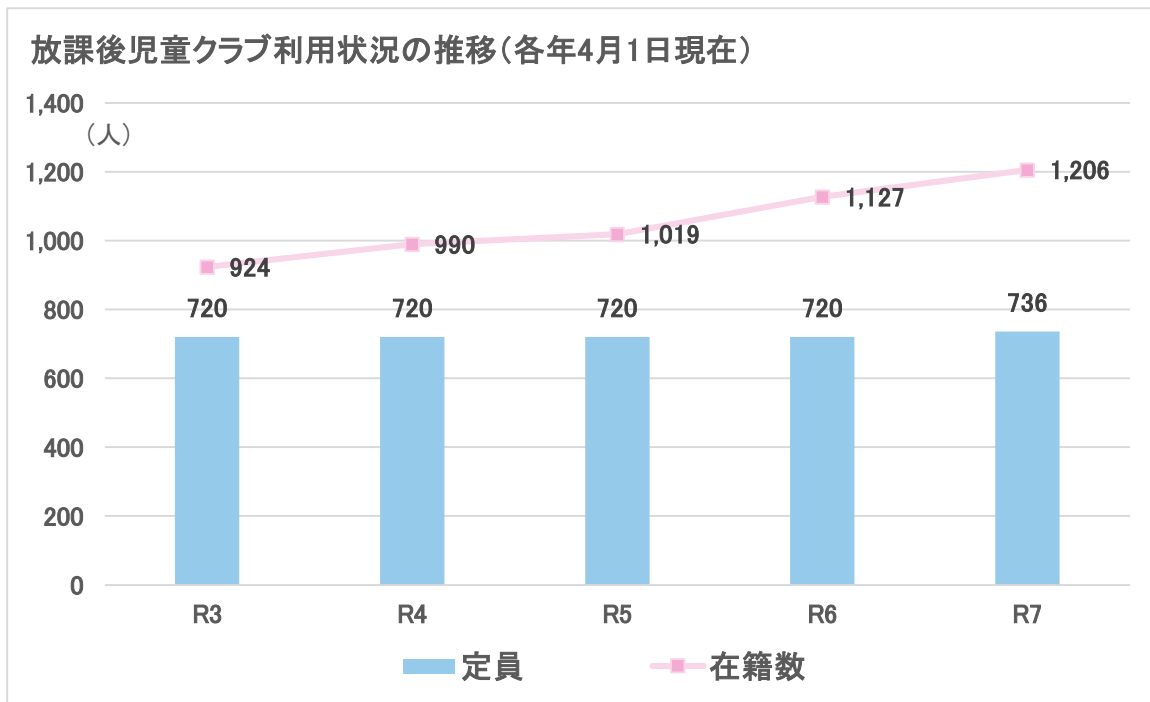
保育所入所児童数は、本市の児童の人口が年々減少しているにもかかわらず、横ばいで推移しています。



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

④放課後児童クラブ利用状況の推移

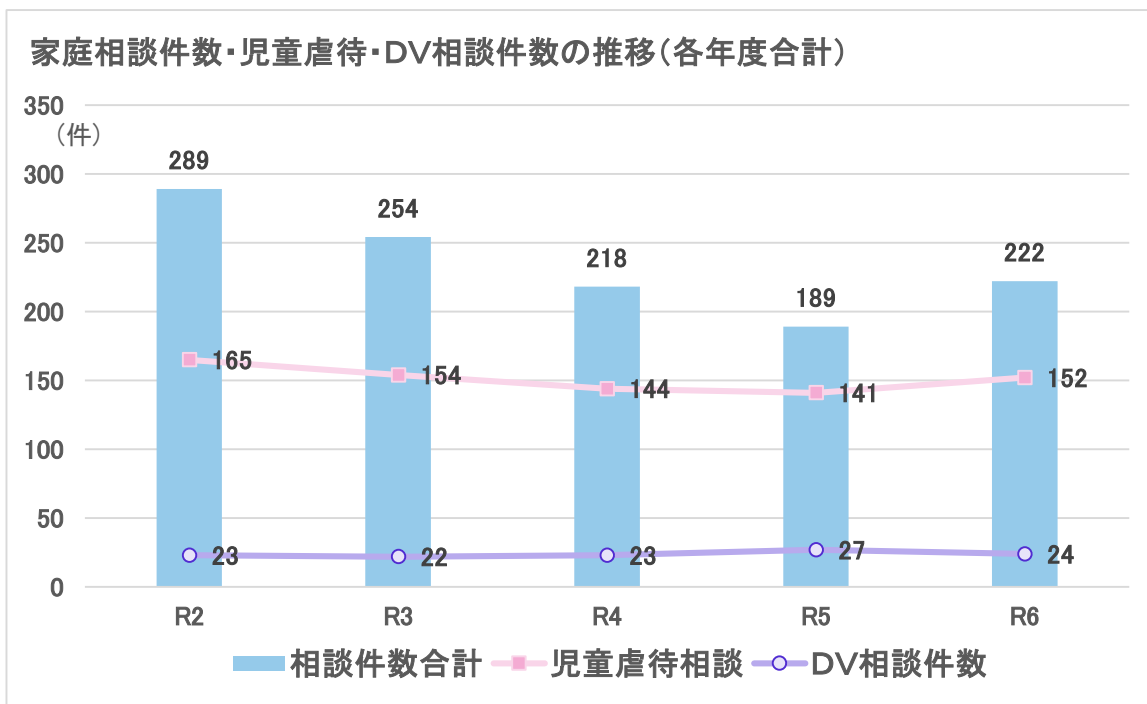
放課後児童クラブの在籍数は、保育所入所の状況と同様、児童人口が減少している中、増加傾向にあります。



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

⑤家庭相談件数、DV相談件数の推移

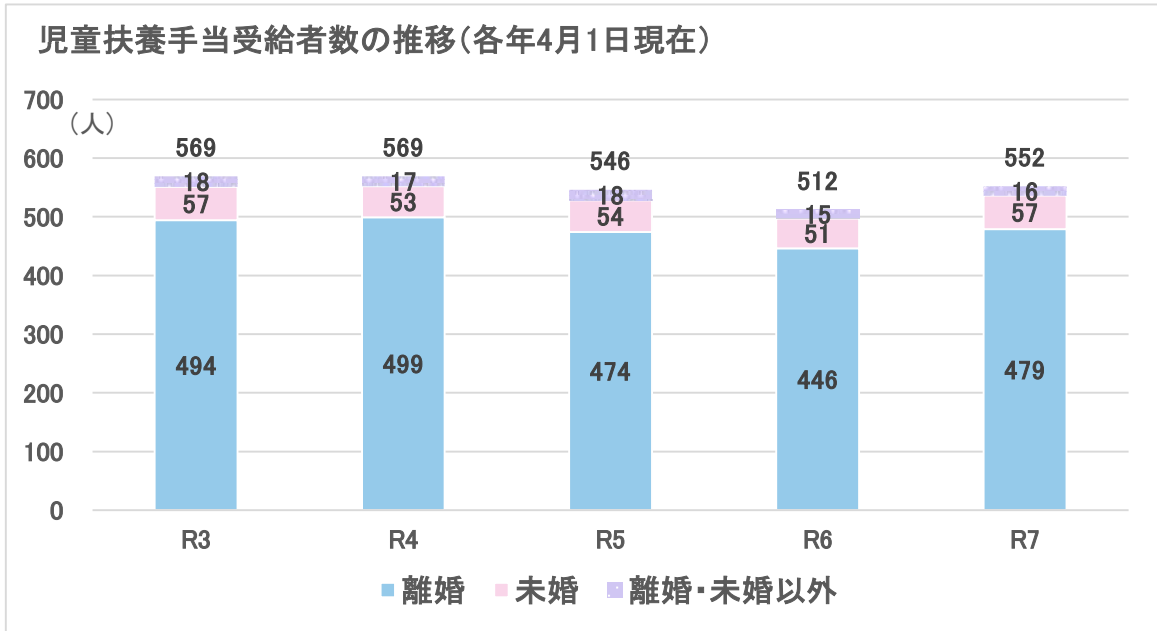
家庭や児童の養育などに関する相談は、令和5年度まで減少したものの、令和6年度には増加に転じました。全体的にみると減少傾向にあり、児童虐待相談の件数は令和6年度152件であり、令和2年度165件と比較すると、減少傾向にあります。



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

⑥児童扶養手当受給者の推移

ひとり親家庭の場合や、父親または母親が身体及び精神に重度の障害がある場合に、18歳に達する日以降の3月31日までの間にある（一定の障害がある場合は20歳未満）児童を養育している方に支給している児童扶養手当の受給者は、減少傾向にあります。支給要因の主なものとして、離婚によるものが最も多く、各年とも全体の約9割近くを占めています。

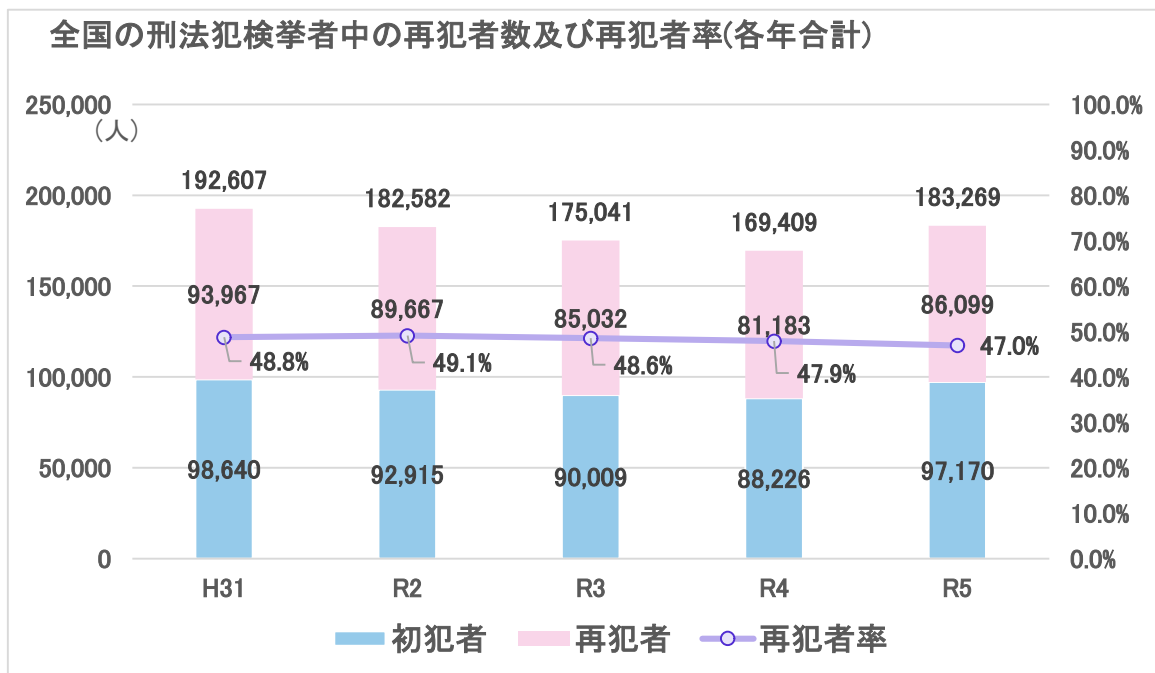


資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

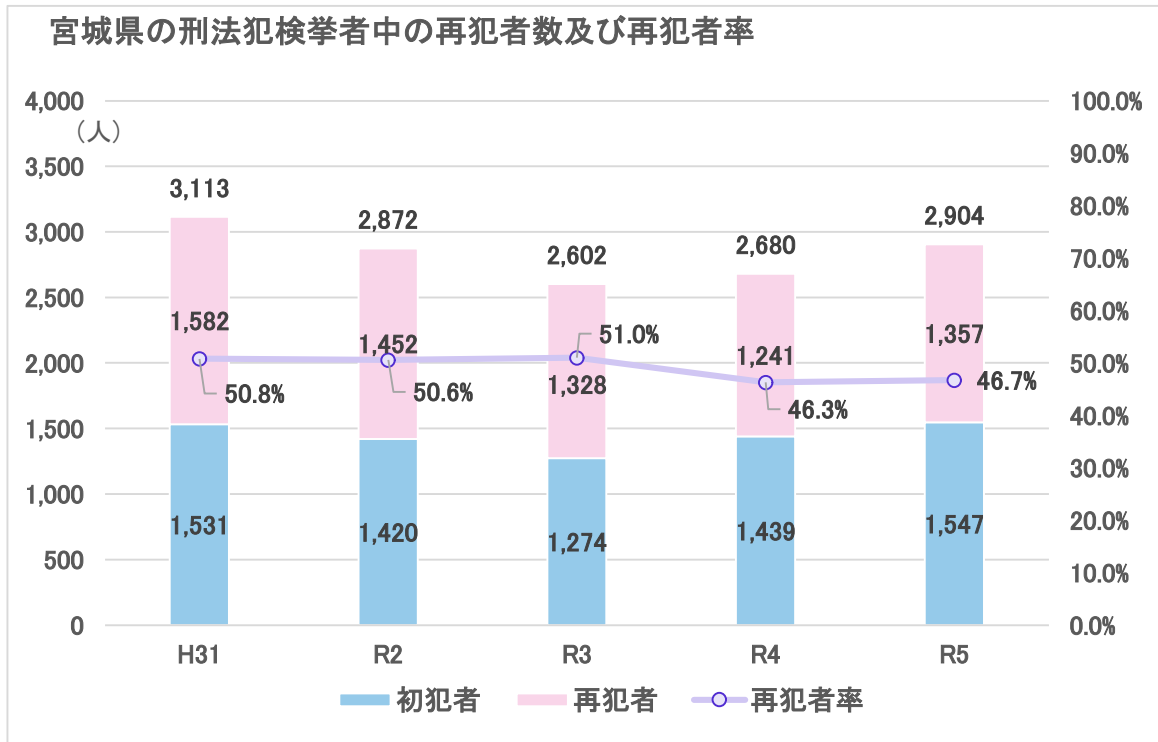
(6) その他

①全国及び宮城県の再犯者率

全国の刑法犯の検挙者数は令和4年まで減少したものの、令和5年には増加に転じました。一方、検挙人員に占める再犯者率は横ばいで、令和5年は47.0%となっています。また、県内の検挙人員に占める再犯者率は令和5年に46.7%となっています。



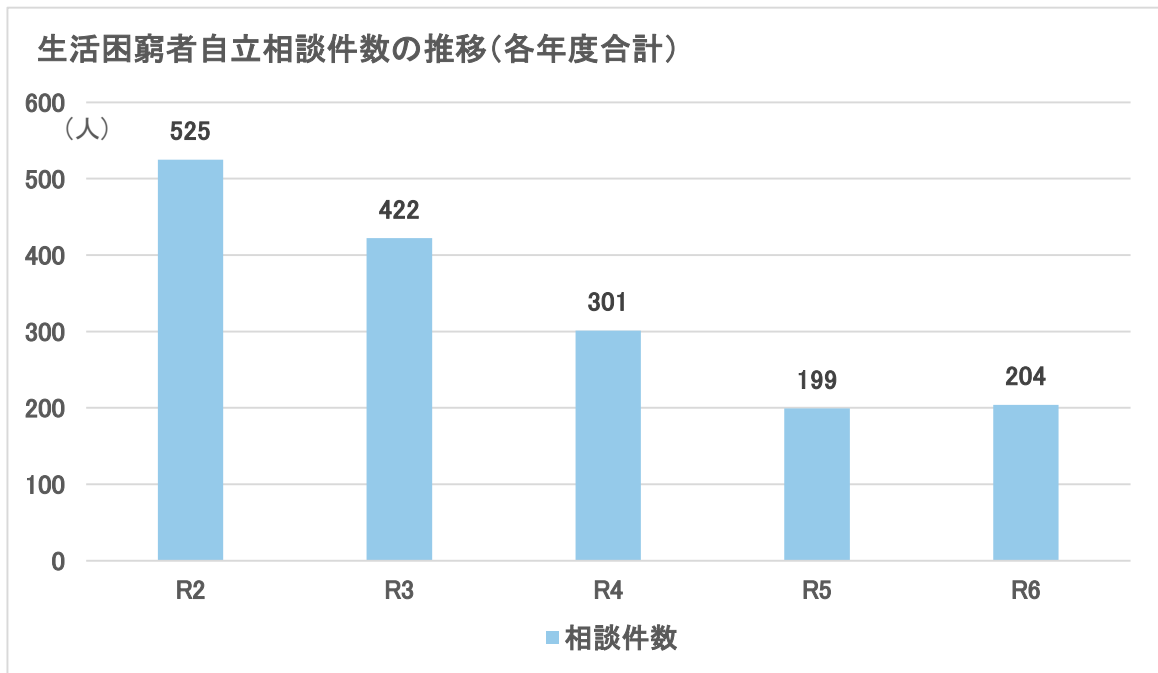
資料：法務省「犯罪白書」に基づき作成



資料：宮城県「再犯防止推進計画」に基づき作成

②多賀城市の生活困窮者自立相談件数

生活困窮者自立相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度にピークを迎えましたが、その後は減少し、直近2年は新型コロナウイルス感染症流行前の件数より減少となりました。



資料：多賀城市「ふくし」に基づき作成

2 地区ヒアリングから

地域カルテと、地域づくり・地域福祉に関する地区ミーティングで地域の方から出た意見をまとめました。

地域活動・イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル活動が盛んで、地域に団結力がある。 ・夏祭りなどのイベントでは実行委員会を設置しているが、委員の高齢化が進んでいる。 ・若い世代には「サポーター」として参加を呼びかけるも、関わりや行事への参加が少ない。 ・若い世代への働き掛けは工夫不足を感じており、成果も上がっていない状況である。 ・行事の手伝いは、毎回頼みやすい人になりがちである。 ・イベントなどの参加は一定数あるものの、町内会役員を引き受ける意欲は低い。 ・子ども会が解散し、高齢者と若い世代、保護者との交流が減少した。 ・保護者からは、「子ども会加入のメリットが感じられない」という声がある。 ・子ども会などの活動の充実が課題である。 ・大人・子どもが関係なく地域で声を掛け合える環境づくりが必要である。
担い手不足	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の年齢構成が高く、役員の担い手不足が深刻。 ・役員が高齢化し、活動が難しくなっている。 ・新しく役員になってくれる方がなかなかいない。お願いしても引き受けてもらえず、現体制では兼務が続いている。 ・若い人は一度町内会役員になると、「抜けられない」と感じている。
つながり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で基本目標を作り、住みよいまちにしようとする強い思いと協力体制がある。 ・高齢者同士のつながりが強い。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で住民間の関わりが希薄になった。 ・コロナ禍以降、家の外に出ない人が増え、若い人も必要性を感じなければ無反応である。 ・新しく引っ越してきた人や賃貸住宅に住んでいる人とのつながりが減少している。 ・賃貸住宅に住む若い世代や単身者に、地区の行事など上手く伝えられない。 ・子育て世代は、町内会とのつながりがなく、情報不足や個人情報の壁がある。 ・みんなが悩みを話せる場があると気持ちが楽になると思う。 ・近所に気軽に集まれる居場所が欲しい。 ・普段の見守り活動が上手くできていない。 ・地域福祉を進めるには、町内会長と民生委員・児童委員が協力しやすい体制が大切。
子育て世代・高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者世帯が増え、孤独死防止などの安否確認の必要性が高まっている。 ・後期高齢化が急速に進む中、近所との付き合いや支え合いが減少していくと予想される。 ・高齢者などの交流の場を設けてほしい。 ・共働き世帯がほとんどで、子どもがヤングケアラーのように家事を担う家庭もあり、地域活動に協力する余裕がない。 ・子どもの住みよい環境づくりが課題である。
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会新聞を発行し、行事予定や防災に関する情報を発信している。 ・町内会長、民生委員・児童委員などの役員同士は、LINEを活用して連携している。 ・民生委員・児童委員が気になる世帯の情報をタイムリーに得られていない。 ・各班長から気になる世帯の情報を得られる仕組みが望まれる。
環境・施設・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションやアパートが増え、住民の顔が見えなくなっている。 ・近くに集会所や公園がなく、大人数で集まるイベントの実施が難しい。 ・集会所が狭いので、積極的な活動がしにくい。 ・図書館や文化センター、市民活動サポートセンターなどへのアクセスが悪く一苦労。 ・車を持っていない人は移動が不便。コミュニティバスが地域の細かいところまで運行していないので不便である。 ・町内会の区域が複数の小学校の学区に分かれていて、地域のつながりづくりが難しくなっている。

など

3 多賀城市地域福祉計画（第4期）の成果検証

(1) はじめに

令和2年3月に策定した多賀城市地域福祉計画（第4期）では、「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、市民・地域・市の連携、協働により地域福祉を推進してきました。これら3つの基本目標における成果を検証し、次期計画の課題につなげていきます。

基本理念

『ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり』

基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります

基本目標2 多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくります

基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくります

(2) 成果検証の方法

本計画では、基本目標ごとに成果指標を設定しています。

これらの成果指標については、次のとおり検証を行いました。

①成果指標の確認方法

アンケート項目により、成果指標値を取得しました。

ア 地域福祉計画アンケート

地域福祉計画を策定する際に実施する「地域福祉計画アンケート」で取得する調査結果に基づき検証を行いました。

イ まちづくりアンケート

毎年度実施する「まちづくりアンケート」で取得する調査結果により検証しました。

②基準値について

アンケート項目により、基準値を設定しています。

ア 地域福祉計画アンケート

平成31年度に地域福祉計画（第4期）を策定する際に実施した「地域福祉計画アンケート」の調査結果に基づき、基準値を設定しています。

イ まちづくりアンケート

令和2年度に実施した「まちづくりアンケート」の調査結果に基づき、基準値を設定し、年度の推移を示しています。

③主な取組について

基本目標を達成するため、行った主な取組を示しています。

④検証について

基準値と令和6年度の数値を比較し、数値の動きとそれに伴う要因を分析しました。

(3) 各目標の成果検証

①基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります

【主な取組】

- ・地域の事業者と協力し、見守りや緊急時対応の仕組みを整え、支え合いのネットワークを広げました。
- ・お宝事例発表会や地域共生社会シンポジウムを通じて、地域の取組を共有し、活動の輪を広げました。
- ・民生委員・児童委員に加え、子どもたちや職員への研修を行い、意識醸成を行いました。
- ・防災関連の講座や訓練を通じて、地域・事業所・学校などが一体となり、防災意識を高める機会をつくりました。

【成果と検証】

	指標名（指標の確認方法）					傾向	評価
	基準値	R3	R4	R5	R6		
1	助け合い支え合えるまちになっていると思う割合（地域福祉計画アンケート）					—	アンケート項目の見直し（2地域で手助けしたり、されたりする環境が整っていると思う市民割合の項目と重複）により、指標として削除しました。
	38.2%	—	—	—	—		
2	地域で手助けしたり、されたりする環境が整っていると思う市民割合（まちづくりアンケート）					↘	高齢層ほど参加率が高く、若年層は低い傾向が見られます。新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動が減少した時期が続きました。その後生活様式は回復するも、住民同士の関係は希薄化し、助け合いのイメージが持ちにくくなっています。
	46.1%	42.0%	43.3%	46.5%	40.1%		
3	福祉活動に取り組む意識がある市民割合（まちづくりアンケート）					↗	全体としては、20～40代の若い世代や働く世代で、福祉活動への関心が低い傾向ですが、直近の調査では、若い世代で関心が高まっている傾向が見られます。
	50.3%	49.7%	51.6%	49.1%	52.3%		
4	福祉活動に取り組んだことがある市民割合（まちづくりアンケート）					→	40代以上の世代で増加傾向にありましたが、直近の調査では60代が減少しました。これまで活動の中心だった世代が、定年延長などにより地域での活動に関わる機会が減少していることが要因と考えられます。
	8.4%	7.4%	9.5%	9.4%	8.0%		
5	市民活動等への参画意思のある市民割合（まちづくりアンケート）					↗	各世代の方々の市民活動、NPO活動、ボランティア活動などに対する関心が高いことが要因と考えられます。
	45.9%	47.1%	47.2%	46.8%	47.9%		
6	災害時に地域で助け合いができると思う市民割合（まちづくりアンケート）					→	新型コロナウイルス感染症の影響で防災活動の規模が縮小した時期が続きました。その後自主防災組織の活動が徐々に活発してきたことや、総合防災訓練などを通じて活動機会が創出されてきたことで、地域での共助意識が高まっています。
	57.4%	56.0%	57.6%	59.1%	58.2%		
7	要配慮者を助けあう仕組みが整っていると思う市民割合（まちづくりアンケート）					↘	20～30代では、要配慮者を助けあう仕組みが整っていると感じる割合が低く、「わからない」と回答する若年層も増加傾向にあります。若い世代に、地域での助け合う仕組みやその必要性が十分に共有できていないことが要因と考えられます。
	24.0%	21.4%	21.9%	22.3%	20.8%		

②基本目標2 多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくります

【主な取組】

- ・男女共同参画や人権尊重の啓発、人材育成を進め、市民が多様性を理解し認め合う環境づくりに取り組みました。
- ・防犯パトロールや見守り活動、バリアフリー化を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進しました。
- ・生涯学習や社会教育の機会を広げ、学びを地域づくりや市民活動に生かせる環境整備を進めました。

【成果と検証】

	指標名（指標の確認方法）					傾向	評価
	基準値	R3	R4	R5	R6		
1	多様性を認め、生き生きと暮らすまちになっていると思う市民割合（地域福祉計画アンケート）					↗	設問の選択肢を「わからない」から「その他」と変更したことから、前回調査との単純な比較は難しいですが、指標値としては大きく増加しました。
	38.1%	-	-	-	65.3%		
2	性別や国籍等で差別されず、人権が尊重されるまちだと思う市民割合（まちづくりアンケート）					↘	「わからない」との回答が4割近くを占めています。多様複雑化している課題でもあり、指標名のようなまちだと理解できるような機会が不足していることが要因と考えられます。
	52.4%	43.0%	43.8%	44.6%	44.2%		
3	生涯学習を行っている市民割合（まちづくりアンケート）					↗	新型コロナウイルス感染症の影響はあまり見られません。公民館などでの講座や教室、サークル活動のほか、インターネットなどいつでも自由に多様な学習機会が提供される環境が整っていることが要因と考えられます。
	71.3%	71.2%	71.4%	74.7%	73.5%		
4	学習成果を活かしている市民割合（まちづくりアンケート）					→	学習機会が多様化したことで学ぶ場が増えたことにより、学習成果を自身の仕事や就職、趣味・健康・生活に生かすことができていることが要因と考えられます。
	66.4%	65.8%	66.4%	67.3%	66.1%		
5	生きがいを持っている高齢者の割合（まちづくりアンケート）					→	新型コロナウイルス感染症の影響や定年延長により地域の社会活動に変化が見られる中、定期的な高齢者向けの運動教室の実施など、人との交流や外での活動の機会を提供することで、高い値を維持できています。
	94.2%	94.3%	93.1%	93.6%	92.9%		
6	犯罪が少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う市民割合（まちづくりアンケート）					↗	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のボランティアの見守り活動や防犯パトロールなどの活動が制限されたものの、活動制限の緩和に伴い、通常規模に戻ってきたことが、上昇傾向の要因と考えられます。
	79.2%	80.0%	78.9%	81.7%	81.4%		

③基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくりま

【主な取組】

- ・広報誌やSNSを活用し情報共有を進め、地域活動や福祉団体の支援を通じて、市民・地域・行政のネットワークづくりに取り組みました。
- ・生活や就労の相談支援を充実させ、誰もが住み慣れた地域で自立して生活できる仕組みを整えました。
- ・福祉サービスの質向上や人材育成のため、事業者間の連携や研修を通じて支援体制の強化を進めました。
- ・地域ケア会議などを通じ、複合的な課題を共有し、包括的な支援体制を検討しました。

【成果と検証】

	指標名（指標の確認方法）					傾向	評価
	基準値	R3	R4	R5	R6		
1	支え合いのネットワークや仕組みがあるまちになっていると思う市民割合（地域福祉計画アンケート）					↗	設問の選択肢を「わからない」から「その他」と変更したことから、前回調査との単純な比較は難しいですが、指標値としては大きく増加しました。
	38.7%	-	-	-	54.0%		
2	多様な主体がまちづくりに関わっていると思う市民割合（まちづくりアンケート）					→	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行となった令和5年度から多様な主体がまちづくりに関わっている機会が増えてきているものの、同感染症の蔓延以前より、その機会は少ない状況にあることが要因と考えられます。
	42.5%	40.9%	38.8%	40.6%	41.3%		
3	地域自治活動に参加している市民割合（まちづくりアンケート）					↘	自治会・町内会などと地域課題に対する意見交換や勉強会を行い、自治活動への意識を高めていますが、仕事や育児に追われる共働き世帯の増加など近隣関係の希薄化が進み、活動に参加する機会が減少していることなどが要因と考えられます。
	37.7%	33.6%	35.1%	34.3%	35.4%		
4	学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの豊かな育ちを支え合う地域がつけられていると思う市民割合（まちづくりアンケート）					↘	基準値と比較すると数値の向上には至っていませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞していた学校・家庭・地域が連携した取組が徐々に再開されたことに伴い、回復傾向にあります。
	38.6%	37.3%	36.2%	34.1%	37.0%		

5 地域福祉をめぐる今後の課題

課題1 地域活動等の活性化と地域を支える担い手づくりの強化

地域活動やボランティアの参加者が減少し、住民同士のつながりが希薄化しています。コロナ禍で停滞した活動の再開と、誰もが参加しやすい環境づくりが求められています。

人口減少や高齢化により、地域福祉を支える人材が不足しており、孤立のリスクも高まっています。シニアや若者が参画しやすい仕組みづくりや、福祉以外の分野との連携を通じて、地域全体で支え合える体制の構築が必要です。

また、アンケート調査によると「幸福である人」は人との関係性を重視する傾向が高いことがわかっています。このため、幸福度向上の観点からも、地域活動の活性化や交流機会の創出を目指します。

課題2 人権の尊重と誰も排除されることのない地域づくり

児童虐待や不登校の増加、認知症や独居高齢者の増加など、さまざまな人権課題が顕在化しています。子ども、高齢者、障害者、ひきこもり、ニートや生活困窮者など、誰もが地域で孤立せず安心して暮らせるよう、権利の尊重と支援体制の整備が求められています。

また、地域の情報が十分に届いていない現状を踏まえ、誰もが必要な情報にアクセスできる環境づくりも重要です。成年後見制度の活用などを通じて、判断能力が不十分な人の権利擁護も進める必要があります。

地域住民や団体が協力し、世代や分野を超えて人と人、人と資源がつながることで、一人ひとりが生きがいを持ち、誰も排除されることのない共生社会の実現を目指します。

課題3 包括的な支援体制の整備と地域を支える連携の強化

生活課題が多様化・複雑化する中、分野ごとの支援だけでは対応が難しくなっています。制度の活用と関係機関の連携による横断的な支援体制の整備が求められます。相談機関が支援につなぐ役割を担い、情報共有を通じて効果的な支援につなげる仕組みが必要です。

また、困りごとだけでなく、本人の希望や意欲を引き出す支援が重要です。地域住民と支援機関が連携し、対話・協議の場を通じて連携の仕組みを構築することが求められています。福祉に限らず、商業・農業・防災など多様な分野と連携し、地域資源が循環する共生社会の実現を目指します。

第3章

計画の考え方と施策の方向性

Chapter 3:

Concept of the Plan

and Direction of Measures

1 基本理念

ともに支え合い
みんなが安心して暮らすまちづくり

この基本理念は、市民一人ひとりが、自らが暮らす地域に積極的にに関わり、年齢や性別、障害の有無、社会的・経済的な地位などに関係なく地域社会に包摂され、お互いが個人として尊重しあい、生きがいや充実感を持ちながらその人らしい生活ができるまちを目指して取り組んでいくことを表しています。

市民一人ひとりや住民団体、事業所、ボランティア団体などが、地域の課題解決に積極的に参加し、自分ごととして行動していくためにこの基本理念を掲げるものです。同じ基本理念をもち、多様な主体が行動していくことで、「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまち」を創りあげていくことを目指しています。

この基本理念は、平成19年度の多賀城市地域福祉計画（第1期）から掲げてきたものであり、計画全体の一貫した基本となる考え方です。これは多賀城市の福祉のまちづくりの方向性を示すものであり、多賀城市地域福祉計画（第5期）においても継承していきます。

また、これまでの地域福祉の推進に関する取組を再確認し、地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえながら、3つの基本目標を掲げ、地域福祉を推進してまいります。

2 基本目標

基本目標は基本理念の考え方を具現化していくものです。市民一人ひとりが福祉に関する意識を高め、市民、地域、市がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力して地域福祉を推進し、地域共生社会実現のために必要な、施策展開の基本的な方向性を定めています。

課題		基本目標	
1	地域活動等の活性化と地域を支える担い手づくりの強化	1	助け合い支え合えるまちをつくりま
2	人権の尊重と誰も排除されることがない地域づくり	2	多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくりま
3	包括的な支援体制の整備と地域を支える連携の強化	3	地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくりま

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 資料

3 施策展開の体系図

基本理念

ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり

基本目標 1

助け合い支え合えるまちをつくります

施策1 支え合いの心を育みます

施策2 地域の助け合い支え合いで生活課題に取り組めます

施策3 地域を担う人づくりを進めます



基本目標 2

多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくります

施策1 どんな人でも包摂される地域をつくります

施策2 生き生きとした生活づくりを推進します



基本目標 3

地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくります

施策1 地域福祉推進のつながりづくり

施策2 市民一人ひとりが自立して生活できるまちづくり

施策3 包括的な支援を推進します



第1章

第2章

第3章

第4章

資料

4 具体的な施策内容

(1) 基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります

- ・市民一人ひとりが互いに関わりをもちながら、助け合い支え合いの心を育みます。
- ・地域が主体的に生活課題を解決していくため、支え合いの基盤づくりを推進し、地域活動の活性化を図ります。
- ・地域を支える担い手やボランティアなど人づくりを推進します。

施策1 支え合いの心を育みます

施策2 地域の助け合い支え合いで生活課題に取り組みます

施策3 地域を担う人づくりを進めます

成果指標

	成果指標	基準値 (アンケート実施年度)	目標値	指標の 確認方法
1	地域で手助けしたり、されたりする環境が整っていると思う市民割合	37.7% (R7)	↗	まちづくりアンケート
2	福祉活動に取り組む意識がある市民割合	52.5% (R7)	↗	まちづくりアンケート
3	福祉活動に取り組んだことがある市民割合	10.5% (R7)	↗	まちづくりアンケート
4	市民活動等への参画意思のある市民割合	48.9% (R7)	↗	まちづくりアンケート
5	災害時に地域で助け合いができると思う市民割合	60.4% (R7)	↗	まちづくりアンケート
6	要配慮者を助けあう仕組みが整っていると思う市民割合	20.3% (R7)	↗	まちづくりアンケート

基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります

施策1 支え合いの心を育みます

地域の課題を把握し解決していくためには、一人ひとりの市民が福祉に対する理解や認識を深め、主体的に福祉活動に取り組むことが必要です。そのため、お互いに関わりを持ちながら助け合う、支え合いの心を育てていくことが大切です。

地域文化の伝承や世代間交流の促進、広報等による啓発活動、学校教育や社会教育の中での福祉教育を推進し、支え合いの心を育みます。

市民

《市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと》

- ・隣近所での挨拶など、日常のつながりや交流を大切にしましょう。
- ・家庭・地域・学校でのふれあいを通じて、思いやりや信頼の心を育てましょう。
- ・地域の課題を「自分ごと」として考え、支え合う意識を持ちましょう。
- ・福祉への関心を深め、講座やイベント、ボランティアなどに積極的に参加しましょう。

地域

《地域全体で取り組んでいきたいこと》

- ・地域の行事に福祉の内容を取り入れて、みんなで福祉への関心を高めましょう。
- ・市の出前講座などを活用して、福祉について学ぶ機会をつくりましょう。
- ・学校の授業やイベントに参加して、福祉活動や防犯の大切さを伝えましょう。
- ・世代を超えた交流の場をつくり、地域の支え合いを広げましょう。
- ・地域の歴史や文化を学び、次の世代へ伝えていきましょう。

基本目標Ⅰ 助け合い支え合えるまちをつくります

施策Ⅰ 支え合いの心を育みます

市

《市の主な取組》

○福祉に関する学びの機会の提供や世代間交流の促進

- ・ 出前講座を開催し、福祉に関する学びを支援します。
- ・ 各種イベントや事業を開催し、世代間交流が図られるよう工夫します。
- ・ 様々なイベントを通して、活動の輪を広げます。

○広報・啓発活動の充実

- ・ 広報やパンフレット、市ホームページや SNS などを活用し、世代の違いや多様なライフスタイルに配慮したわかりやすい情報発信に努めます。
- ・ 各種強化月間やイベント等を通じて、福祉に対する啓発活動を行います。

○学校教育や社会教育の中での育み

- ・ 小中学校における社会福祉体験活動の充実を推進し、優しく豊かな人間性を育む環境を整えます。
- ・ 地域福祉に取り組む各種団体等が実施する自主的な学習を支援します。
- ・ 福祉に関する研修会や講座の充実を図ります。
- ・ 若年層に対し、啓発活動が進められるよう体制を整えます。

○地域文化の伝承

- ・ 様々なイベント等を通じて活動の輪を広げ、地域の伝統や文化の伝承を支援します。
- ・ 地域資源を活用した賑わいの創出を行います。
- ・ 地域資源を活用した市民文化を作るため、文化事業を実施します。

基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります

施策2 地域の助け合い支え合いで生活課題に取り組みます

多賀城市が「ずっと住み続けたいまち」であり続けるためには、多様な地域の力や「自助、共助、公助」の精神を生かし、地域の助け合い支え合いを活発にしていくことが必要です。

地域には、自治会・町内会、子ども会、商店や企業などさまざまな団体があります。こうした団体は地域福祉活動の母体であり、こうした団体のつながりを強くし、互いの持つ強みや資源を活かした協働のまちづくりを進めることが求められています。

また、要配慮者（高齢者、障害者、子ども等）に対する支援をはじめ、自殺・虐待の防止や防災・減災など、社会で起きる様々な課題を地域全体の問題として考え、地域全体で取り組み、互いに見守り合う体制や仕組みを構築することによってその取組を持続させていくことが大切です。

市民

《市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと》

- ・地域の情報（広報・ホームページ・SNSなど）に関心を持ちましょう。
- ・隣近所とのつながりを大切にし、行事や防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ・日頃からお互いを見守り合い、異変に気づいたら民生委員・児童委員などの相談員に連絡しましょう。
- ・災害時には、支援が必要な方の避難を助けましょう。
- ・子どもたちにも防災の大切さを伝えましょう。
- ・防災情報アプリ¹¹を活用して、災害に備えましょう。
- ・避難所や危険な場所を事前に確認しておきましょう。

地域

《地域全体で取り組んでいきたいこと》

- ・集会所などを活用し、地域の皆さんが気軽に集まり、交流を深めたり、地域の課題について話し合えるような機会をつくっていきましょう。
- ・地域活動には、企画から運営まで多くの人に関わり、世代や価値観の違いに配慮した取組を進めましょう。
- ・企業や事業所とも連携し、ボランティア活動への参加を広げましょう。
- ・日常の困りごとは、地域で助け合える仕組みをつくりましょう。
- ・住まいや仕事の支援などを通じて、誰もが孤立しない地域づくりを進めましょう。
- ・災害時の要配慮者支援や、虐待・再犯防止などの課題は、地域全体で考え、日頃から見守りや支援を行いましょ。
- ・自主防災組織の充実、防災マップの作成、実践的な防災訓練の継続などで、災害への備えを強化しましょう。

¹¹ 防災情報アプリ：本市の防災情報を取得できる市公式アプリ

基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります

施策2 地域の助け合い支え合いで生活課題に取り組みます

市

《市の主な取組》

○情報提供の充実

- ・広報や市ホームページ、SNS等を活用し、世代の違いや多様なライフスタイルに配慮したわかりやすい情報発信に努めます。
- ・高齢者や障害者でも情報を入手しやすいよう、情報のバリアフリーに努めます。

○市民団体やボランティアが活動しやすい環境づくり

- ・市民活動サポートセンターなどを通じてNPO団体や市民活動団体に対する情報提供と活動支援を行います。
- ・市民や多賀城市で活動したいと思う人がボランティアに参加したいと思えるよう、多様なボランティア講座の充実や新たな仕組みの創出を推進します。

○地域活動の環境づくり

- ・自治会・町内会などが地域運営や課題解決に取り組めるよう支援するとともに、地域住民同士の対話や課題共有の場を設け、協働による地域づくりを推進します。

○地域住民等の交流の場の充実

- ・「介護予防」や「子育て」など、地域の中で同じ課題や目的を持つ住民同士が交流できる場づくりを推進します。
- ・多世代交流などのまちづくり事例を紹介する機会をつくり、活動の輪を広げます。
- ・地域住民等が交流できる拠点施設の整備を支援します。

○見守り支援体制の整備

- ・高齢者等が、ひとり暮らしでも安心して暮らすことができる環境を整えます。
- ・地域における安否確認体制と関係機関等との連絡体制を整備し、情報収集に努めます。
- ・気になる世帯や問題を抱える世帯を見守るため、見守りのネットワークを整備します。

○緊急時や災害時の支え合いの仕組みづくり

- ・保健所や地域の医師会、歯科医師会などと連携を図り、休日や夜間等の救急体制や災害時の協力体制を整備します。
- ・地域住民と連携し、災害時に要配慮者が安全に避難できる体制づくりを支援するとともに、避難生活を安心して送れる環境の整備を進めます。

○防災・減災に備えた取組の推進

- ・地域における自主防災組織などの運営を支援します。
- ・地域や学校、関係機関と連携を図り、防災教育副読本の活用やイベントの実施を通じて防災に関する啓発活動を実施します。
- ・多様な主体が連携して実施する防災・減災活動を支援します。

基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります

施策3 地域を担う人づくりを進めます

福祉は人づくりからといわれます。地域住民の地域福祉活動への関心を高め行動するリーダーとして、また地域で支えを必要とする個人や世帯の課題に気づき、ともに解決に向かい、支援に寄り添うキーパーソンとして、地域福祉活動を展開する人材を研修会や講座等を通じて養成し、継続的に支え合い活動が行われていくよう取り組みます。

市民

《市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと》

- ・自分の経験や技術を地域の活動に活かしましょう。
- ・福祉に関する講座や研修に参加して、理解を深めましょう。
- ・地域とのつながりに関心を持ち、支援活動などに積極的に参加しましょう。

地域

《地域全体で取り組んでいきたいこと》

- ・地域の行事や活動を通じて、新しい担い手を見つけましょう。
- ・地域で活動する人たちを支援し、情報共有や交流の場をつくって、つながりを深めましょう。
- ・担い手やリーダーの知識・技術を次の世代へ伝える仕組みを整えましょう。

基本目標1 助け合い支え合えるまちをつくります

施策3 地域を担う人づくりを進めます

市

《市の主な取組》

○自治会・町内会における地域の担い手支援

- ・様々なニーズに対応した研修や講座を開催し、地域の担い手の育成・支援に努めます。
- ・地域の取組を紹介するイベントなどを活用し、新たな担い手の発掘に努めます。

○民生委員・児童委員の活動支援

- ・広報を始めイベントの実施等を通じて活動内容や取組の成果を紹介するなど、民生委員・児童委員やその制度に関する周知・啓発を積極的に行います。
- ・民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるよう、町内会長との協力・連携を進めるとともに、関係機関の連携体制を整備します。
- ・活動に必要な幅広い知識の習得や情報共有の場である各種研修の実施を支援します。

○地域におけるボランティア活動の活性化

- ・研修や講座を通じて得た知識や技術を地域で活用したり、継続して活動を行っていくことができるよう、市民の福祉意識の醸成を図ります。

(2) 基本目標2 多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくります

- ・高齢者、障害者、子ども、外国人、性的少数者、犯罪をした人など、どんな人であっても排除せず、地域社会の一員として包摂されるまちをつくります。
- ・一人ひとりがお互いに尊重し合い、それぞれの価値観を大切に、個々の能力を活かしながら、生き生きと自分らしく生活できるまちを目指します。
- ・様々な個性や特性をもった人が生きづらい地域にならないよう、施設・情報・心のバリアフリーを推進し、みんなにやさしい地域環境をつくります。

施策1 どんな人でも包摂される地域をつくります



施策2 生き生きとした生活づくりを推進します

成果指標

	成果指標	基準値 <small>(アンケート実施年度)</small>	目標値	指標の 確認方法
1	多様性を認め、生き生きと暮らすまちになっていると思う市民割合	65.3% (R6)	↗	地域福祉計画 アンケート
2	性別や国籍等で差別されず、人権が尊重されるまちだと思う市民割合	40.1% (R7)	↗	まちづくり アンケート
3	生涯学習を行っている市民割合	38.4% (R7)	↗	まちづくり アンケート
4	生涯学習の成果を生活に生かしていると思う市民割合	35.7% (R7)	↗	まちづくり アンケート
5	社会活動に参加している高齢者の割合	84.0% (R7)	→	まちづくり アンケート
6	犯罪が少なく、安心して暮らせる地域になっていると思う市民割合	80.9% (R7)	↗	まちづくり アンケート

基本目標2 多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくります

施策1 どんな人でも包摂される地域をつくります

地域での付き合いがスムーズになり、お互いに共感し合えるコミュニティが形成され、支え合いのネットワークが機能していく社会の基盤には、互いの立場を認め合い、人権を尊重し擁護していく環境が必要です。つまり、すべての人を受け入れて、包み込み、支え合うという考え方を普及させることが大切です。

また、人権が侵害されない権利擁護の仕組みや人権を侵害され危険が迫っている人の救済ネットワークが必要とされています。そのため、判断能力が十分でない方の権利を守り、安心して暮らせるようにする成年後見制度の活用や、罪を犯した人が再び地域で生活を再建できるように地域の理解を促進する啓発活動に努めます。これらは、誰もが孤立せず、地域で尊重されながら生きるための重要な仕組みです。

様々な個性や特性を持った人が生きづらい地域にならないよう、やさしい地域環境づくりを推進します。

市民

《市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと》

- ・高齢者、障害者、子ども、性的少数者、外国人、罪を犯し社会復帰を目指す人など、すべての人の人権を尊重し、誰もが受け入れられる地域を目指しましょう。
- ・性別や立場にとらわれず、自由に行動できる社会をつくりましょう。
- ・虐待について理解を深め、地域全体で防止に取り組みましょう。
- ・自分や家族が安心して暮らせるよう、権利擁護について知り、必要な支援を受けましょう。
- ・高齢者や障害者、子どもなどが暮らしやすいよう、バリアフリーで安全な地域づくりを心がけましょう。

地域

《地域全体で取り組んでいきたいこと》

- ・高齢者、障害者、子ども、性的少数者、外国人、罪を犯し社会復帰を目指す人など、すべての人が地域の一員として、分け隔てなく受け入れられる社会を目指しましょう。
- ・住民同士の交流や活動、学びの場を通じて、お互いの違いを認め合い、尊重する心を育てましょう。
- ・地域の行事やイベントでは、誰もが参加しやすいように、バリアフリーの環境づくりを心がけましょう。
- ・虐待の防止、自殺の予防、再犯の防止などにも目を向け、住まいや仕事の支援などを通じて、誰もが孤立しない地域づくりを進めましょう。

基本目標2 多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくります

施策1 どんな人でも包摂される地域をつくります

市

《市の主な取組》

- 多様性への理解の促進
 - ・男女共同参画、性的少数者、多文化共生などに対する理解を促進します。
 - ・国際交流活動など市民団体等の自主的な活動を支援します。
- 人権擁護の普及啓発
 - ・人権擁護委員と連携を図り、啓発活動を実施します。
 - ・地域住民が、罪を犯した人の自立に関心を持ち、支える意識の醸成を図ります。
 - ・広報や市ホームページ、パンフレットや出前講座、研修等の実施による普及啓発を図ります。
- 権利擁護制度の周知啓発
 - ・様々な地域の関係者と連携し、虐待防止や成年後見制度、再犯防止に対する理解の促進や普及啓発を推進します。
 - ・人権擁護委員、地域包括支援センター等の相談窓口を広く市民に周知し、権利擁護制度の周知啓発を図ります。
- 連携体制の強化
 - ・成年後見制度の利用促進に向けて、権利擁護支援の必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるために関係機関と連携した支援体制を整えます。
 - ・判断能力に応じた財産管理支援など、必要な支援及び関係機関とのコーディネートを行います。
 - ・高齢者、障害者、子ども、女性などが虐待によって人権を侵害されないよう、警察や法務局などと連携して対応します。
- 安全安心の環境づくり
 - ・地域で防犯活動を行う団体の運営や活動を支援します。
 - ・防犯講演会や「社会を明るくする運動」等を通じ、防犯・再犯防止の啓発を行います。
 - ・公共施設の維持管理やユニバーサルデザインの導入により、誰もが使いやすい環境を整えます。
 - ・高齢者や障害者、子どもが安全に通行できる道づくりを進めます。
 - ・市民の生活に合った交通手段を守るため、生活交通ネットワークの維持に取り組みます。
 - ・高齢者向け交通安全教室などを開催し、高齢運転者の安全をサポートします。
- バリアフリーの推進
 - ・手話通訳や要約筆記、声の広報、市ホームページの読み上げ機能、点字表記などを通じて、情報のバリアフリー化に取り組みます。
 - ・障害者や外国人の方との円滑なコミュニケーションのため、コミュニケーション支援ボードの活用を推進します。
 - ・広報紙やホームページ、パンフレットの活用に加え、出前講座や研修などを通じて、バリアフリーに関する理解と関心を広げます。

基本目標 2 多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくりま

施策 2 生き生きとした生活づくりを推進します

市民一人ひとりが生きがいのある生活を送り、健やかで思いやりのある心を育むため、生涯にわたり多様な学習の機会が確保される環境をつくりま

地域において、子どもや高齢者の居場所など、世代を超えた地域の居場所づくりが注目されています。これらの居場所は、地域住民が安心して集える場であり、孤立の防止や地域のつながりを強化するものとなります。居場所づくりの活性化には、利用者の多世代化、自治会・町内会等の関わりの促進、そして居場所に関する情報の見える化が重要な課題とされています。

その中で、地域ではさまざまな分野でサロン活動が行われています。サロン活動は、市民一人ひとりが自分の役割を持ち、社会参加を通して生き生きと暮らすことにつながります。地域の情報を共有したり、健康増進や介護予防、とじこもり¹²の解消にもつながるなど、様々な効果が期待されています。

さらに、生涯学習の中で培った知識やスキルなどを実践する場、活躍する場をつくることで、地域の中で良い循環が生まれ、居場所づくりの質の向上にもつながります。こうした取組を通じて、誰もが地域の中で役割を持ち、支え合いながら暮らせる社会の実現を目指します。

市民

《市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと》

- ・生涯にわたって楽しめる趣味やスポーツを見つけ、続けていきましょう。
- ・地域のサロン活動や生涯学習の場に積極的に参加して、新しいことを学び、仲間と交流しましょう。
- ・日常生活の中で、体を動かす機会を見つけて、無理なく続けましょう。
- ・自分で学んだ知識や技術は、地域の中で活かしましょう。

地域

《地域全体で取り組んでいきたいこと》

- ・隣近所で気軽に声をかけ合い、日々の安心をつくりましょう。
- ・地域では、市民同士がつながり、趣味やスポーツを通じた交流の場を広げましょう。
- ・地域住民の知識や経験を活かした生涯学習の活動を進め、学びの輪を広げましょう。
- ・一人ひとりが生きがいを感じられる活動や活躍の機会を持てるようにしましょう。
- ・町内会の回覧板や掲示板などを活用して、地域の人が講師となるイベントなどを紹介しましょう。
- ・人々が地域の中で役割を持ち、地域のために働くことで、貢献し合える仕組みをつくりましょう。

¹² とじこもり：身体的、心理的、社会・環境要因などの理由で高齢者がほとんど外出しなくなり、社会とのかかわりを絶って自宅に引きこもってしまう状態

基本目標2 多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくりま

施策2 生き生きとした生活づくりを推進します

市

《市の主な取組》

○学びやスポーツを通じた生きがいづくり

- ・公民館などでの講座や、自治会・町内会での自主的な学びを応援し、市民が気軽に学べる機会をつくりま。
- ・生涯学習に取り組む団体の活動を支援したり、情報をわかりやすく提供して、もっと多くの人が参加できるようにしま。
- ・美術や音楽などの芸術文化にふれる機会をつくり、市民の関心を高めていきます。

○世代や分野を超えた交流の場づくり

- ・市民や地域の皆さんが主体となって行う講座やサロン活動の運営を応援しま。
- ・広報紙や市のホームページなどを通じて、講座やサロン活動の情報をわかりやすく発信し、誰でも気軽に参加できる環境づくりに取り組みま。
- ・子どもから高齢者まで、年齢に応じたイベントや講座を開催し、さまざまな世代の住民が地域に関わる機会を広げま。

○介護予防やとじこもりの解消

- ・趣味の教室や講座を開催し、心と体の健康づくりを応援し、社会参加のきっかけの場をつくりま。
- ・生涯学習を実践するために必要な支援を行い、誰もが気軽に学びを続けられる環境を整えま。

○学びと活動の循環の仕組みづくり

- ・地域で行われている活動や取り組みの事例を紹介する機会をつくり、「自分もやってみよう」と思えるきっかけを広げま。
- ・ひきこもりの方が少しずつ外に出て活動できるような環境を整え、無理なく参加できる場づくりを進めま。
- ・認知症サポーター養成講座など、地域活動に役立つ情報や学びの機会をつくり、関係機関にも受講を呼びかけていきます。

第1章

第2章

第3章

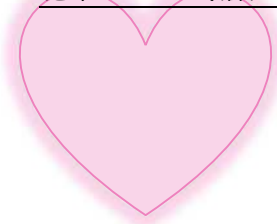
第4章

資料

(3) 基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくります

- ・多様な団体や住民一人ひとりがそれぞれの強みを活かし、つながりを強めることで、地域の課題を共に解決していく地域福祉推進体制を強化します。
- ・生活課題を抱えた人が、住み慣れた地域で自分らしく生活していくことができるよう、地域で支援していくまちを目指します。
- ・市民・地域・各種関係団体・市などが連携し、各分野を超えて、地域社会を支えるネットワーク活動が活発なまちをつくります。

施策1 地域福祉推進のつながりづくり



施策2 市民一人ひとりが自立して生活できるまちづくり

施策3 包括的な支援を推進します

成果指標

	成果指標	基準値 <small>(アンケート実施年度)</small>	目標値	指標の 確認方法
1	支え合いのネットワークや仕組みがあるまちになっていると思う市民割合	54.0% (R6)	↗	地域福祉計画 アンケート
2	多様な主体がまちづくりに関わっていると思う市民割合	45.0% (R7)	↗	まちづくり アンケート
3	地域自治活動に参加している市民割合	52.1% (R7)	↗	まちづくり アンケート
4	学校と家庭と地域が連携して、子どもたちの健やかな成長と豊かな学びを支える環境になっていると思う市民割合	38.3% (R7)	↗	まちづくり アンケート

基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくりま

施策1 地域福祉推進のつながりづくり

地域には、福祉活動を行う様々な団体が存在しています。地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会、老人クラブなど、地域に根ざした活動を行う団体のほか、ボランティア団体やNPO法人など、広域的に活動する団体もあります。それぞれの団体が、地域の課題やニーズに応じた目的を持ち、住民の暮らしを支えるために日々活動しています。

地域福祉の観点からは、これらの団体が互いに連携し、社会福祉施設や医療機関、行政などとネットワークを構築することが重要です。地域の多様な資源が縦横につながることで、住民同士の交流が促進され、支え合いの関係が育まれます。こうしたつながりは、地域の身近な課題を住民と関係機関が協働して解決していく仕組みづくりにつながります。

地域福祉の推進にあたっては、個人の生活スタイルを大切にしたいと考える方など、多様な価値観や生き方も尊重しながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことが大切です。

「地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまち」を目指すためには、地域の多様な主体が、それぞれの立場や役割を活かしながら、協働して地域福祉を推進していくことが期待されます。

市民

《市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと》

- ・隣近所とのつながりを大切にしながら、地域に関心を持ちましょう。
- ・広報や市ホームページなどには目を通し、地域の情報を知りましょう。
- ・新しく引っ越してきた方や近所の方に声をかけて、地域行事への参加を促しましょう。
- ・地域で活動している人や団体に関心を持ちましょう。

地域

《地域全体で取り組んでいきたいこと》

- ・地域で活動しやすい場やきっかけをつくり、誰もが気軽に参加できる環境を整えましょう。
- ・地域の未来を支える担い手（リーダーや協力者）を育てる取組を進めましょう。
- ・地域の活動や団体の情報を発信・共有し、関心を持つ人が参加しやすくなるようにしましょう。
- ・民生委員・児童委員が円滑に活動できるように、地域で協力し合いましょう。
- ・ボランティア活動が活発になるような環境づくりを進め、みんなの力を地域に活かしましょう。
- ・地域福祉に関する課題を共有し、話し合える場をつくりましょう。
- ・地域の中で行われる公益的な取組（みんなのための活動）を増やし、住民同士が助け合える仕組みを広げましょう。

基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくりま

施策1 地域福祉推進のつながりづくり

市

《市の主な取組》

○地域福祉推進のネットワークの構築

- ・市民・地域・行政による地域福祉のネットワーク体制を構築し、地域の課題を共有し、利用可能な社会資源の活用を図ります。
- ・生活困窮者の自立支援や、虐待の防止・自殺予防・再犯防止、さらに成年後見制度の周知など、さまざまな地域の課題に対応できるよう、関係機関と連携した支え合いの仕組みづくりを進めます。

○地域資源のつながりづくり

- ・市ホームページやSNSなどを活用して、まちの情報をわかりやすく発信します。
- ・社会福祉法人や福祉施設など、地域福祉を支える団体同士のつながりづくりを支援します。
- ・保健・医療・介護・福祉などの専門職や関係機関が連携し、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実を目指します。

○自治会・町内会活動等の活性化

- ・地域で行われている支え合いの活動や工夫（ノウハウ）を、広報や市のホームページ、地域共生社会シンポジウムなどを通じて、わかりやすく紹介していきます。
- ・市民や地域の皆さんが参加できるよう、学びの場を提供します。
- ・集会所の改築などを進めて、サロン活動などが活発に行える環境を整えます。

○地域福祉を推進する団体等の活動支援

- ・社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協会、老人クラブなど、地域福祉を支える団体が、継続して活動できるよう支援します。
- ・それぞれの団体が行っている活動内容や取組を、市のホームページなどで紹介し、地域福祉の輪を広げていきます。

基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくります

施策2 市民一人ひとりが自立して生活できるまちづくり

地域において、支援を必要とする人の抱えている生活課題は複雑多岐にわたっています。行政の福祉サービスをはじめ、保健・医療・教育・生活環境など他の生活関連分野だけでなく、民間事業者やNPO法人などとも連携しなければ解決できない課題も少なくありません。

また、支援を必要とする人たちが自分にあったサービスを適切に選択し、自立した地域生活を送るために必要な支援を得られるよう、サービスの総合化を推進することが必要です。特に、経済的な困窮や社会的孤立などにより生活の再建が困難な人に対しては、就労支援や相談支援などを総合的に行う生活困窮者自立支援制度を活用し、地域での自立を支える仕組みを強化します。

市民

《市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと》

- ・地域や社会に貢献する気持ちを大切にしましょう。
- ・仕事や地域活動を通して、自分らしい生きがいを見つけましょう。
- ・広報や市のホームページなどを活用して、福祉サービスや制度の情報を積極的に集めましょう。
- ・困ったときは、相談窓口をためらわずに利用しましょう。

地域

《地域全体で取り組んでいきたいこと》

- ・企業や事業者の皆さんは、市と連携して就労体験の場を提供するなど、生活に困っている人の自立支援に協力しましょう。
- ・高齢者や障害者、罪を犯し社会復帰を目指す人が地域で働きやすいよう、雇用の機会を広げる取組を進めましょう。
- ・社会福祉法人や福祉施設などは、適切な運営を行いながら、福祉サービスの質の向上に努めていきましょう。

基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくりま

施策2 市民一人ひとりが自立して生活できるまちづくり

市

《市の主な取組》

○自立に向けた生活支援の推進

- ・地域包括支援センターや自立相談支援窓口では、さまざまな悩みや相談を受け止め、必要な支援機関と連携し、寄り添いながら継続的に支援していきます。
- ・生活に困っている人など、一人ひとりの状況に合わせた支援ができるよう、家計の改善支援、衣食住の提供、家賃や転居費用の補助など、様々な制度を組み合わせ活用し、地域全体で支え合う仕組みを広げていきます。

○相談者の特性に合わせた就労支援

- ・ひとり親家庭の父母には、資格取得などを通じて、仕事につながる支援を行います。
- ・高齢者には、シルバーワークプラザでの教室や技能講習、就労相談などを通じて、働く機会を広げる支援を行います。
- ・障害者には、相談支援事業所やハローワークと連携して、就労に向けた支援を行います。
- ・社会との関わりに不安があるなどの理由で、すぐに就労を目指すことが難しい人には、就労に向けた基礎能力の形成から支援を行います。

○各分野個別計画の推進

- ・高齢者、障害者、子ども、健康づくりや自殺対策など、それぞれの分野でつくられている個別の計画に基づいた取組を進めていきます。
- ・各分野に係る協議会などの運営マニュアルを見直し、団体がスムーズに活動できるように支援します。

○福祉サービスの質の向上

- ・社会福祉法人や福祉施設などが適切に運営されるように、定期的な指導監査、実地指導を行います。
- ・市民の皆さんからの苦情やご意見をしっかり受け止め、サービスの質を改善する仕組みづくりに取り組みます。

○福祉サービス事業者等への支援

- ・地域包括支援センターや基幹相談支援センターを通じて、事業者へのアドバイスや指導を行い、相談支援の質を高めていきます。
- ・研修会や実地指導などを通じて、事業者同士の連携の機会をつくりながら、知識や技術の向上を支援します。

基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくります

施策3 包括的な支援を推進します

市民が必要なときに、自分に合った福祉サービスを自ら選択し利用するためには、事業者のサービス内容などの情報が適切に提供される環境が必要です。

また、福祉サービスは多岐にわたることから、「どこにどのように相談したらよいかわからない」といったことが起こります。いつでもどこでも必要なサービスを受けることができるようにするためには、サービスに関する相談に対し総合的に対応できる環境が求められています。

複合的な課題を抱える人の自立を支援するためには、関係する部署・機関同士が連携し、適切な支援を行っていく体制や仕組みが必要となっています。

市民

《市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと》

- ・ 広報や市のホームページなどを日頃からチェックして、地域の情報を把握しましょう。
- ・ 困ったときは、各種相談窓口を積極的に活用しましょう。また、情報が必要な方には、相談窓口を紹介しましょう。
- ・ 一人で悩まず、民生委員・児童委員、主任児童委員、障害者相談員など、身近な相談員に相談しましょう。
- ・ 地域の人と信頼し合える関係を築きましょう。

地域

《地域全体で取り組んでいきたいこと》

- ・ 自分たちに必要な情報やサービスについて、学ぶ機会（学習会）を地域で開きましょう。
 - ・ 自治会・町内会や民生委員・児童委員などと連携して、地域の支え合いを広げましょう。
 - ・ 市役所や関係機関の相談窓口の情報を地域の中で共有し、誰もが気軽に相談できる環境を整えましょう。
 - ・ 地域の課題を把握するために、心配ごとを気軽に相談できる場をつくりましょう。
- 話し合える環境が、信頼と支え合いの土台になります。

基本目標3 地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくりま

施策3 包括的な支援を推進します

市

《市の主な取組》

○利用支援の充実

- ・相談や申請の場面では、手話通訳やコミュニケーション支援ボードを活用し、聞こえにくい方や話すことが難しい方も安心して利用できるよう支援します。
- ・申請手続きのオンライン化などを進め、手続きがより簡単にできるよう取り組みます。

○地域情報の把握と共有

- ・複雑な悩みや課題を抱えている人や世帯に対応するために、相談関係機関などで世帯全体の課題を情報共有し、必要な支援につなげる「訪問支援（アウトリーチ）」の仕組みを強化していきます。
- ・地域福祉を進めるネットワークや、団体同士のつながりを活かして、支援が必要な人を早期に把握し、地域で共通する課題を整理・共有していきます。

○身近な地域における相談体制の充実

- ・民生委員・児童委員や障害者相談員など身近な地域の相談員による相談体制の充実を図り、適切な福祉サービスに結びつけます。
- ・市役所の各種相談窓口を始め、地域包括支援センターや子育てサポートセンターなど身近な地域の相談場所の充実を図ります。

○包括的な支援体制の整備

- ・市民が安心して相談できるよう、身近な相談員と専門の相談窓口、支援機関が連携し、相談内容に応じて適切な支援につながる体制を整えていきます。
- ・さまざまな分野にまたがる複雑な課題にも対応できるよう、職員の知識や支援の力を高めるとともに、職員同士や関係機関が協力し合える仕組みや体制づくりを進めていきます。

○多機関協働の仕組みづくり

- ・暮らしの中で起こるさまざまな悩みや困りごとに的確に対応できるよう、福祉・医療・仕事・企業などの専門機関が分野を越えて協力し合い、支援につなげる体制づくりを進めていきます。
- ・相談される方の気持ちや希望を大切にしながら、必要な支援が一つにつながるよう、関係機関との連携を強め、総合的な支援ができる仕組みを整えていきます。



民生委員・児童委員を知っていますか？

民生委員・児童委員は、地域における「つなぎ役」を果たす地域の担い手です。

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されており、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、行政や専門機関と調整をするなど必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心してくらするように、子どもたちを見守り、子育ての不

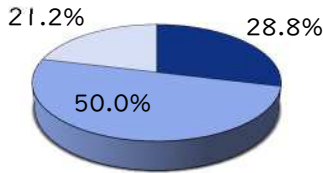
安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員のマークは、幸せのめばえを示す四葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

アンケート結果比較（地域福祉計画アンケート結果）

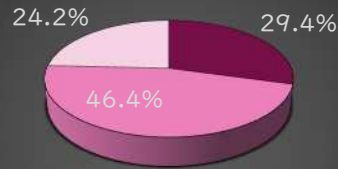
「民生委員・児童委員を知っているという市民割合」

H31



- 名前や活動内容を知っている
- 名前は聞いたことがあるが、活動内容まではわからない
- 名前も活動内容も知らない

R6



- 名前や活動内容を知っている
- 名前は聞いたことがあるが、活動内容まではわからない
- 名前も活動内容も知らない

○ 民生委員・児童委員の日 活動強化週間

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、この日から1週間(5/12～18)を「活動強化週間」と定めています。民生委員・児童委員の存在について地域の住民や関係機関・団体などに理解を深めていただき、信頼関係を築くことを目的に様々なPR活動を展開します。

○ 相談の秘密は守られます

民生委員法第15条に「民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、・・・」とあり、個人の秘密を守るだけでなく、平等な取扱いをすることとされています。

○ 民生委員・児童委員の活動

社会調査

担当区域の住民の実態、福祉ニーズの把握に努めています。

情報提供・利用援助

福祉の制度やサービスに関する情報を提供し、必要な支援へつなぎます。

相談・助言

相手の立場に立ち、親身に相談にのり、助言など援助します。

連絡通報・調整

必要な支援を受けられるよう、行政や関係施設、団体などにつなぎます。

あなたの身近な相談相手、民生委員・児童委員にご相談下さい。

第4章

計画の推進

Chapter 4:

Promotion of the Plan

1 市民・地域・市による計画の推進

地 域福祉計画の推進は、地域住民、関係団体、企業、社会福祉協議会、市など多様な主体が、具体的な実現に向けて協働して取り組んでいくものです。

地域福祉計画の基本理念である「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」をより効果的・効率的に推進し展開していくためには、市民・地域、そして市が地域福祉の重要性を理解し、それぞれの役割を果たしながら、お互いに協力し合うことが必要です。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、地域社会の一員であるとの自覚を持ち、福祉に対する意識や認識を高め、積極的に地域福祉活動に参加していくことが必要です。

(2) 地域の役割

地域での助け合いや支え合いが大切です。また、地域で活動する事業者、各種団体が、互いに連携し、協働して取り組んでいくことが求められています。

(3) 市の役割

「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」の基本理念の下、市は、地域福祉の推進のために、本計画に掲げる施策を総合的に実施する責務があります。また、地域福祉を推進する関係機関・団体等と互いに連携を図り、ともに支え合っていく協力体制を構築していくことが必要です。

2 多賀城市社会福祉協議会との連携による計画の推進

平 成12年の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会は社会福祉法人のなかでも、特に地域福祉を推進する中心的な団体であると規定されました。

本計画の基本理念・3つの基本目標を実現するためには、社会福祉活動への市民参加をはじめ、民間福祉団体の先導役として、計画それぞれの分野で多賀城市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

多賀城市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画が示す理念や方向性の中で地域住民や事業者等が地域福祉を実践していくための活動計画です。

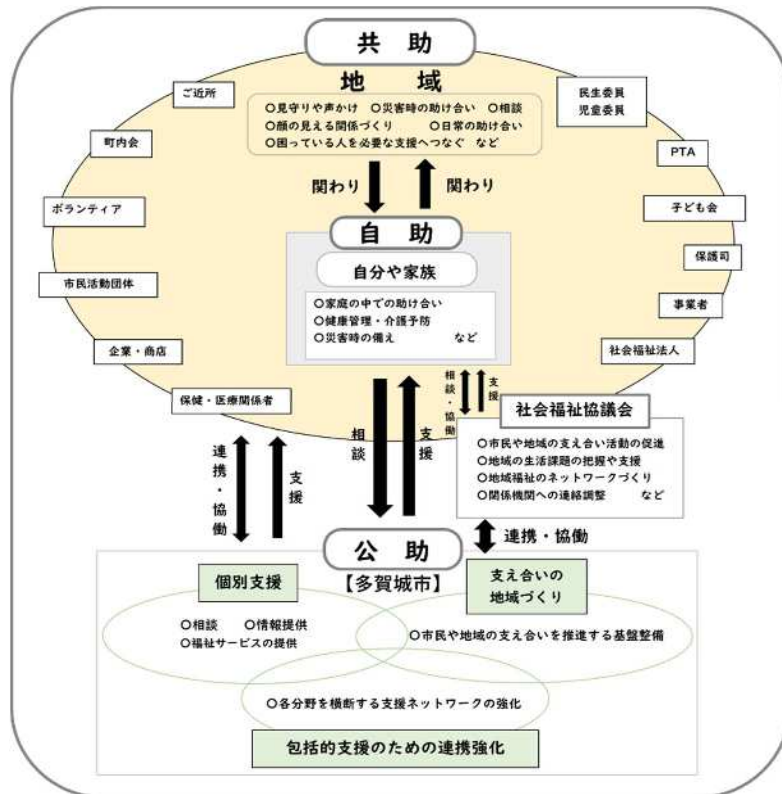
本市は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の連携を図り、市民、地域、市が地域の実情を十分に踏まえながら相互に機能し合い、基本理念が実現するよう目指します。

3 地域福祉計画の進捗管理

市

は、総合的に計画を推進していくため、自治会・町内会、社会福祉協議会、保健所、医療機関、教育機関など、地域福祉を推進する多様な機関と連携を図るとともに、地域福祉計画推進の取組を確認するための仕組みや体制を整備し、定期的な進捗状況の管理・評価・検証を行います。

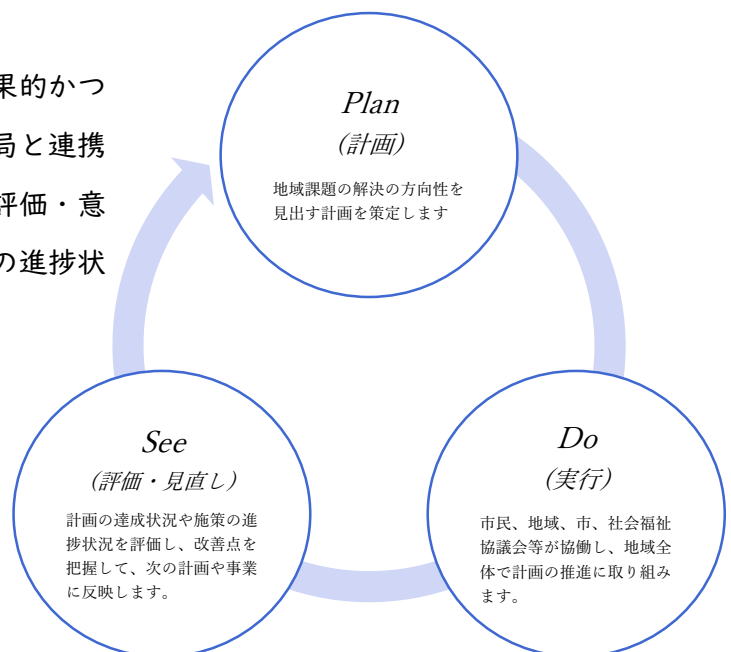
地域福祉の推進主体 相関図（再掲）



4 計画の評価と見直し

本

計画は、地域福祉の取組の効果的かつ継続的な推進のため、関係部局と連携し、PDSの考えに基づき、評価・意見をもらい、指標の達成状況や各種事業の進捗状況の確認を行います。



社会福祉協議会を知っていますか？

第1章

第2章

第3章

第4章

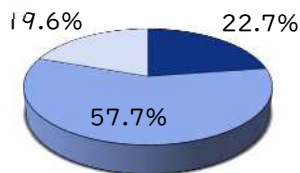
資料

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置された団体であり、地域福祉を推進する中心的役割を果たしています。住民一人ひとりの「地域で安心していきいきと暮らしたい」という願いを実現するため、町内会や福祉団体、ボランティアの協力をいただきながら福祉のまちづくりに取り組んでいます。

アンケート結果比較（地域福祉計画アンケート結果）

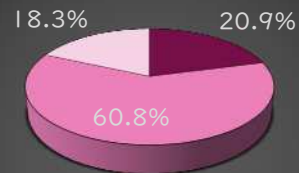
「社会福祉協議会を知っている市民割合」

H31



- 名前や活動内容を知っている
- ▣ 名前は聞いたことがあるが、活動内容まではわからない
- 名前も活動内容も知らない

R6



- 名前や活動内容を知っている
- ▣ 名前は聞いたことがあるが、活動内容まではわからない
- 名前も活動内容も知らない

多賀城市社会福祉協議会には9つの福祉団体の事務局があります。

- 1 多賀城市民生委員児童委員協議会
- 2 多賀城市町内会長連絡協議会
- 3 多賀城市老人クラブ連合会
- 4 多賀城市人権擁護委員
- 5 多賀城市身体障害者福祉協会
- 6 多賀城市ボランティア連絡会
- 7 多賀城市手をつなぐ育成会
- 8 多賀城市遺族会
- 9 多賀城市母子福祉連合会

※各団体の活動内容等の詳細につきましては、社会福祉協議会のホームページ等をご覧ください。

多賀城市社会福祉協議会では、地域課題を解決するための様々な活動を行っています。

○地域カルテ事業

多賀城市から業務委託を受け作成している多賀城市地域カルテが完成しました。令和4年度に西部版から始まり、令和5年度に中央版、令和6年度に東部版を作成し、これで市内3地区全ての地域カルテが完成しました。

地域カルテは、各地域の様々な方からお住まいの地域のことを教えてもらい、記録（カルテ）したものです。各地域の記録（カルテ）を分析し比較することで、皆さんの地域が今どのような状況なのか、それぞれの地域の強み（魅力）や弱み（課題）といった地域の健康状態を把握できる物です。

各地域の特徴やイベントなど、その地域に住んでいるけど知らなかったこと、同じ市内でも地域が違くと良くわからなかったことなど、いろいろな発見や気づきがあると思います。地域カルテは多賀城市と社協のホームページからご覧いただけます。

これからも地域カルテは全地区を毎年度更新し、各地域の現状を皆さんにお伝えてしていきます。

○フードドライブ事業

社協ロビー、JA 仙台多賀城支店、山王地区公民館1階ロビー、大代地区公民館入口、文化センター事業所内の5か所にフードドライブ用のボックスが設置してあります。集まった物品は、市内の子ども食堂や生活困窮者の支援をしている組織やNPO等を通して、支援を必要としている世帯にお届けされます。これからもご協力よろしくお願いします。

- 1 ふれいあいまちづくり事業
- 2 地域カルテ事業
- 3 ひとり暮らし老人給食サービス事業
- 4 フードドライブ事業
- 5 災害ボランティアセンター
- 6 福祉機器貸出事業
- 7 まもりーぶ
- 8 福祉資金貸付事業
- 9 介護予防ボランティア活動ポイント事業

○福祉サービス利用援助事業 まもりーぶ

在宅などで生活する判断能力の不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者が地域で自立した生活を送れるようにお手伝いする有料のサービスです。

サービス内容は、福祉サービスについての相談や手続きの代行・生活に必要なお金を金融機関でお引き落とししてお渡し、大切な書類等をお預かりするサービスがございます。

資料

Appendices

1 多賀城市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(令和7年6月2日告示第53号)

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定する多賀城市地域福祉計画及び同計画を上位計画とする個別の計画(以下「地域福祉計画等」という。)に関する事項について、幅広い意見を聴取するため、多賀城市地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項についての調査及び検討をし、その結果に関し意見等を述べる。

- (1) 地域福祉計画等の策定手順に関する事項
- (2) 地域福祉計画等の内容に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉に従事する者
- (3) 市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報償金の支払)

第6条 委員会の会議に出席した者(以下「出席者」という。)に対し、会議1回当たり金8,100円を支払うものとする。ただし、出席者から辞退の申し出があった場合は、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月2日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

2 多賀城市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属機関・団体・役職等
学識経験者	◎ ^{もり} 森 ^{あさと} 明人	東北福祉大学 共生まちづくり学部 共生まちづくり学科 教授
	○ ^{わたなべ} 渡邊 ^{けい} 圭	東北学院大学 情報学部 データサイエンス学科 講師
保健・医療又は福祉に関する事業関係者	^{あべ} 阿部 ^{ひであき} 英明	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会 事務局長
	^{もりもと} 森本 ^{てるお} 照雄	多賀城市民生委員児童委員協議会 会長
	^{つりふね} 釣舟 ^{せいいち} 晴一	社会福祉法人ゆうゆう舎 理事長
	^{ちゅうばち} 中鉢 ^{よしのり} 義徳	社会福祉法人おひさまと月の里 理事長
	^{しぶさ} 渋谷 ^{みずほ} 瑞穂	公益財団法人 宮城厚生協会 ケアステーションつくし 所長
市民代表	^{すずき} 鈴木 ^{たかお} 太賀夫	高橋北区町内会長 多賀城市町内会長連絡協議会会長
	^{すずき} 鈴木 ^{たけの} たけの	人権擁護委員 多賀城市更生保護協議会女性部会
	^{くしだ} 櫛田 ^{よういち} 洋一	大代地区コミュニティ推進協議会

◎委員長 ○副委員長

注) 所属機関、団体、役職等は、本委員会委員時のものです。

3 多賀城市地域福祉計画等策定委員会開催状況

	開催年月日	協議事項
第1回	令和7年 7月28日	委員会の運営について 多賀城市地域福祉計画（第5期）策定にあたって 令和6年度及び令和7年度地域福祉推進事業について 多賀城市地域福祉計画（第4期）の成果検証
第2回	令和7年10月16日	多賀城市地域福祉計画（第5期）の素案について
第3回	令和8年 1月13日	多賀城市地域福祉計画（第5期）の案について 多賀城市地域福祉計画（第5期）の概要版案について
第4回		多賀城市地域福祉計画（第5期）の案について 多賀城市地域福祉計画（第5期）の概要版案について

4 包括的支援体制推進会議(Orinasu 会議)開催状況

	開催年月日	協議事項
第1回	令和7年 7月14日	Orinasu 会議について 多賀城市地域福祉計画について 多賀城市地域福祉計画（第4期）の評価について
第2回	令和7年10月 2日	多賀城市地域福祉計画（第5期）の素案について
第3回	令和7年12月19日	多賀城市地域福祉計画（第5期）の案について
第4回		多賀城市地域福祉計画（第5期）の案について 多賀城市地域福祉計画（第5期）の概要版案について

5 パブリックコメント

1		
2		
3		
4		

6 地域福祉に関するアンケート調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

住民が健康で生きがいを持ち、安心して生活することができる地域社会を築くためには、行政だけでなく住民とのパートナーシップによる地域福祉の推進が不可欠であることを踏まえ、今後の本市の地域福祉の新しい姿を示す第5期計画を策定するための基礎調査として実施した。

②調査の対象者

種 類	対 象 者
地域福祉アンケート	本市に居住する18歳以上の方2,000人を無作為に抽出

③調査実施方法

種 類	対 象 者
地域福祉アンケート	配付：郵送による配付 回収：郵送による回収またはWEBによる回答

④調査期間

種 類	実施方法
地域福祉アンケート(郵送分)	令和6年12月6日(金)～12月13日(金) (令和6年12月27日(金)到着分まで集計)
(WEB回答分)	令和6年12月6日(金)～12月20日(金)

⑤アンケート回収結果

種 類	対象者数	回収数	無効票	有効回収数	有効回収率
地域福祉アンケート(郵送分)	2,000 票	566 票	0 票	566 票	28.3%
(WEB回答分)		334 票	1 票	333 票	16.7%
計	—	900 票	1 票	899	45.0%

※無効票：重複回答（郵送とWEBの両方の回答があった場合）

⑥集計について

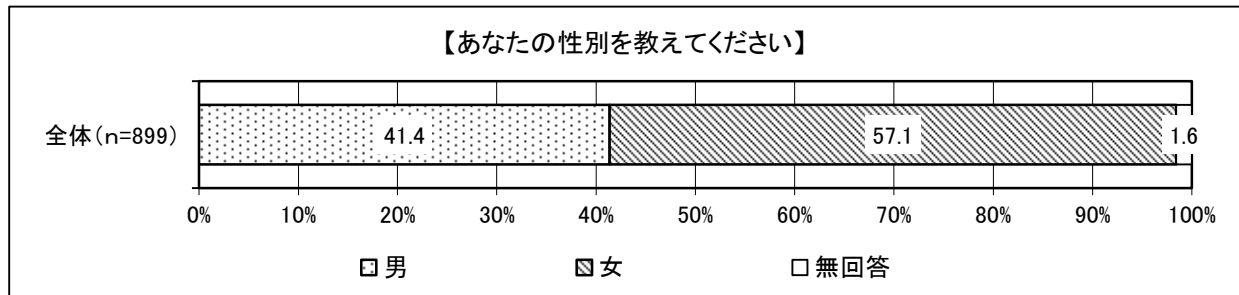
- ・集計結果を百分率（％）で表す場合、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としました。このため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- ・母数（n＝●と表記）は、回答者全員が答えるべき設問については回答者数、条件付き設問については、その設問に答えるべき該当者の数とします。
- ・複数回答を可とした設問で、選択肢をひとつも選択しなかった場合は「無回答」として集計します。
- ・単数回答（一つのみ選択）の設問において、複数選択した場合は、上記と同様に「無回答」として集計します。
- ・グラフ表示に際して、選択肢が多い場合などは、一部値の小さい数値の表記を省略する場合があります。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査 集計結果

1. あなた自身や家族のことについて

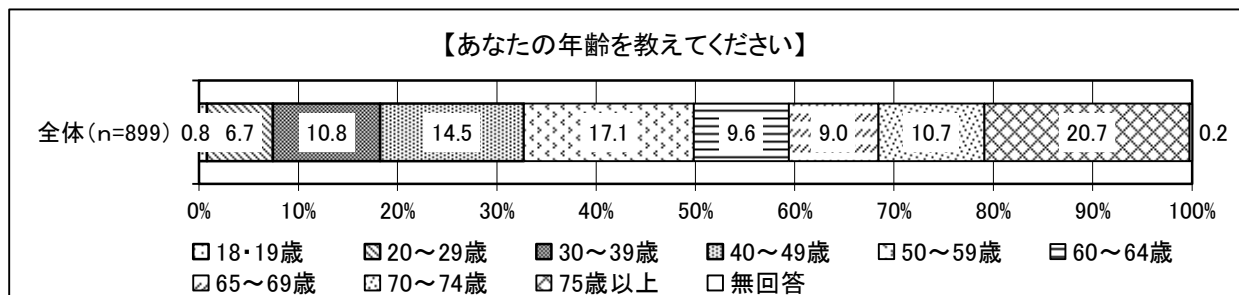
問1 あなたの性別を教えてください。(1つに) ※任意回答

性別は、「女」が57.1%、「男」が41.4%と、「女性」の比率がやや高くなっている。



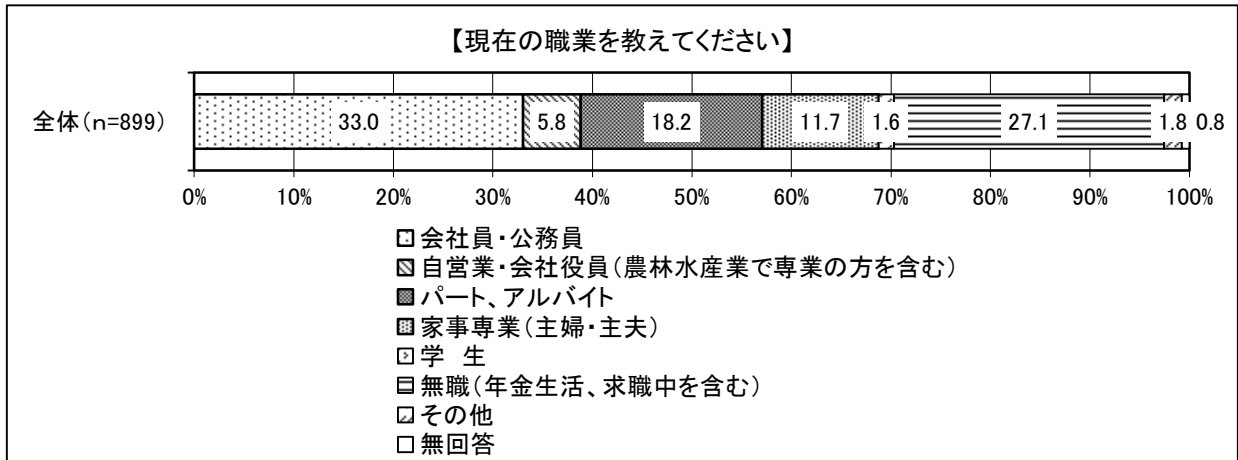
問2 あなたの年齢を教えてください。(1つに)

年齢は、「75歳以上」が20.7%と最も高く、以下、「50～59歳」(17.1%)、「40～49歳」(14.5%)、「30～39歳」(10.8%)、「70～74歳」(10.7%)、「60～64歳」(9.6%)、「65～69歳」(9.0%)、「20～29歳」(6.7%)、「18・19歳」(0.8%)となっている。



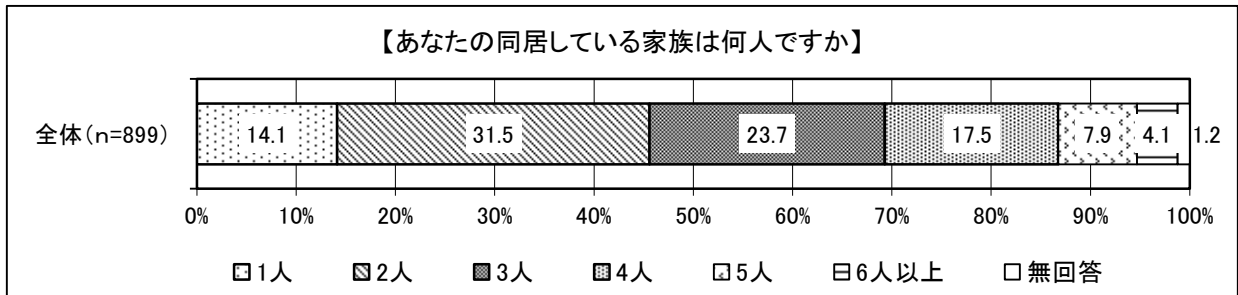
問3 現在の職業を教えてください。(1つに)

職業は、「会社員・公務員」が33.0%と最も高く、以下、「無職(年金生活、求職中を含む)」(27.1%)、「パート、アルバイト」(18.2%)、「家事専業(主婦・主夫)」(11.7%)と続く。



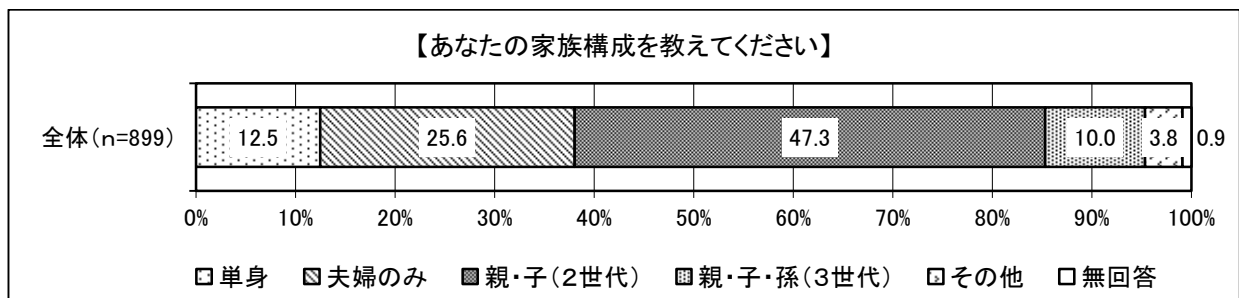
問4 あなたの同居している家族は何人ですか。あなたを含めた人数を記入して下さい。

同居している家族、「2人」が31.5%と最も高く、以下、「3人」(23.7%)、「4人」(17.5%)、「1人」(14.1%)と続く。



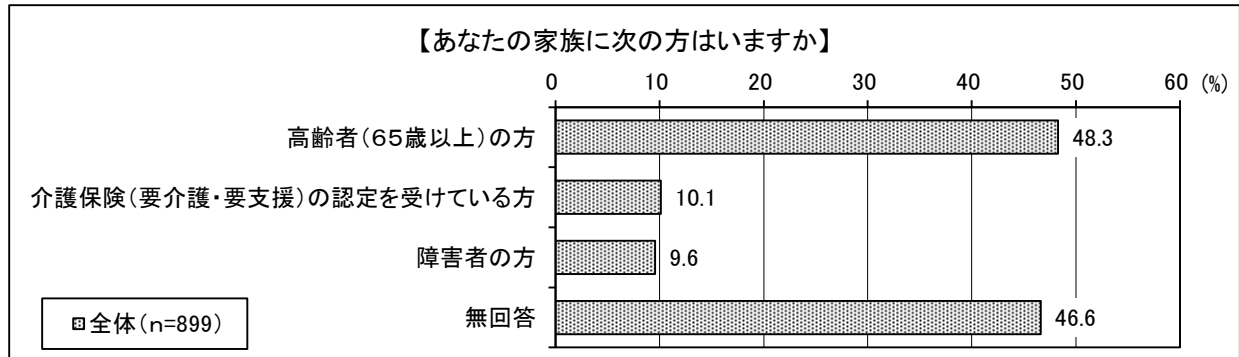
問5 あなたの家族構成を教えてください。(1つに)

家族構成は、「親・子(2世代)」が47.3%と最も高く、以下、「夫婦のみ」が25.6%、「単身」が12.5%、「親・子・孫(3世代)」が10.0%となっている。



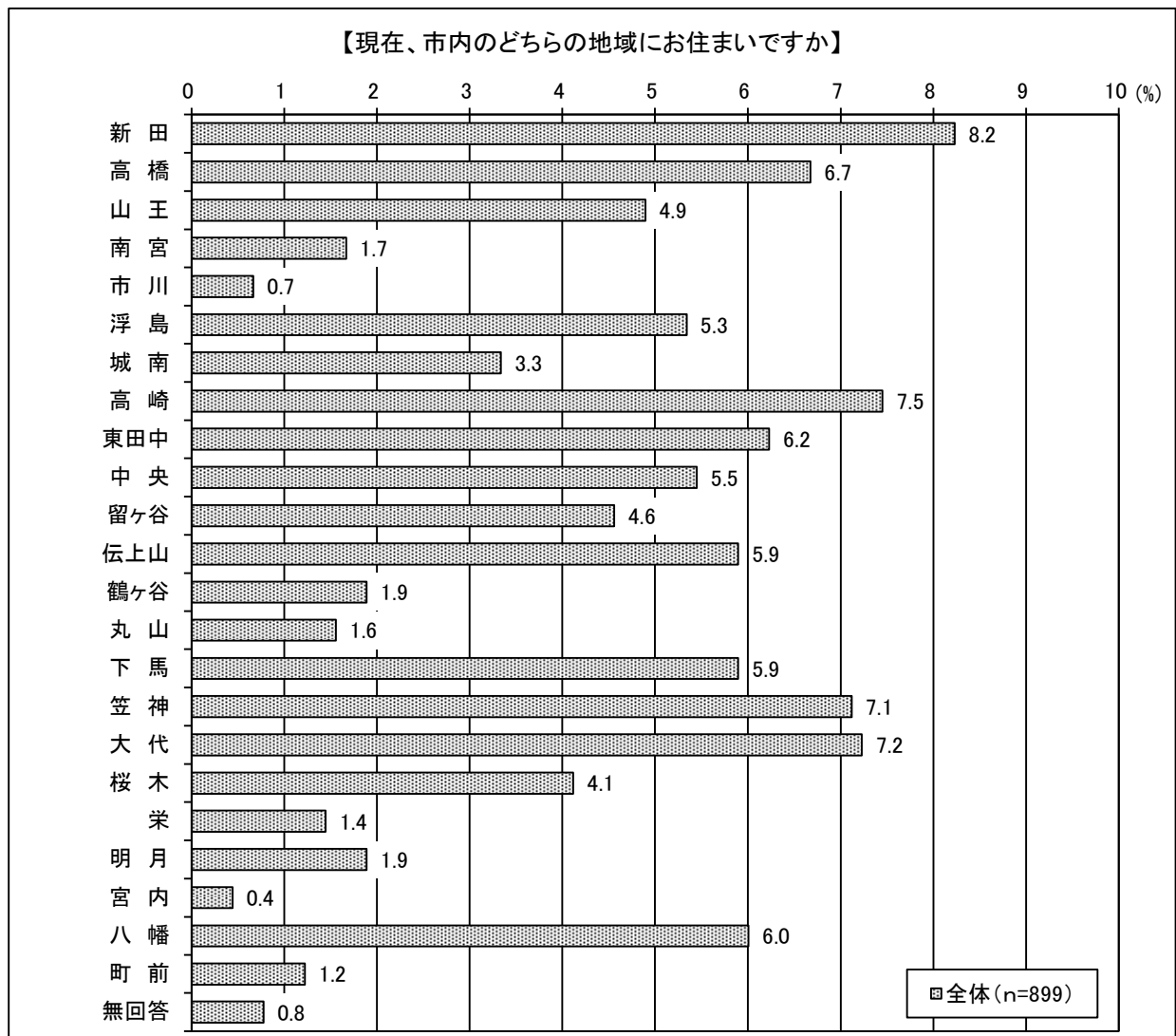
問6 あなたの家族に次の方はいますか。(該当するものすべてに)

一緒に住んでいる家族については、「高齢者(65歳以上)の方」が48.3%と最も高く、以下、「介護保険(要介護・要支援)の認定を受けている方」が10.1%、「障害者の方」が9.6%となっている。なお、無回答が46.6%であり、半数近くがいずれも「いない」方と判断される。



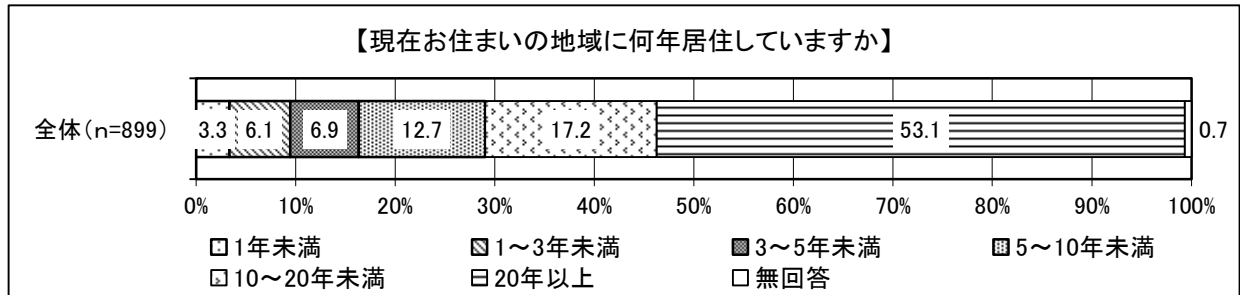
問7 現在、市内のどちらの地域にお住まいですか。(1つに)

現在お住いの地域は、「新田」が8.2%と最も高く、以下、「高崎」が7.5%、「大代」が7.2%、「笠神」が7.1%、「高橋」が6.7%、「東田中」が6.2%、「八幡」が6.0%と続く。



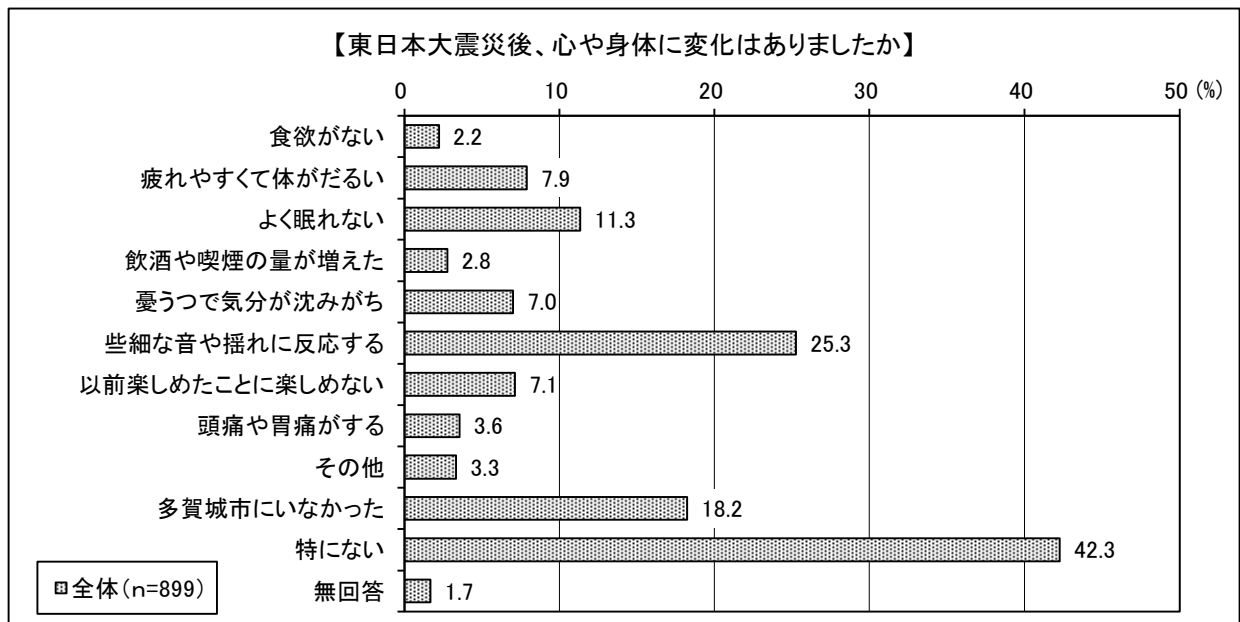
問8 現在お住まいの地域に何年居住していますか。(1つに)

居住歴は、「20年以上」が53.1%と最も高く、以下、「10～20年未満」が17.2%、「5～10年未満」が12.7%、「3～5年未満」が6.9%、「1～3年未満」が6.1%、「1年未満」が3.3%となっている。



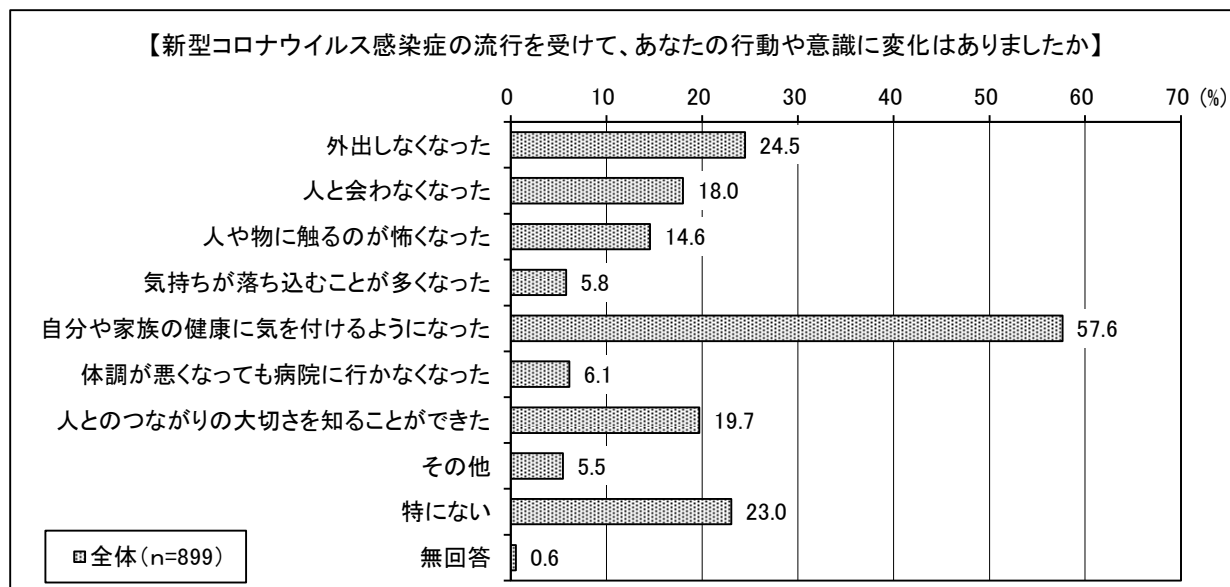
問9 東日本大震災後、心や身体に変化はありましたか。(該当するものすべてに)

東日本大震災後、心や身体に変化があったかについては、「些細な音や揺れに反応する」(25.3%)、「よく眠れない」(11.3%)、「疲れやすくて体がだるい」(7.9%)、「以前楽しめたことに楽しめない」(7.1%)、「憂うつで気分が沈みがち」(7.0%)などが上位となっている。なお、「特にない」が42.3%と最も高い比率となっており、「多賀城市にいなかった」は18.2%となっている。



問10 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、あなたの行動や意識に変化はありましたか。（該当するものすべてに☑）

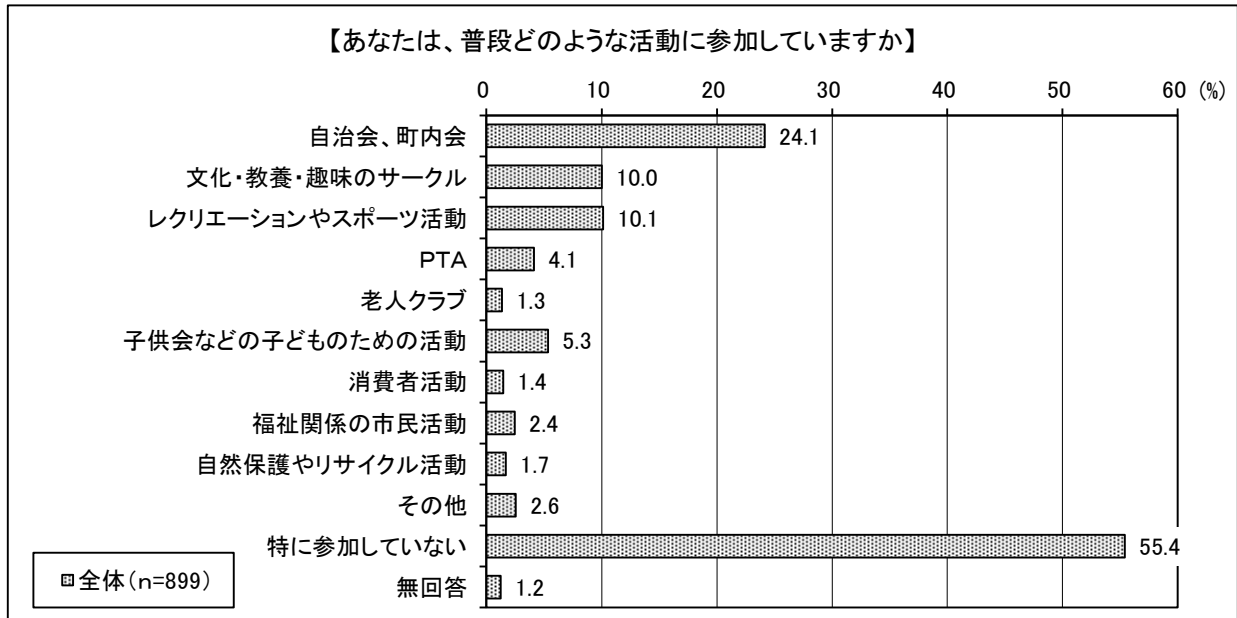
新型コロナウイルス感染症の流行を受けて行動や意識に変化があったかについては、「自分や家族の健康に気を付けるようになった」が57.6%と最も高く、以下、「外出しなくなった」（24.5%）、「人とのつながりの大切さを知ることができた」（19.7%）、「人と会わなくなった」（18.0%）、「人や物に触るのが怖くなった」（14.6%）と続いている。なお、「特にない」は23.0%となっている。



2. あなたと地域との関わりについて

問11-1 あなたは、普段どのような活動に参加していますか。（該当するものすべてに)

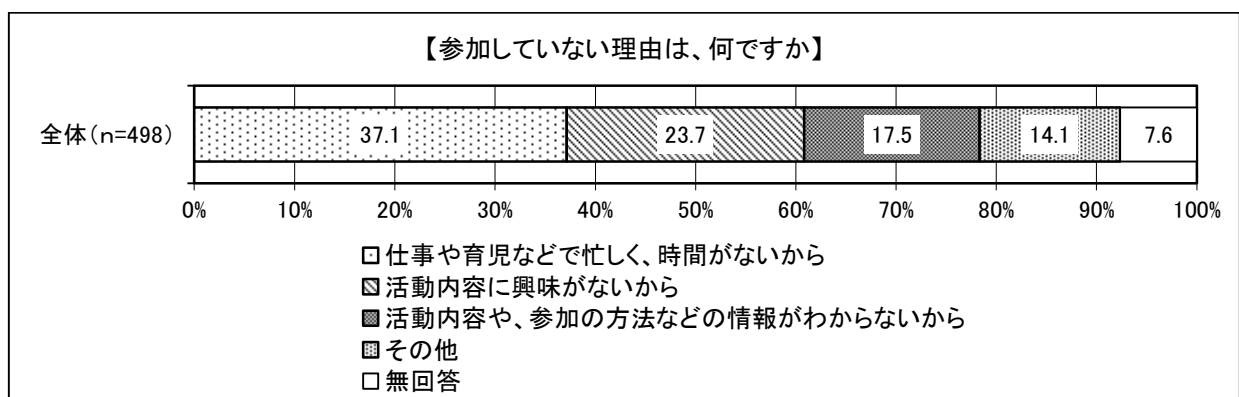
普段参加している活動については、「自治会、町内会」（24.1%）や「レクリエーションやスポーツ活動」（10.1%）、「文化・教養・趣味のサークル」（10.0%）が上位となっている。なお、「特に参加していない」が55.4%と半数以上を占めている。



【問11-1で、「特に参加していない」を選んだ方のみお答えください。】

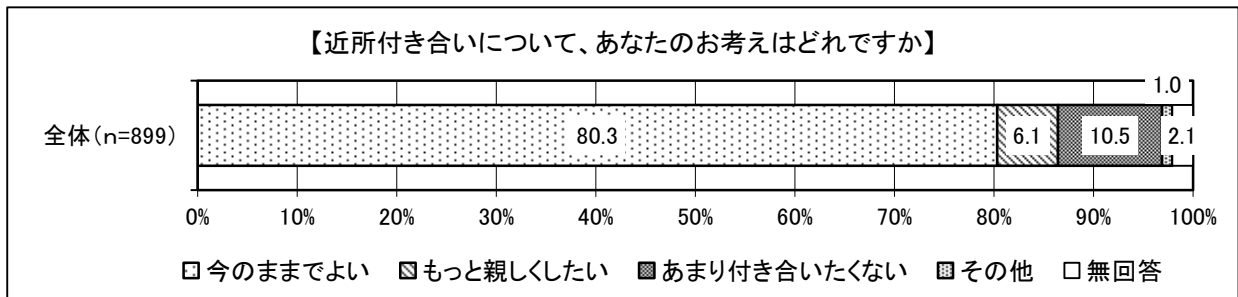
問11-2 参加していない理由は、何ですか。（1つに)

参加していない理由は、「仕事や育児などで忙しく、時間がないから」が37.1%と最も高く、以下、「活動内容に興味が無いから」が23.7%、「活動内容や、参加の方法などの情報がわからないから」が17.5%となっている。なお、「その他」（14.1%）では、“介護”や“病気”、“足がない”などの回答があった。



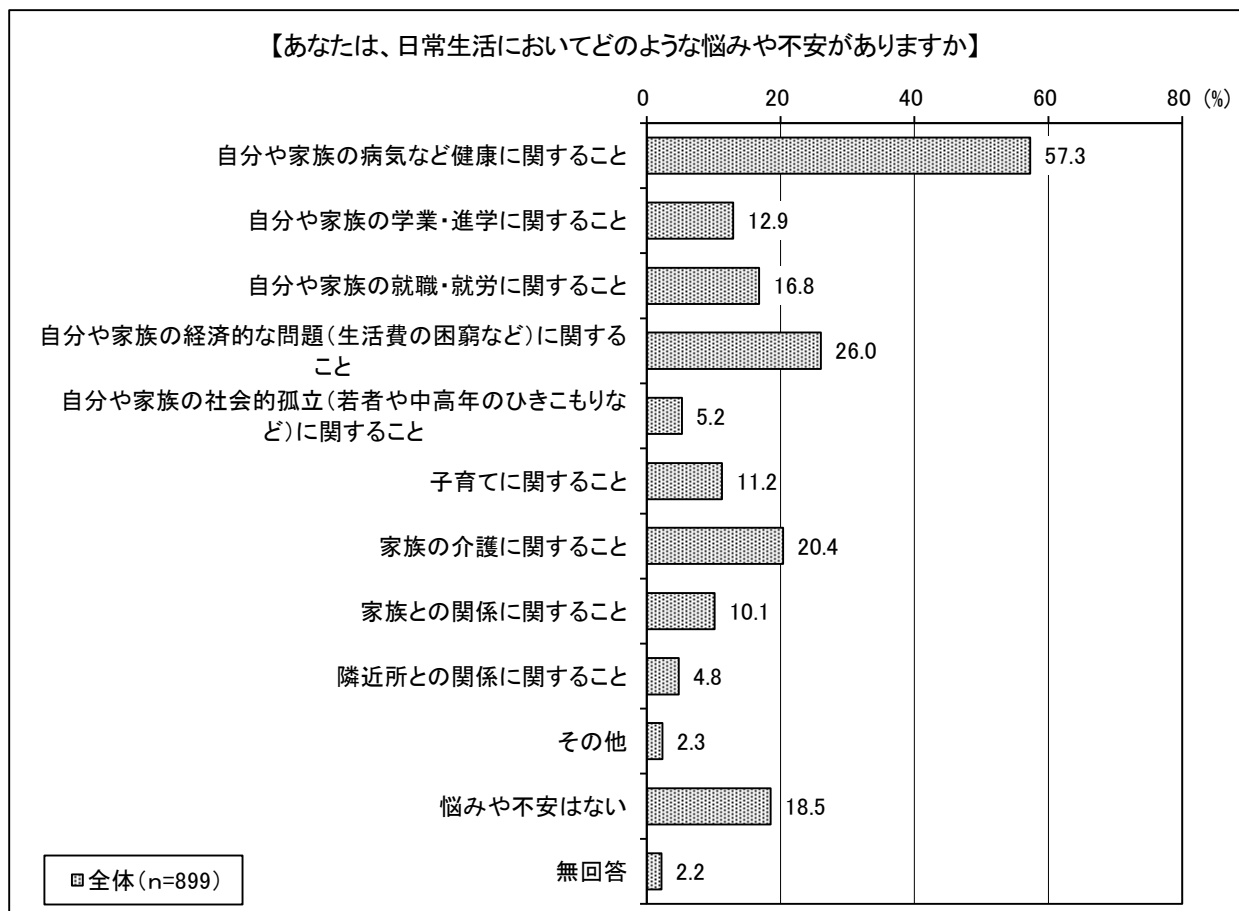
問12 近所付き合いについて、あなたのお考えはどれですか。（1つに)

近所付き合いについては、「今のままでよい」が80.3%と多数を占め、「あまり付き合いたくない」が10.5%、「もっと親しくしたい」が6.1%となっている。



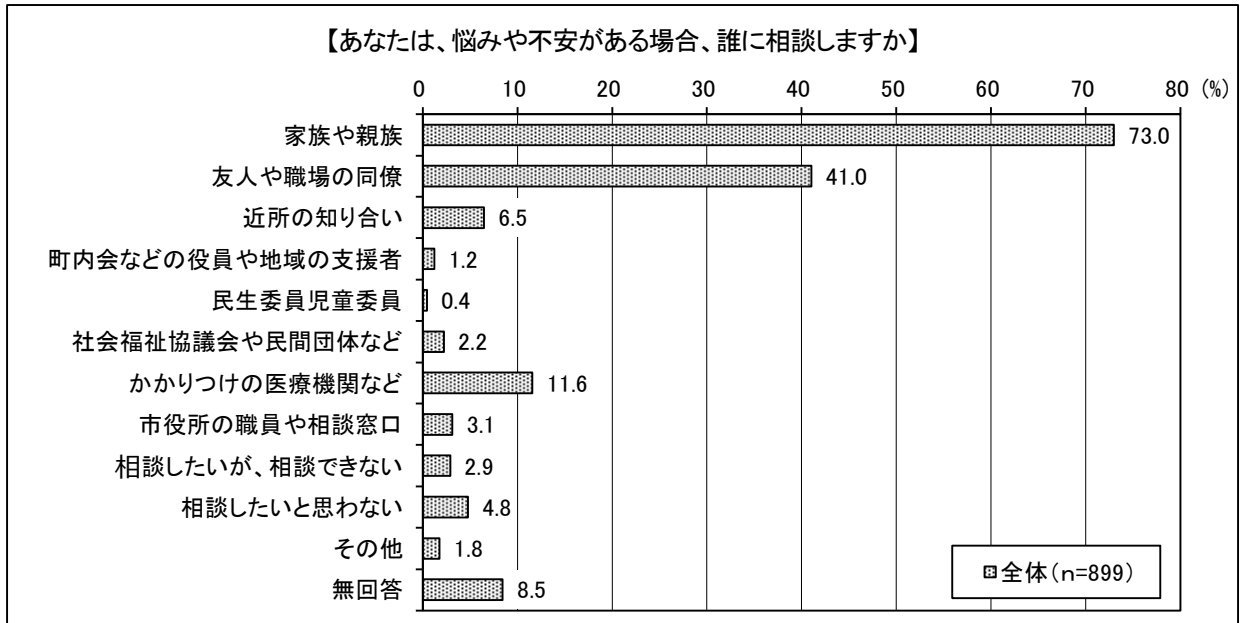
問13 あなたは、日常生活においてどのような悩みや不安がありますか。（該当するものすべてに)

日常生活の悩みや不安については、「自分や家族の病気など健康に関すること」が57.3%と最も高く、以下、「自分や家族の経済的な問題（生活費の困窮など）に関すること」（26.0%）、「家族の介護に関すること」（20.4%）、「自分や家族の就職・就労に関すること」（16.8%）、「自分や家族の学業・進学に関すること」（12.9%）と続いている。



問14-1 あなたは、悩みや不安がある場合、誰に相談しますか。（該当するものすべてに)

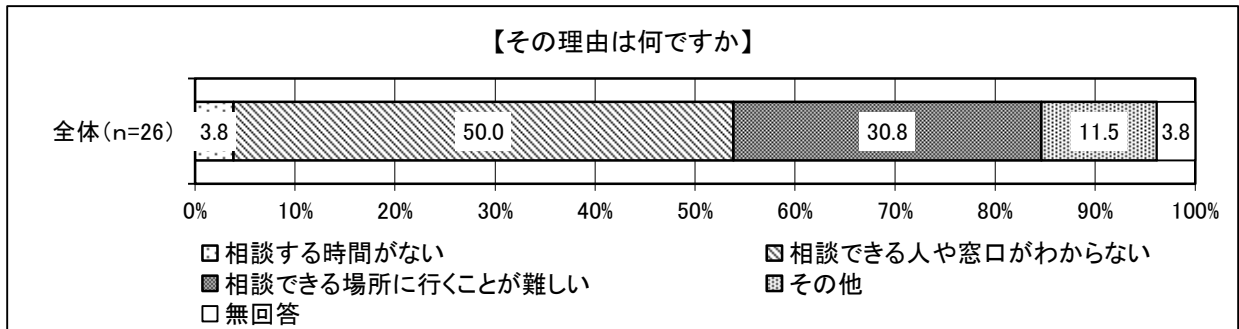
悩みや不安がある場合の相談相手は、「家族や親族」が73.0%と突出しており、以下、「友人や職場の同僚」(41.0%)、「かかりつけの医療機関など」(11.6%)、「近所の知り合い」(6.5%)と続いている。



【問14-1で、「相談したいが、相談できない」を選んだ方のみお答えください。】

問14-2 その理由は何ですか。（1つに)

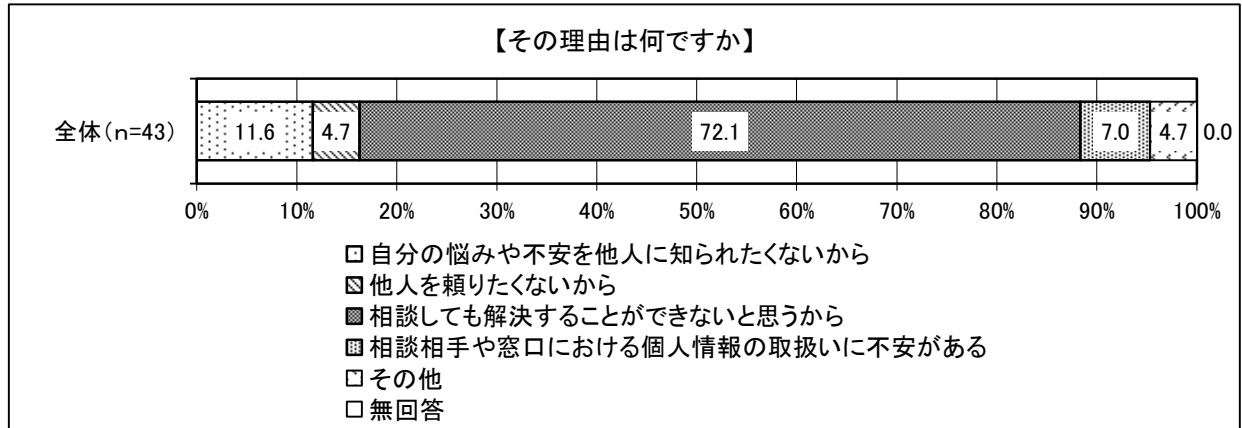
相談したいが、相談できない理由は、「相談できる人や窓口がわからない」が50.0%と最も高く、「相談できる場所に行くことが難しい」は30.8%、「相談する時間がない」は3.8%となっている。



【問14-1で、「相談したいと思わない」を選んだ方のみお答えください。】

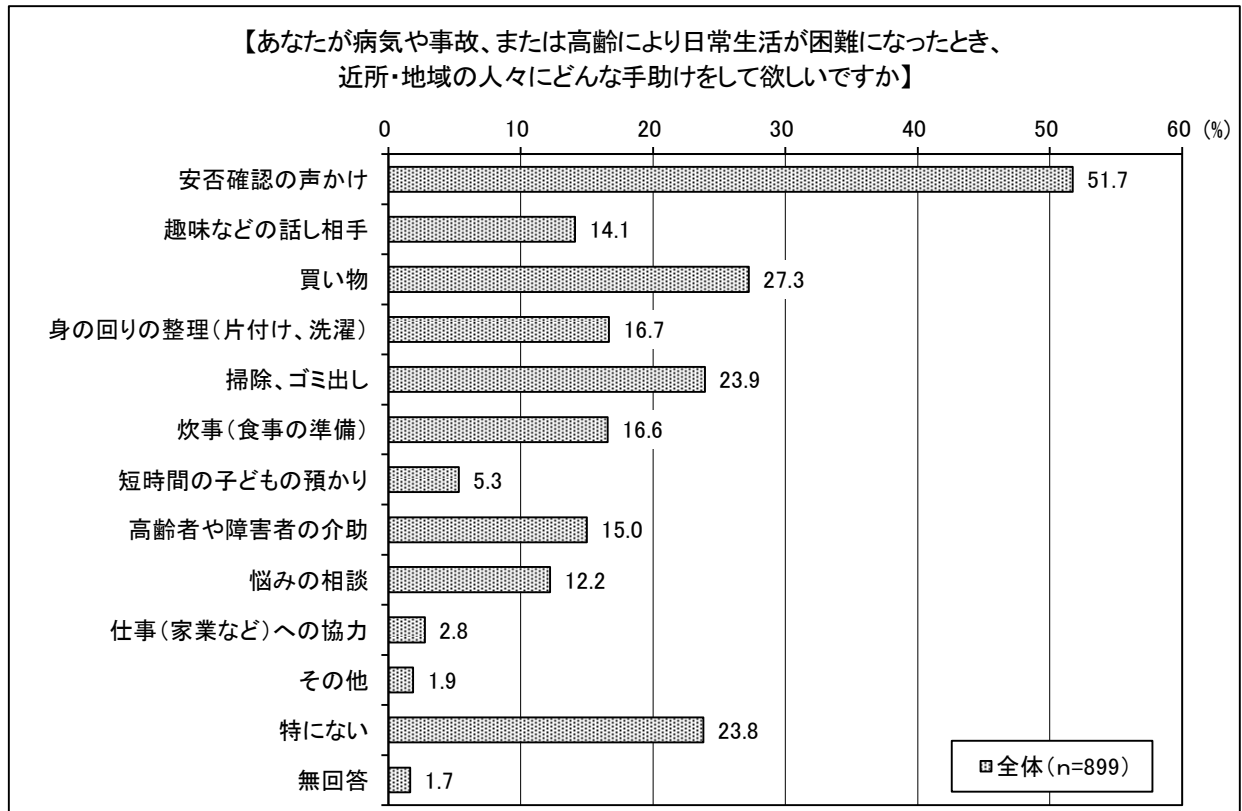
問14-3 その理由は何ですか。（1つに☑）

相談したいと思わない理由は、「相談しても解決することができないと思うから」が72.1%と多数を占め、以下、「自分の悩みや不安を他人に知られたくないから」（11.6%）、「相談相手や窓口における個人情報の取扱いに不安がある」（7.0%）、「他人を頼りたくないから」（4.7%）となっている。



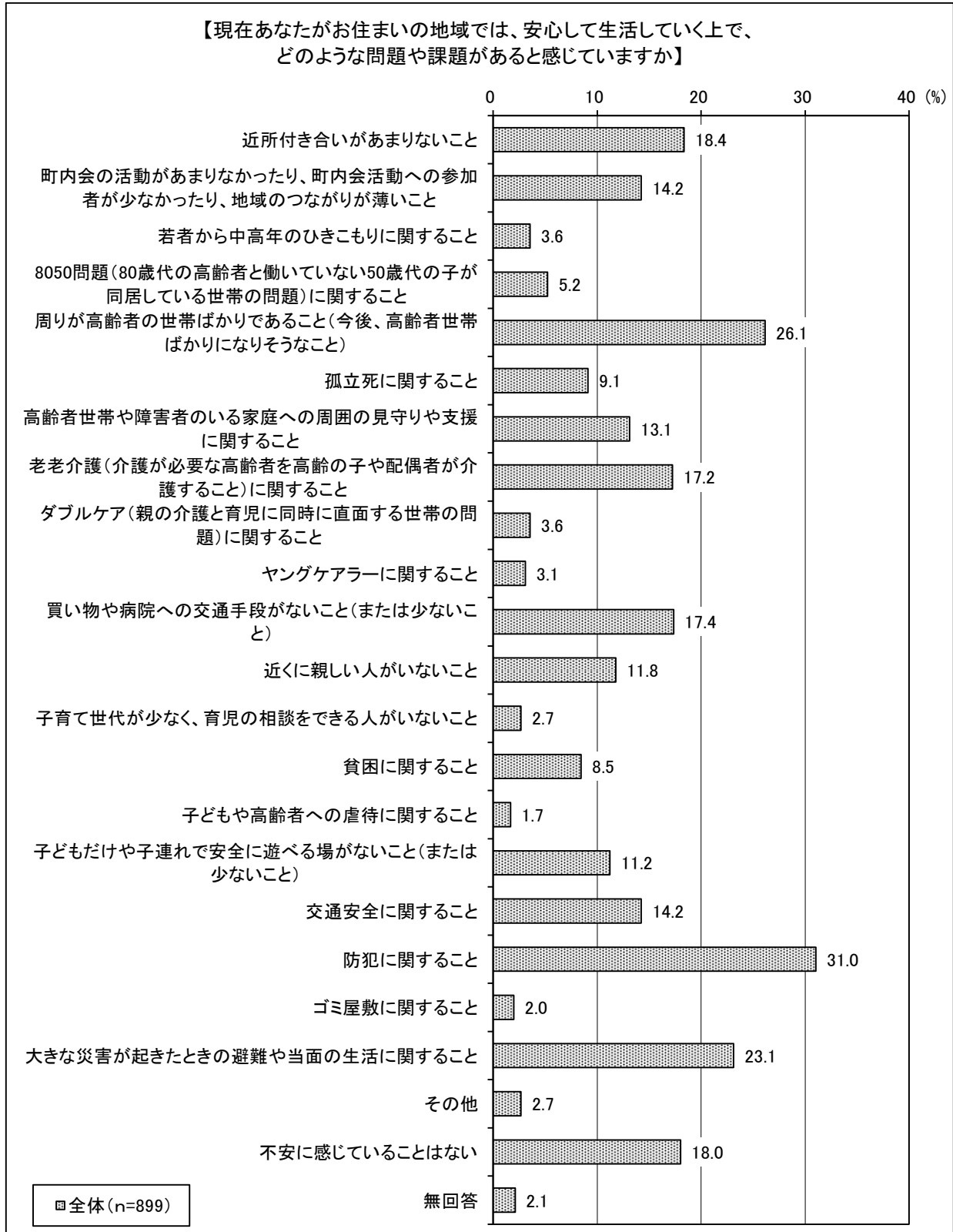
問15 あなたが病気や事故、または高齢により日常生活が困難になったとき、近所・地域の人々にどんな手助けをして欲しいですか。（該当するものすべてに☑）

病気や事故、または高齢により日常生活が困難になったとき、近所・地域の人に手助けして欲しいことは、「安否確認の声かけ」が51.7%と最も高く、以下、「買い物」（27.3%）、「掃除、ゴミ出し」（23.9%）、「身の回りの整理（片付け、洗濯）」（16.7%）、「炊事（食事の準備）」（16.6%）と続く。なお、「特にない」は23.8%となっている。



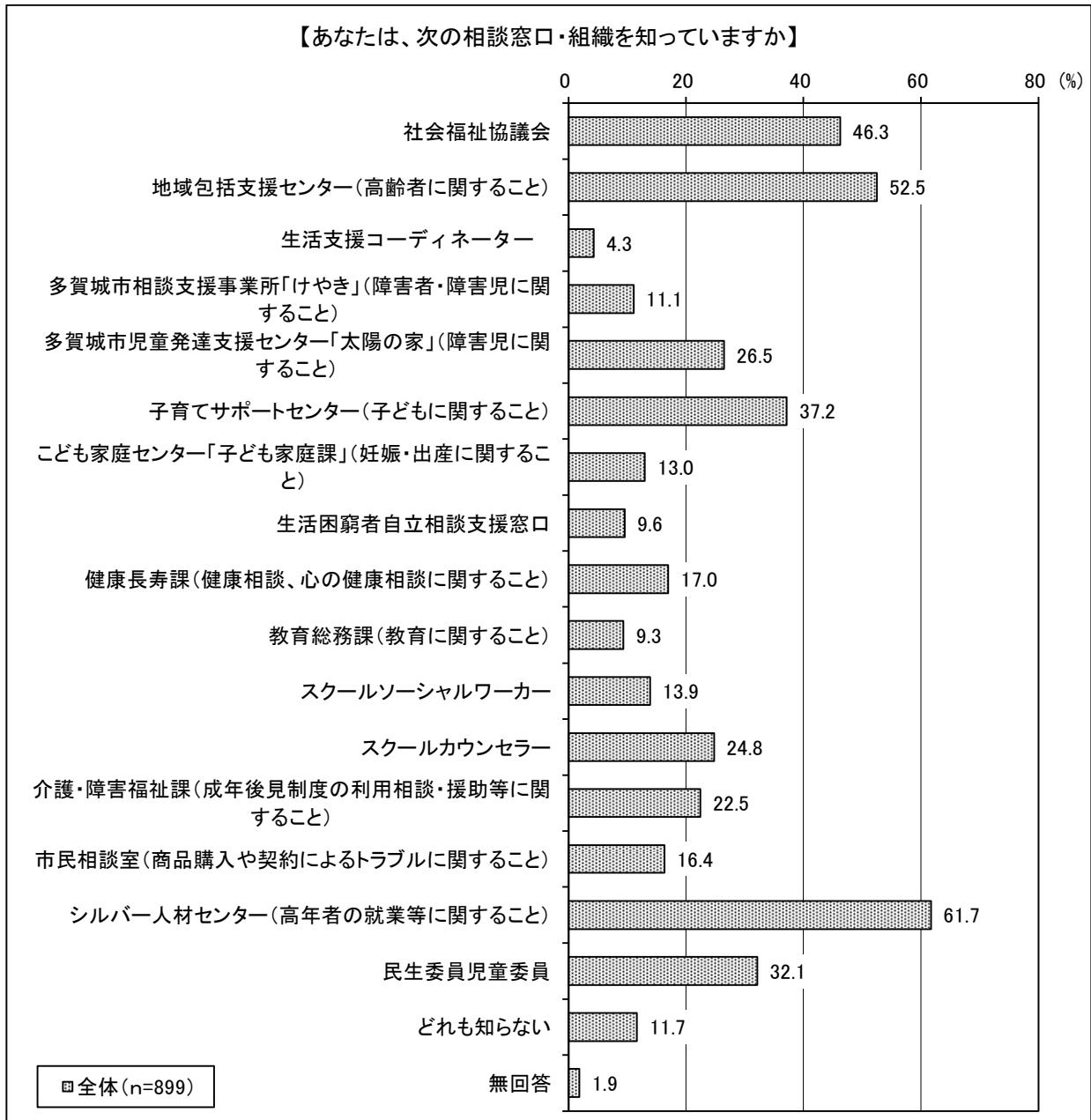
問16 現在あなたが住まいの地域では、安心して生活していく上で、どのような問題や課題があると感じていますか。（該当するものすべてに)

地域の問題や課題については、「防犯に関すること」が31.0%と最も高く、以下、「周りが高齢者の世帯ばかりであること（今後、高齢者世帯ばかりになりそうなこと）」(26.1%)、「大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること」(23.1%)、「近所付き合いがあまりないこと」(18.4%)と続く。なお、「不安に感じていることはない」は18.0%となっている。



問17 あなたは、次の相談窓口・組織を知っていますか。（該当するものすべてに)

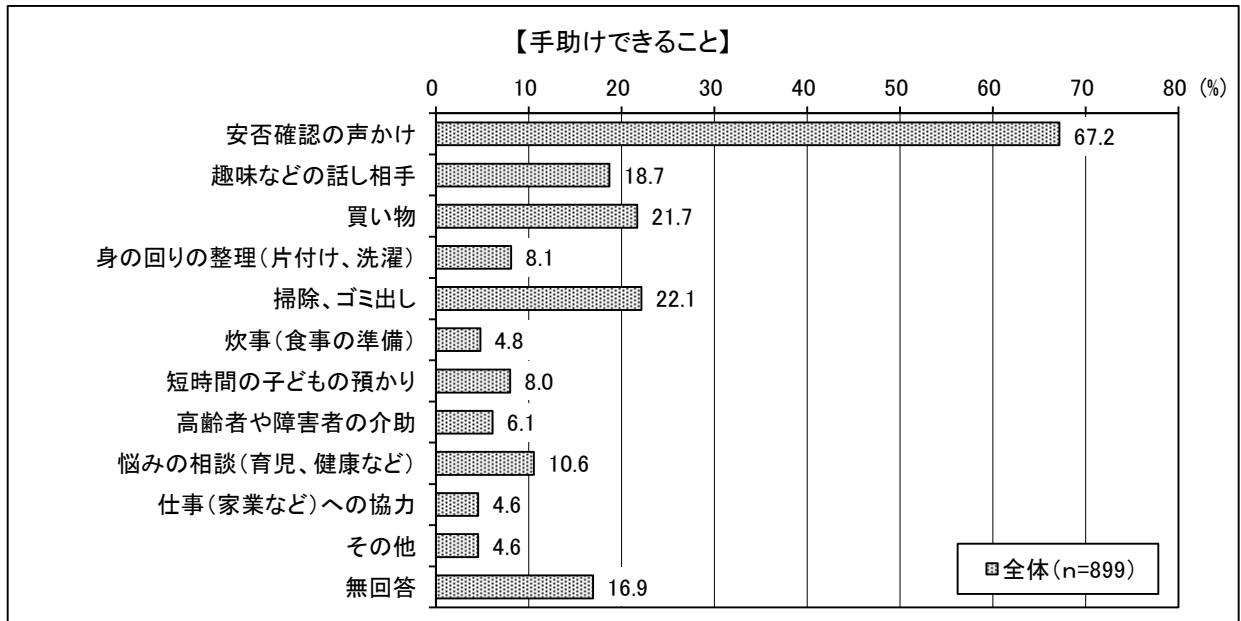
知っている相談窓口・組織については、「シルバー人材センター（高年者の就業等に関すること）」が61.7%と最も高く、以下、「地域包括支援センター（高齢者に関すること）」(52.5%)、「社会福祉協議会」(46.3%)、「子育てサポートセンター(子どもに関すること)」(37.2%)、「民生委員児童委員」(32.1%)と続く。なお、「どれも知らない」は11.7%となっている。



問18 あなたは、あなたの近所や地域で、子育て世帯や高齢者、障害者など困っている人がいたら、何か手助けできることはありますか。また、実際に手助けをしたことがありますか。

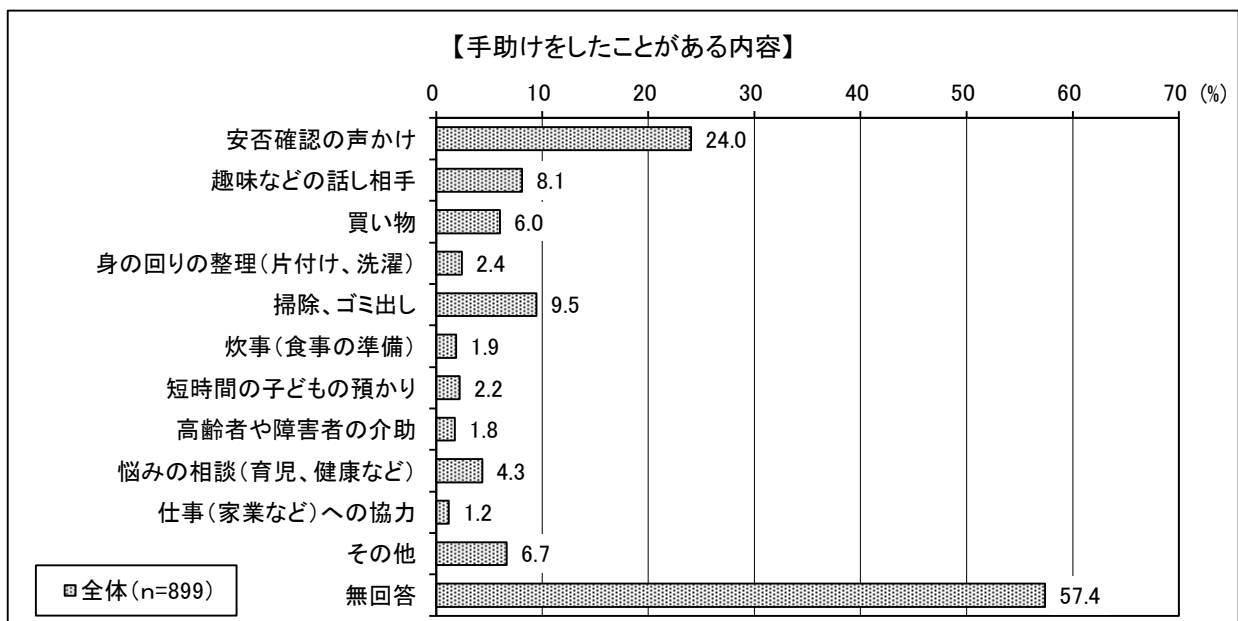
(1) 手助けできること（該当するものすべてに)

子育て世帯や高齢者、障害者など困っている人に手助けできることは、「安否確認の声かけ」が67.2%と突出しており、以下、「掃除、ゴミ出し」(22.1%)、「買い物」(21.7%)、「趣味などの話し相手」(18.7%)、「悩みの相談（育児、健康など）」(10.6%)と続く。



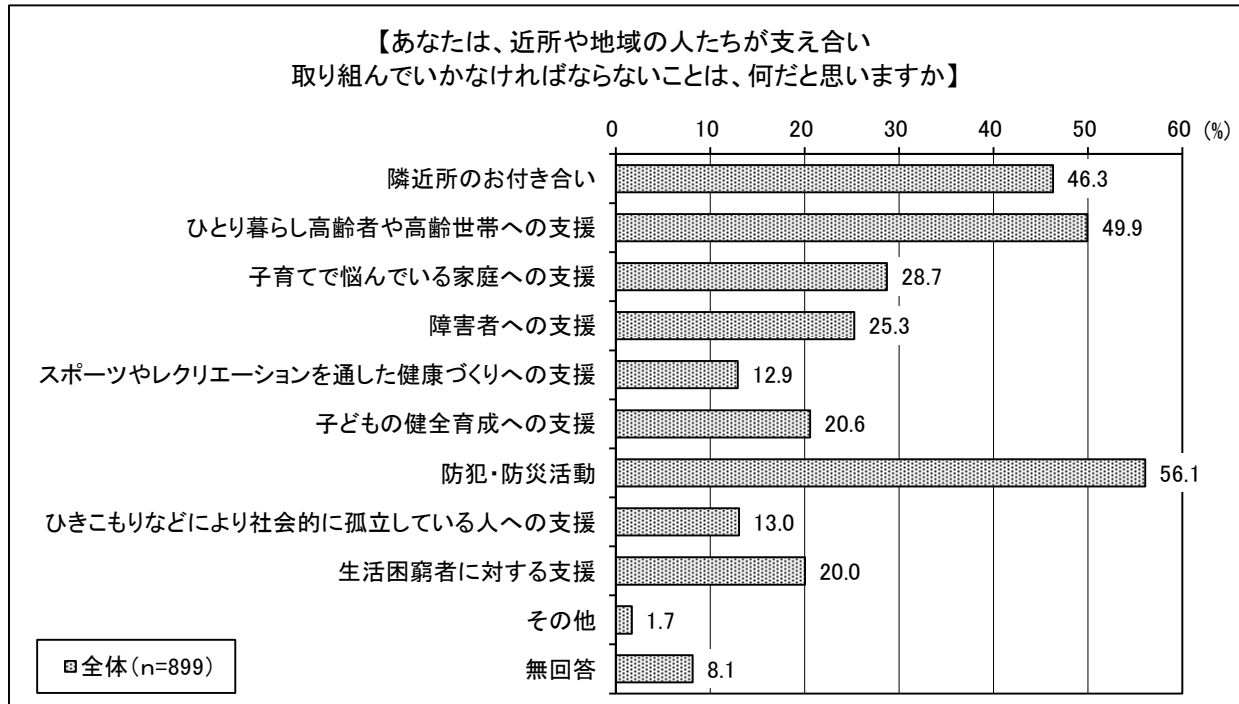
(2) 手助けをしたことがある内容（該当するものすべてに)

手助けしたことは、「安否確認の声かけ」(24.0%)や「掃除、ゴミ出し」(9.5%)、「趣味などの話し相手」(8.1%)、「買い物」(6.0%)などが上位である。なお、無回答が57.4%であり、「手助けをしたことがない」方が過半数を占めていると判断される。



問19 あなたは、近所や地域の人たちが支え合い、取り組んでいかなければならないことは、何だと思いますか。（該当するものすべてに☑）

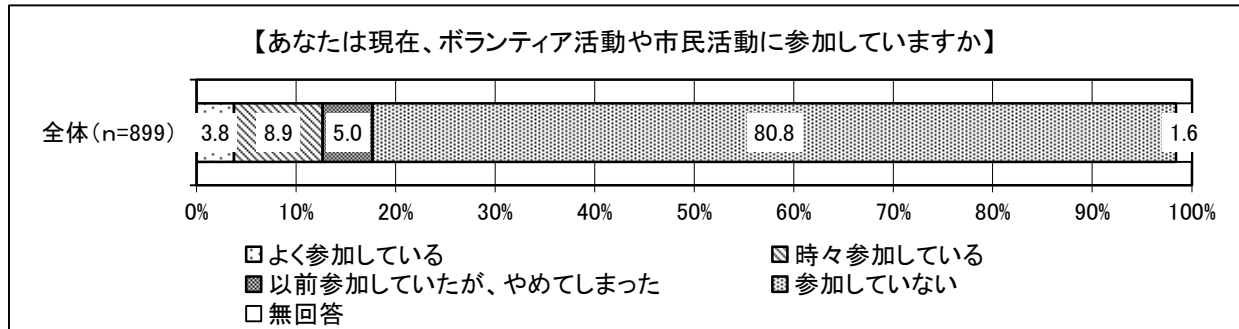
近所や地域の人たちが支え合い、取り組んでいかなければならないことについては、「防犯・防災活動」が56.1%と最も高く、以下、「ひとり暮らし高齢者や高齢世帯への支援」（49.9%）、「隣近所のお付き合い」（46.3%）、「子育てで悩んでいる家庭への支援」（28.7%）、「障害者への支援」（25.3%）、「子どもの健全育成への支援」（20.6%）と続く。



3. ボランティア活動や市民活動について

問20-1 あなたは現在、ボランティア活動や市民活動に参加していますか。（1つに)

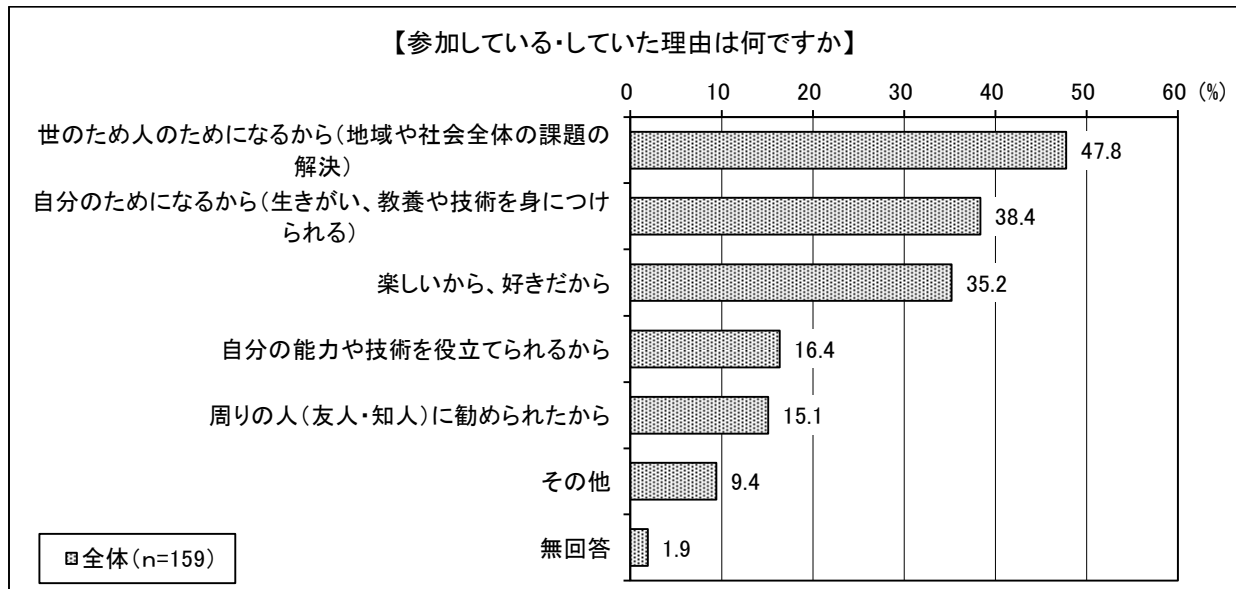
ボランティア活動や市民活動に参加しているかについては、「参加していない」が80.8%と多数を占め、「時々参加している」が8.9%、「以前参加していたが、やめてしまった」が5.0%、「よく参加している」が3.8%となっている。



【問20-2と問20-3は、問20-1で、「よく参加している」、「時々参加している」、「以前参加していたが、やめてしまった」を選んだ方のみお答えください。】

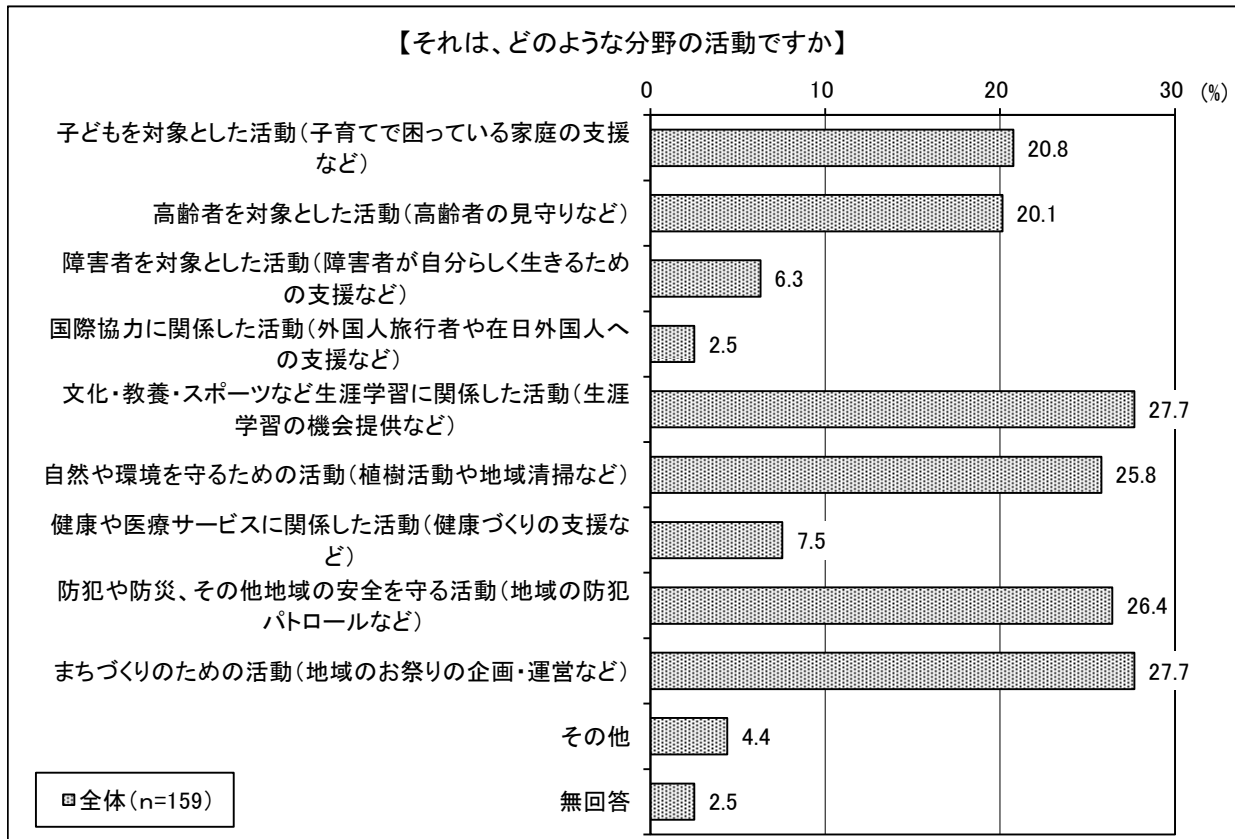
問20-2 参加している・していた理由は何ですか。（該当するものすべてに)

参加している（していた）理由は、「世のため人のためになるから（地域や社会全体の課題の解決）」が47.8%と最も高く、以下、「自分のためになるから（生きがい、教養や技術を身につけられる）」（38.4%）、「楽しいから、好きだから」（35.2%）と続く。



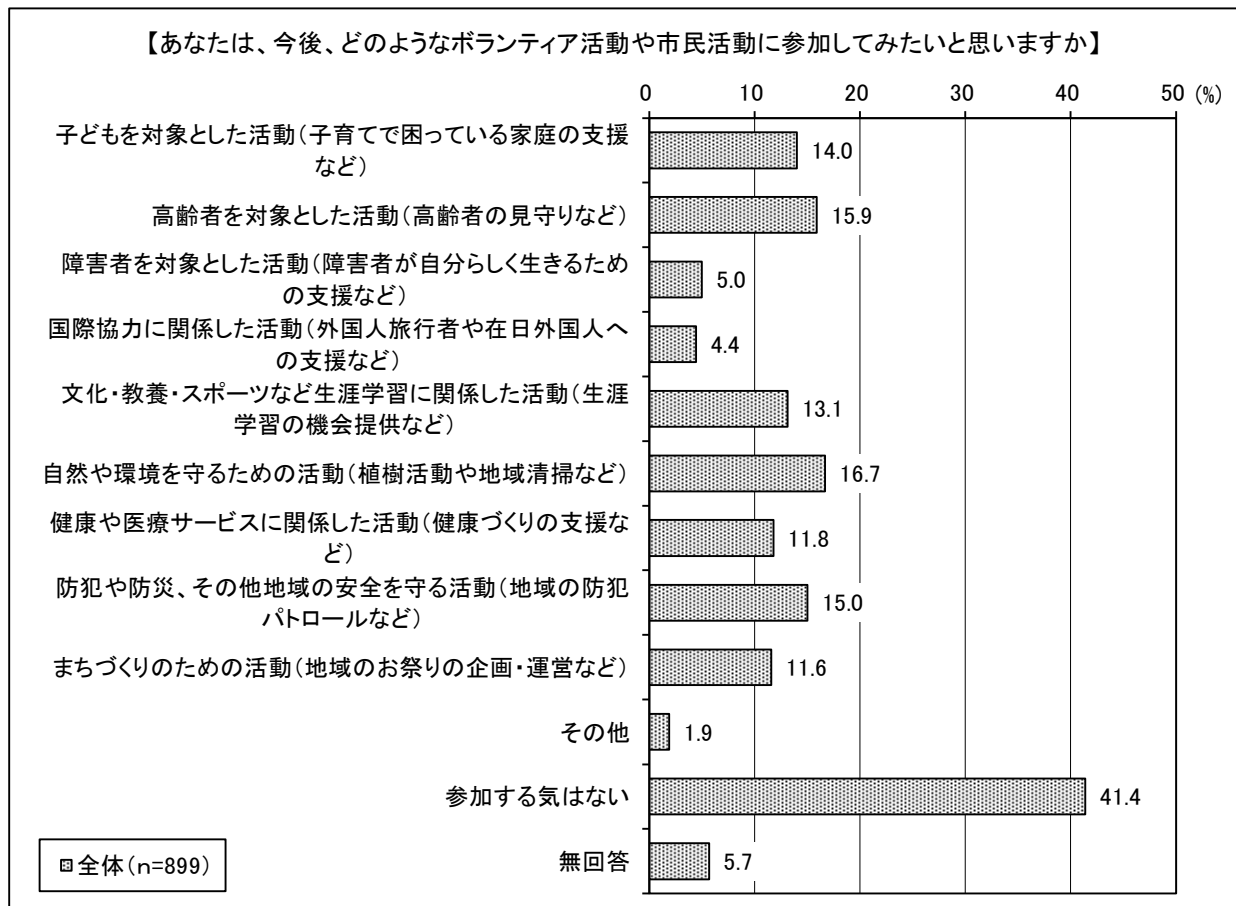
問20-3 それは、どのような分野の活動ですか。（該当するものすべてに☑）

活動していた分野については、「文化・教養・スポーツなど生涯学習に関係した活動（生涯学習の機会提供など）」及び「まちづくりのための活動（地域のお祭りの企画・運営など）」がともに27.7%と最も高く、以下、「防犯や防災、その他地域の安全を守る活動（地域の防犯パトロールなど）」（26.4%）、「自然や環境を守るための活動（植樹活動や地域清掃など）」（25.8%）、「子どもを対象とした活動（子育てで困っている家庭の支援など）」（20.8%）、「高齢者を対象とした活動（高齢者の見守りなど）」（20.1%）と続く。



問21-1 あなたは、今後、どのようなボランティア活動や市民活動に参加してみたいと思いますか。
(該当するものすべてに☑)

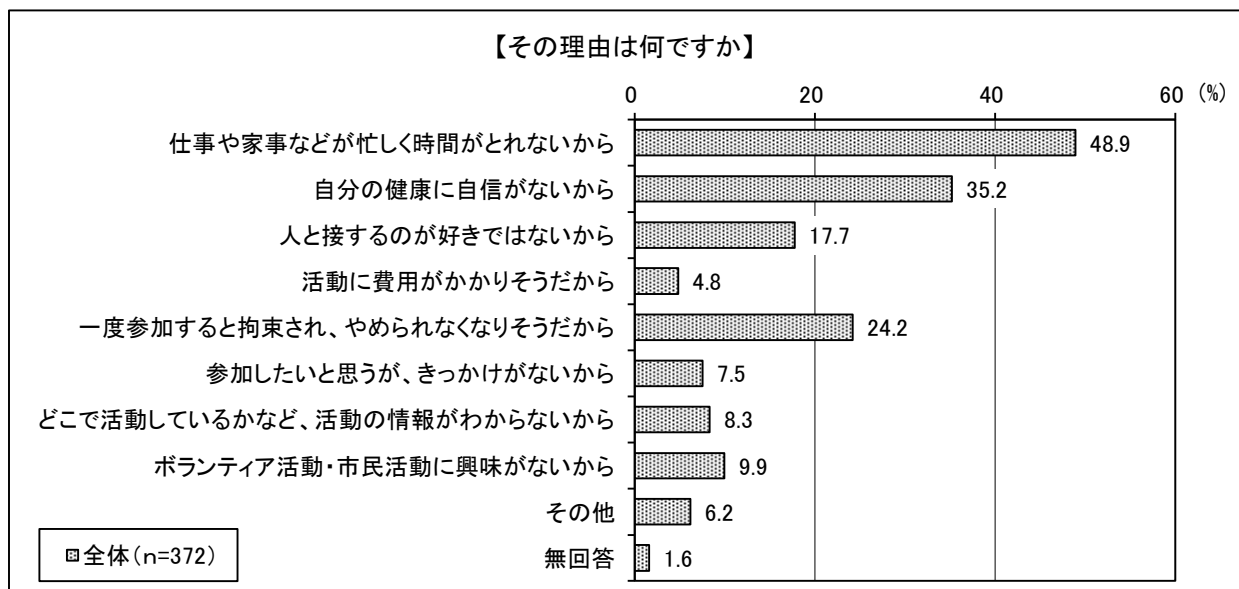
今後、参加してみたい活動は、「自然や環境を守るための活動(植樹活動や地域清掃など)」(16.7%)、「高齢者を対象とした活動(高齢者の見守りなど)」(15.9%)、「防犯や防災、その他地域の安全を守る活動(地域の防犯パトロールなど)」(15.0%)、「子どもを対象とした活動(子育てで困っている家庭の支援など)」(14.0%)などが上位となっている。なお、「参加する気はない」が41.4%と最も高い比率となっている。



【問21-1で、「参加する気はない」を選んだ方のみお答えください。】

問21-2 その理由は何ですか。（該当するものすべてに)

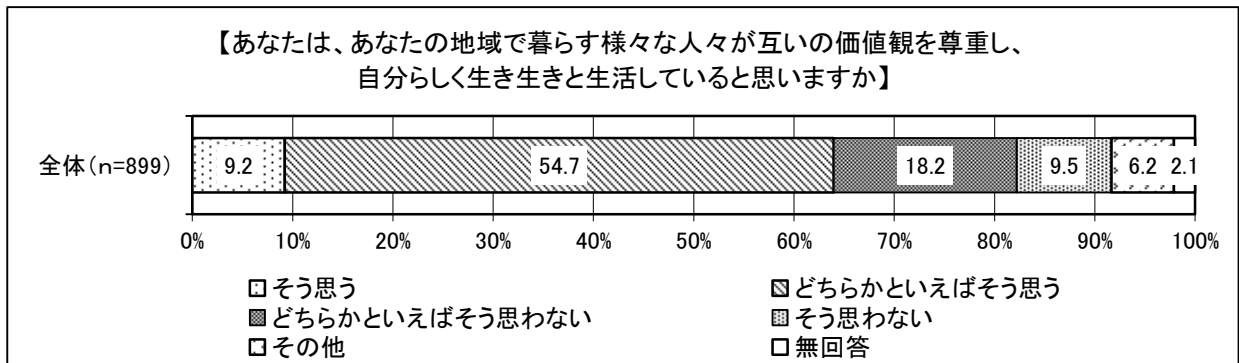
参加する気がない理由は、「仕事や家事などが忙しく時間がとれないから」が48.9%と最も高く、以下、「自分の健康に自信がないから」(35.2%)、「一度参加すると拘束され、やめられなくなりそうだから」(24.2%)、「人と接するのが好きではないから」(17.7%)と続く。なお、「どこで活動しているかなど、活動の情報がわからないから」(8.3%)、「参加したいと思うが、きっかけがないから」(7.5%)の回答者も一定数いることから、参加したいと思えるような仕組みや情報発信について検討していくことが求められる。



4. これまでの地域福祉の推進について

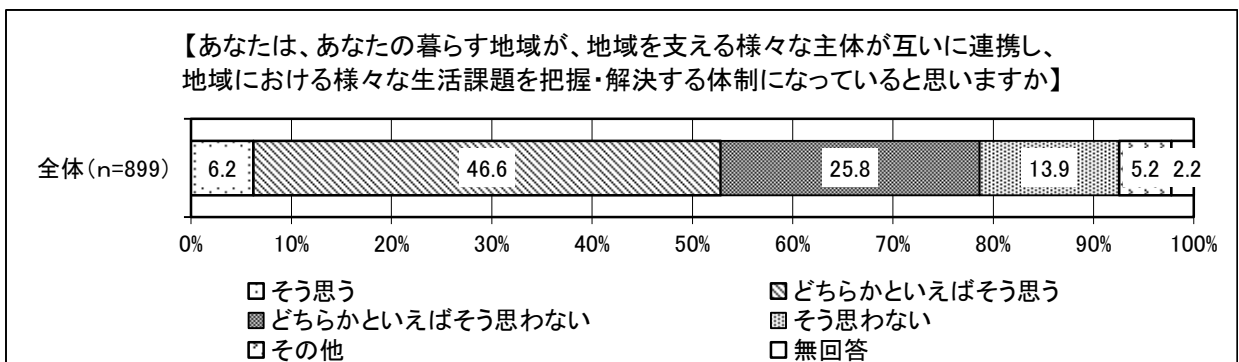
問22 あなたは、あなたの地域で暮らす様々な人々（子ども、若者、高齢者、障害者や外国人など）が互いの価値観を尊重し、自分らしく生き生きと生活していると思いますか。（1つに☑）

「どちらかといえばそう思う」が54.7%と最も高く、「そう思う」(9.2%)を合わせた“思う”が63.9%、「どちらかといえばそう思わない」(18.2%)と「そう思わない」(9.5%)を合わせた“思わない”は27.7%であり、互いの価値観を尊重し、自分らしく生き生きと生活している方が多数を占めている。



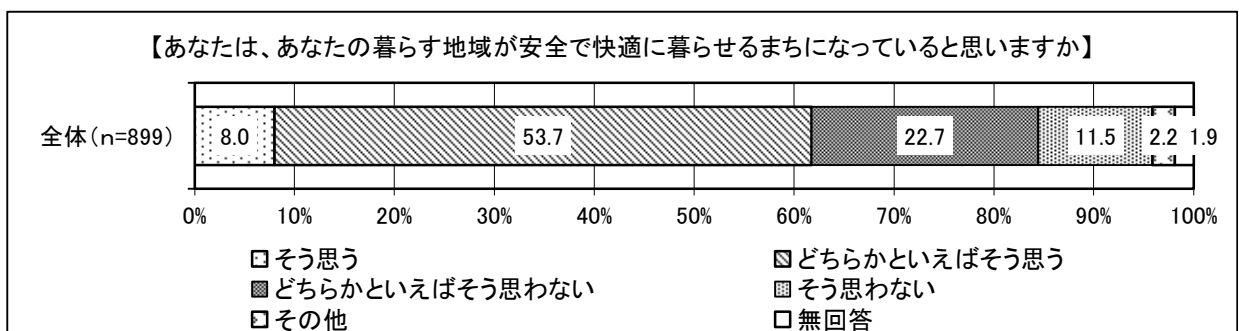
問23 あなたは、あなたの暮らす地域が、地域を支える様々な主体（住民、町内会、各関係団体、行政など）が互いに連携し、地域における様々な生活課題を把握・解決する体制になっていると思いますか。（1つに☑）

「どちらかといえばそう思う」が46.6%と最も高く、「そう思う」(6.2%)を合わせた“思う”が52.8%、「どちらかといえばそう思わない」(25.8%)と「そう思わない」(13.9%)を合わせた“思わない”は39.7%であり、課題を把握・解決する体制になっていると思う方の比率が上回っている。



問24 あなたは、あなたの暮らす地域が安全で快適に暮らせるまち（防犯体制の充実など）になっていると思いますか。（1つに☑）

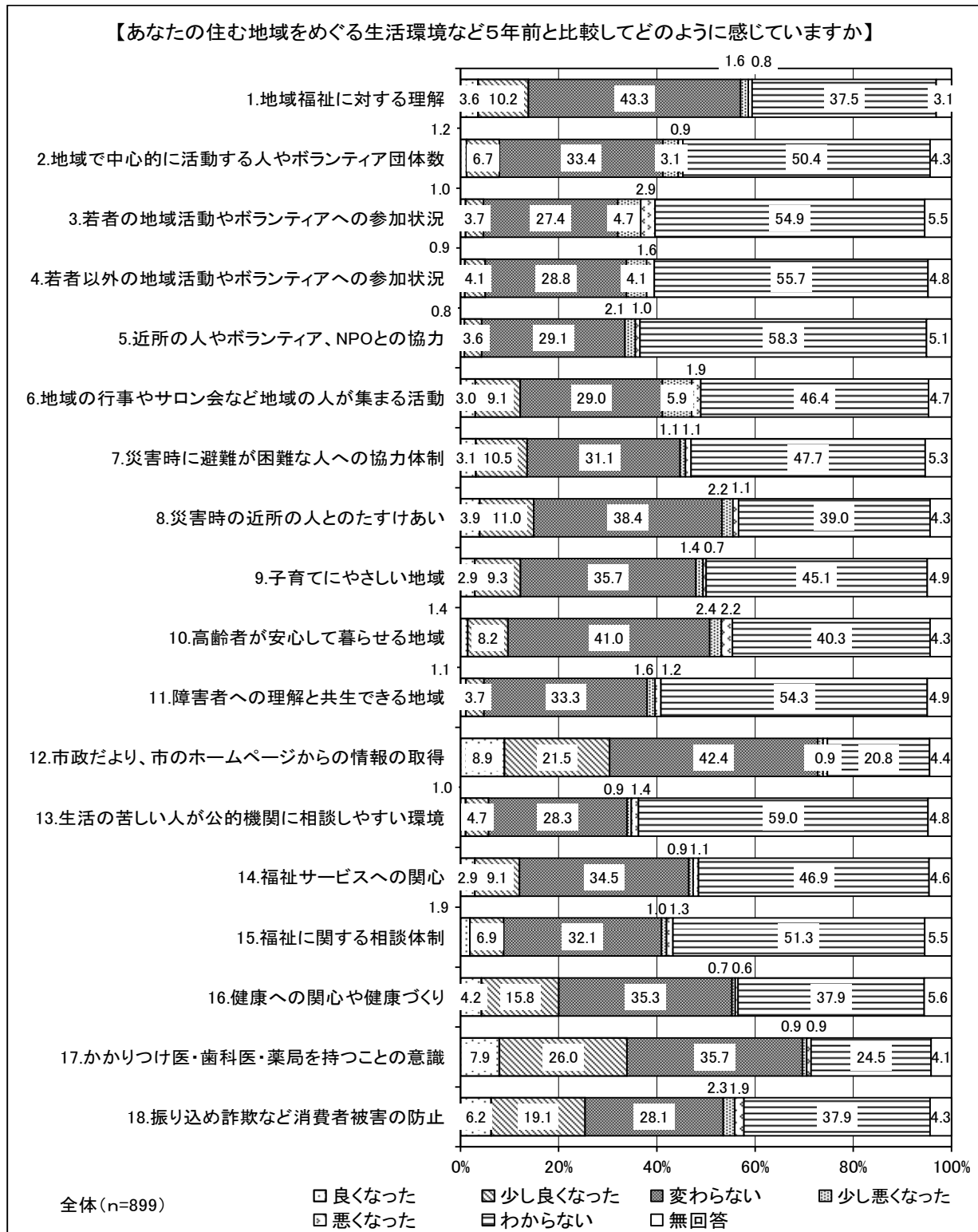
「どちらかといえばそう思う」が53.7%と最も高く、「そう思う」(8.0%)を合わせた“思う”が61.7%、「どちらかといえばそう思わない」(22.7%)と「そう思わない」(11.5%)を合わせた“思わない”は34.2%であり、快適に暮らせるまちになっていると思う方が多数を占めている。



問25 あなたの住む地域をめぐる生活環境など、5年前と比較してどのように感じていますか。(1～18の項目それぞれ1つに☑)

ほとんどの項目で“良くなった(少し良くなった+良くなった)”が“悪くなった(少し悪くなった+悪くなった)”を上回っており、特に、「17.かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの意識」(33.9%)、「12.市政だより、市のホームページからの情報の取得」(30.4%)、「18.振り込め詐欺など消費者被害の防止」(25.3%)、「16.健康への関心や健康づくり」(20.0%)などで比率が高くなっている。

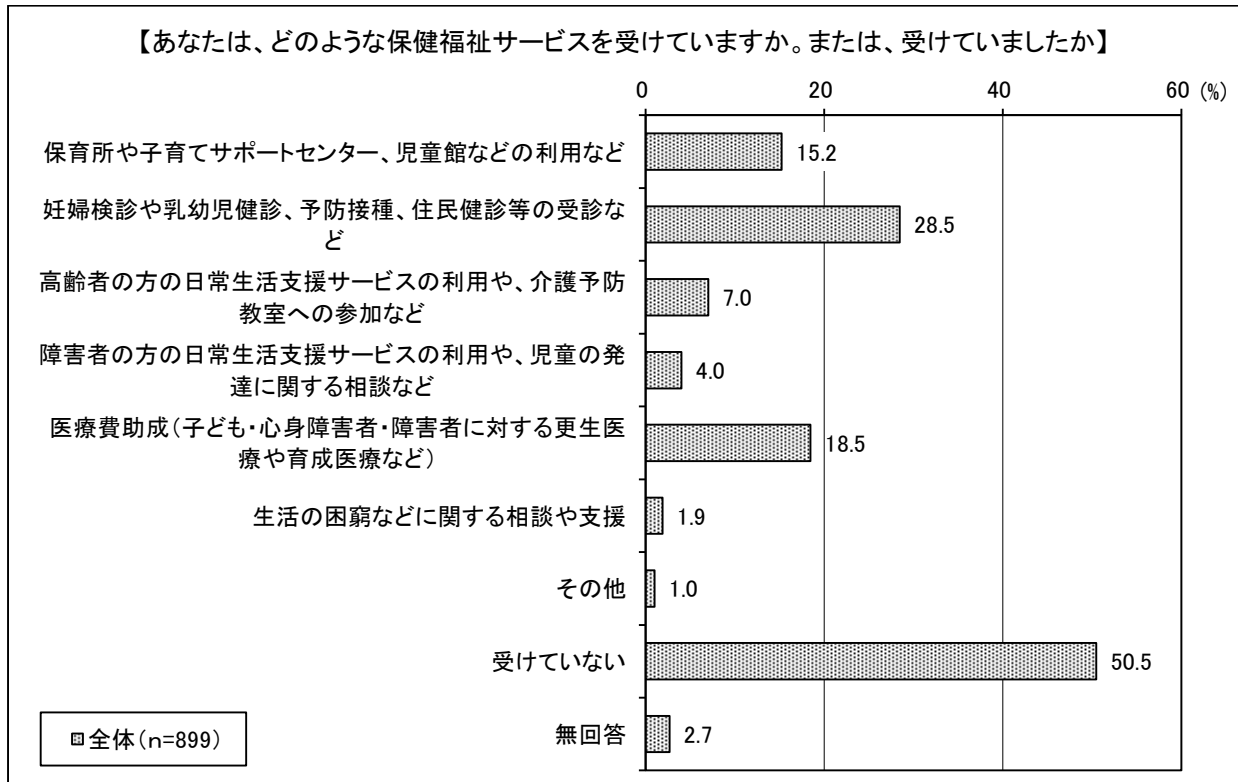
一方、「3.若者の地域活動やボランティアへの参加状況」(7.6%)及び「4.若者以外の地域活動やボランティアへの参加状況」(5.7%)のボランティアへの参加については、“悪くなった”の比率が上回っている。



5. 多賀城市の保健福祉サービスについて

問26 あなたは、どのような保健福祉サービスを受けていますか。または、受けていましたか。（該当するものすべてに)

どのような保健福祉サービスを受けている（受けていた）かは、「妊婦検診や乳幼児健診、予防接種、住民健診等の受診など」（28.5%）や「医療費助成（子ども・心身障害者・障害者に対する更生医療や育成医療など）」（18.5%）、「保育所や子育てサポートセンター、児童館などの利用など」（15.2%）が上位となっている。なお、「受けていない」が50.5%と最も高くなっている。



問27 あなたは、多賀城市の保健福祉サービスについて、どのような感想や考えをお持ちですか。

「現在の満足度」の各項目についてお答えください。（それぞれ1つに)

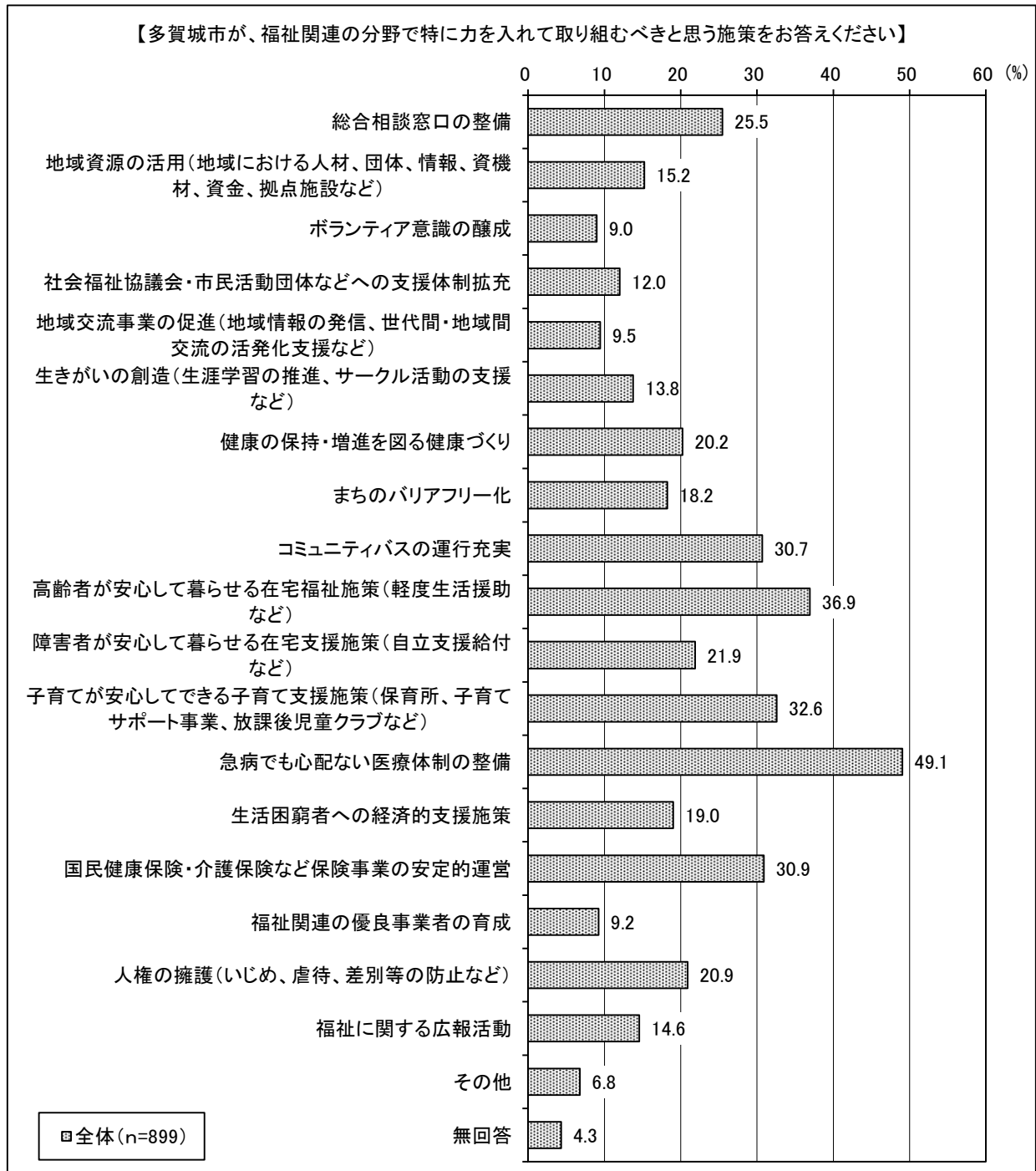
ほとんどの項目で“満足（どちらかといえば満足+満足）”が“不満（どちらかといえば不満+不満）”を上回っており、特に、「2 妊婦検診や乳幼児健診、予防接種、住民健診等の受診など」（20.8%）や「5 医療費助成（子ども・心身障害者・障害者に対する更生医療や育成医療など）」（16.8%）、「1 保育所や子育てサポートセンター、児童館などの利用など」（11.9%）などで比率が高くなっている。

一方、「6 生活の困窮等に関する相談や支援」（3.9%）は、“不満”の比率が上回っている。

問29 多賀城市が、福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべきと思う施策をお答えください。

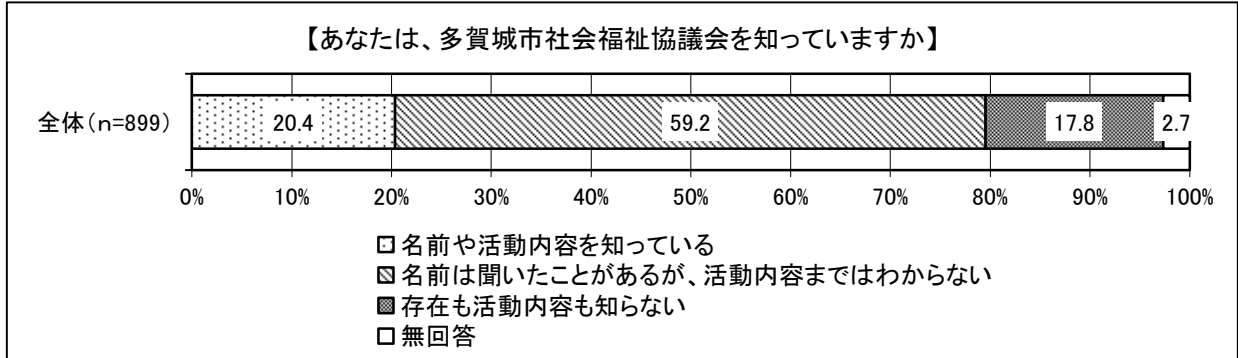
(該当するものすべてに)

多賀城市が、福祉関連の分野で特に力を入れて取り組むべきと思う施策については、「急病でも心配ない医療体制の整備」が49.1%と最も高く、以下、「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉施策（軽度生活援助など）」(36.9%)、「子育てが安心してできる子育て支援施策（保育所、子育てサポート事業、放課後児童クラブなど）」(32.6%)、「国民健康保険・介護保険など保険事業の安定的運営」(30.9%)、「コミュニティバスの運行充実」(30.7%)と続く。



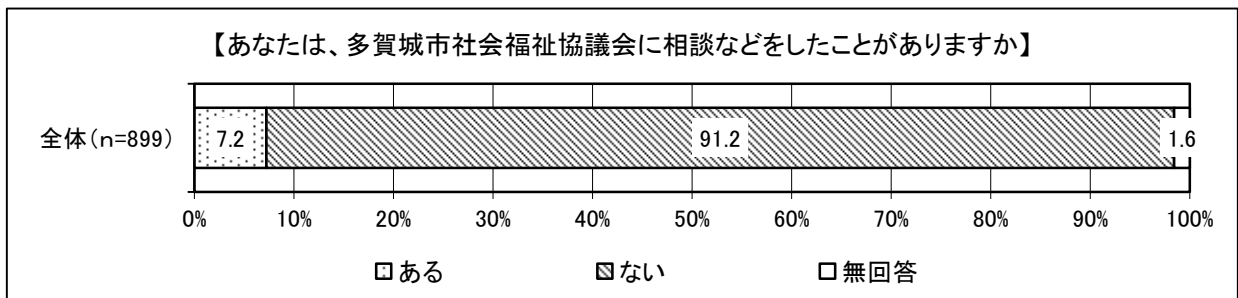
問30 あなたは、多賀城市社会福祉協議会を知っていますか。（1つに)

社会福祉協議会を知っているかについては、「名前は聞いたことがあるが、活動内容まではわからない」が59.2%と最も高く、以下、「名前や活動内容を知っている」が20.4%、「存在も活動内容も知らない」が17.8%となっている。



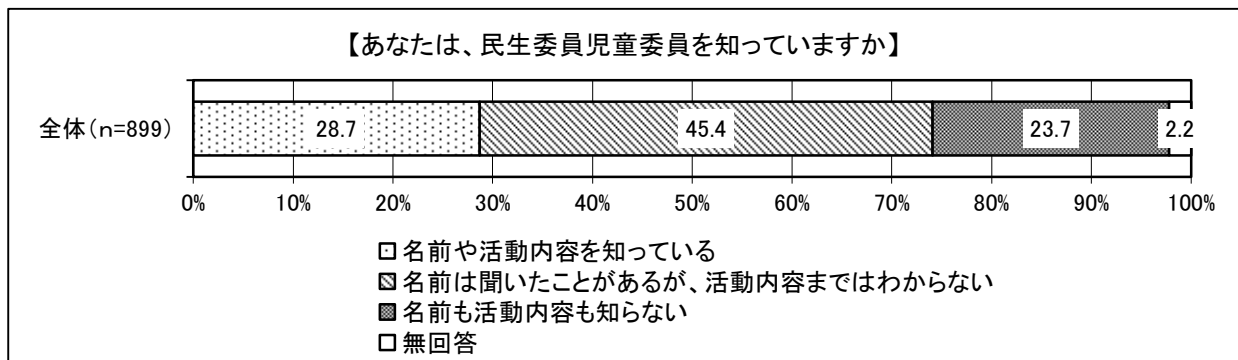
問31 あなたは、多賀城市社会福祉協議会に相談などをしたことがありますか。（1つに)

社会福祉協議会に相談などをしたことがあるかについては、「ない」が91.2%と多数を占め、「ある」は7.2%となっている。



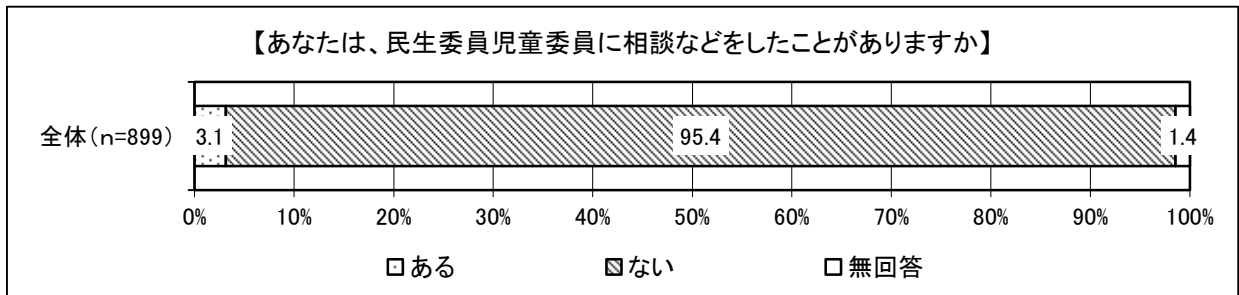
問32 あなたは、民生委員児童委員を知っていますか。（1つに)

民生委員児童委員を知っているかについては、「名前は聞いたことがあるが、活動内容まではわからない」が45.4%と最も高く、以下、「名前や活動内容を知っている」が28.7%、「名前も活動内容も知らない」が23.7%となっている。



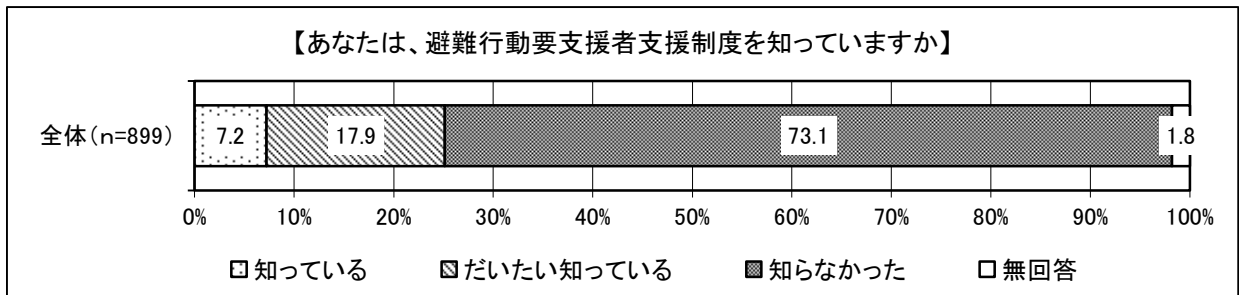
問33 あなたは、民生委員児童委員に相談などをしたことがありますか。（1つに)

民生委員児童委員に相談などをしたことがあるかについては、「ない」が95.4%と多数を占め、「ある」は3.1%となっている。



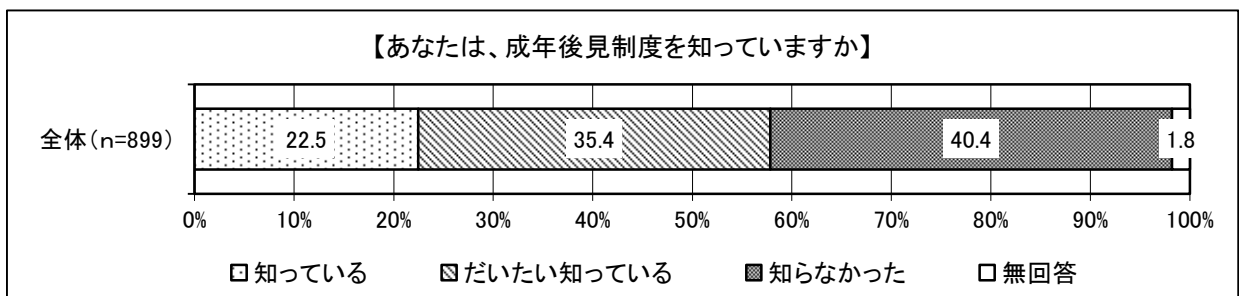
問34 あなたは、避難行動要支援者支援制度を知っていますか。（1つに)

避難行動要支援者支援制度を知っているかについては、「知らなかった」が73.1%と多数を占め、「だいたい知っている」が17.9%、「知っている」が7.2%となっている。



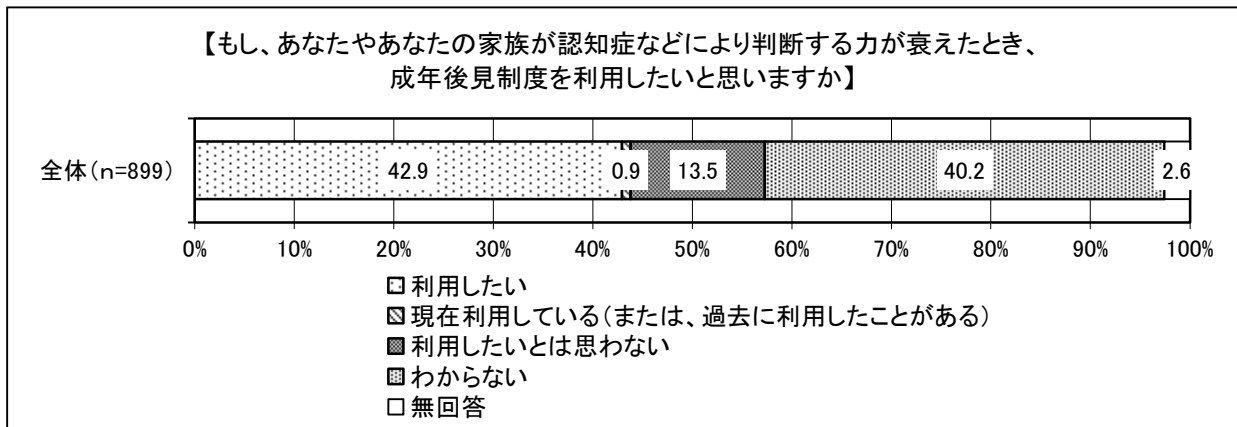
問35 あなたは、成年後見制度を知っていますか。（1つに)

成年後見制度を知っているかについては、「知らなかった」が40.4%と最も高く、「だいたい知っている」が35.4%、「知っている」が22.5%となっている。



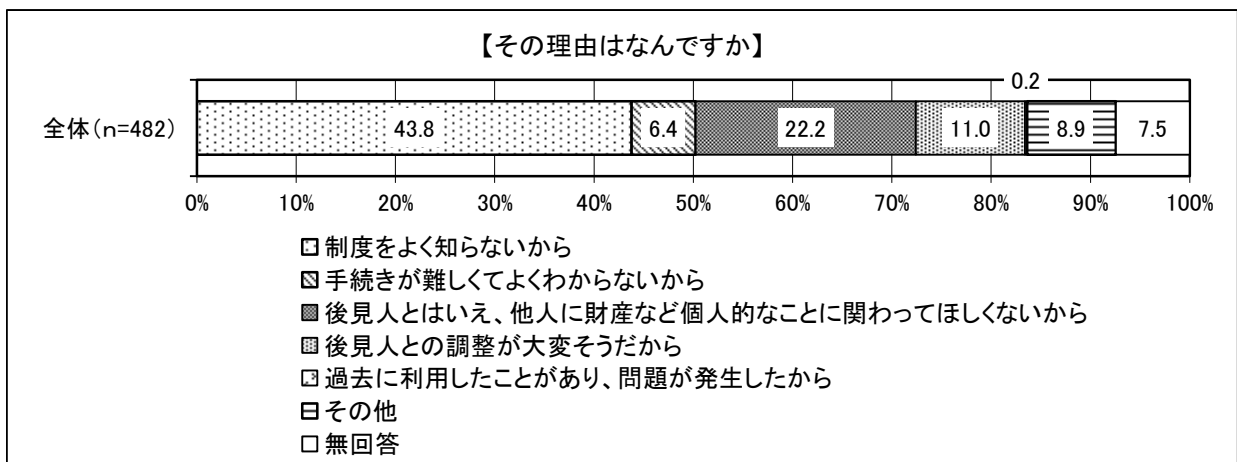
問36-1 もし、あなたやあなたの家族が認知症などにより判断する力が衰えたとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つに)

今後、成年後見制度を利用したいかについては、「利用したい」が42.9%と最も高く、「わからない」が40.2%、「利用したいとは思わない」が13.5%、「現在利用している(または、過去に利用したことがある)」が0.9%となっている。



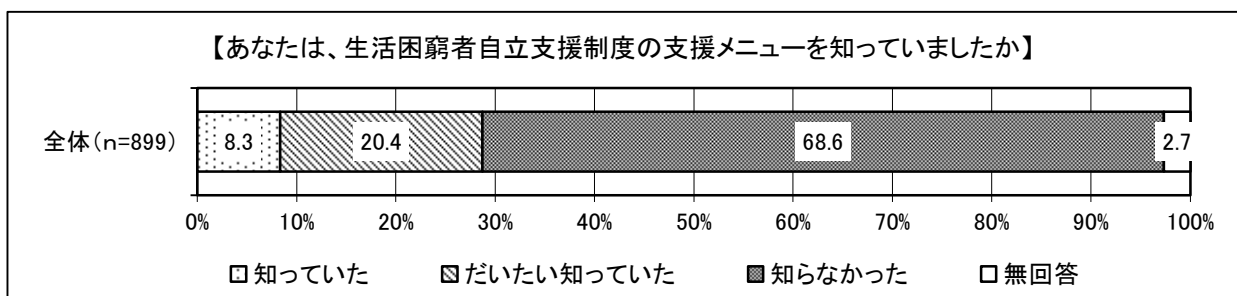
【問36-1で、「利用したいとは思わない」、「わからない」を選んだ方のみお答えください。】
問36-2 その理由はなんですか。あなたの考えに特に近いものを選んでください。(1つに)

利用したいとは思わない・わからない理由は、「制度をよく知らないから」が43.8%と最も高く、以下、「後見人とはいえ、他人に財産など個人的なことに関わってほしくないから」(22.2%)、「後見人との調整が大変そうだから」(11.0%)と続いている。制度の周知に努める必要がある。



問37 あなたは、生活困窮者自立支援制度の支援メニューを知っていましたか。(1つに)

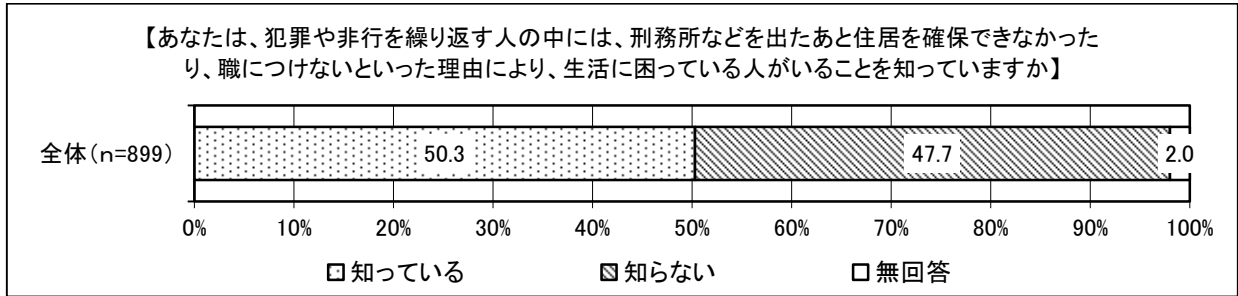
生活困窮者自立支援制度の支援メニューを知っていたかについては、「知らなかった」が68.6%と多数を占め、「だいたい知っていた」が20.4%、「知っていた」が8.3%となっている。制度及び支援メニューの周知を図る取組が求められる。



6. 犯罪をした人の立ち直りの支援について

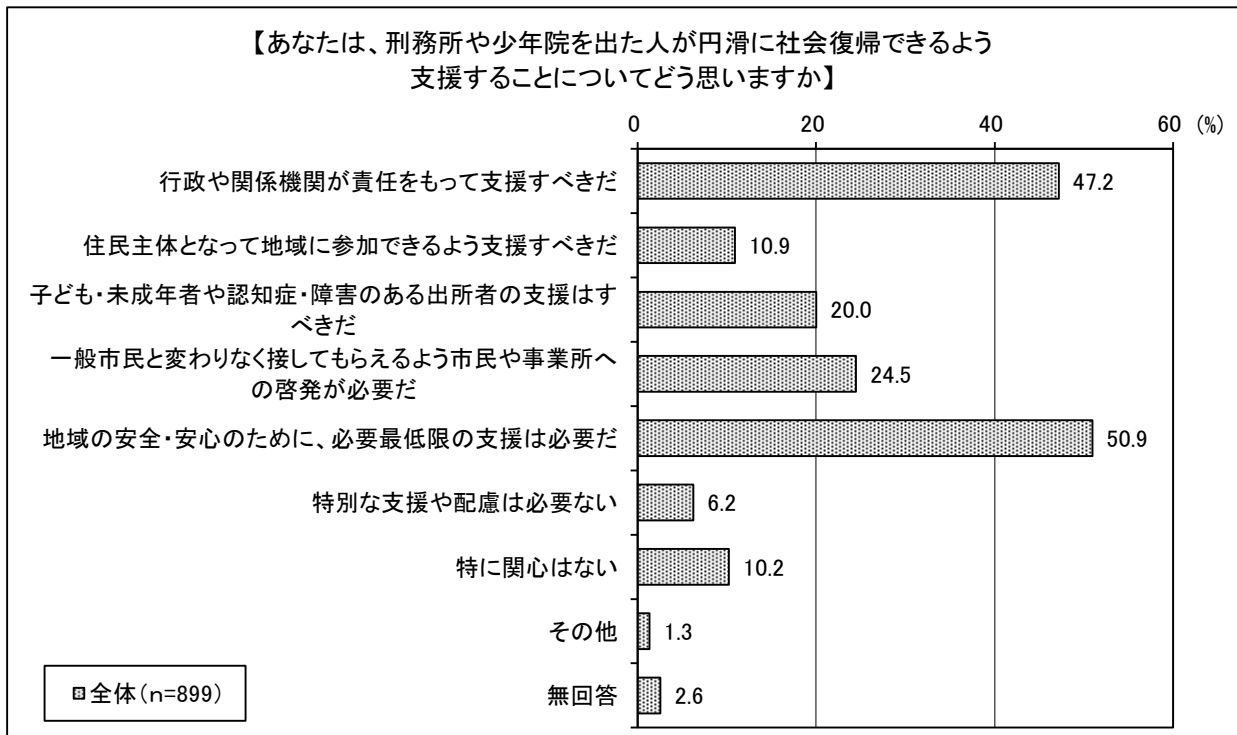
問38 あなたは、犯罪や非行を繰り返す人の中には、刑務所などを出たあと住居を確保できなかったり、職につけないといった理由により、生活に困っている人がいることを知っていますか。（1つに)

犯罪や非行を繰り返す人の中に、住居を確保できない、職につけないといった理由で生活に困っている人がいることを知っているかについては、「知っている」が50.3%、「知らない」が47.7%と、わずかに“知っている”人の比率が高くなっている。



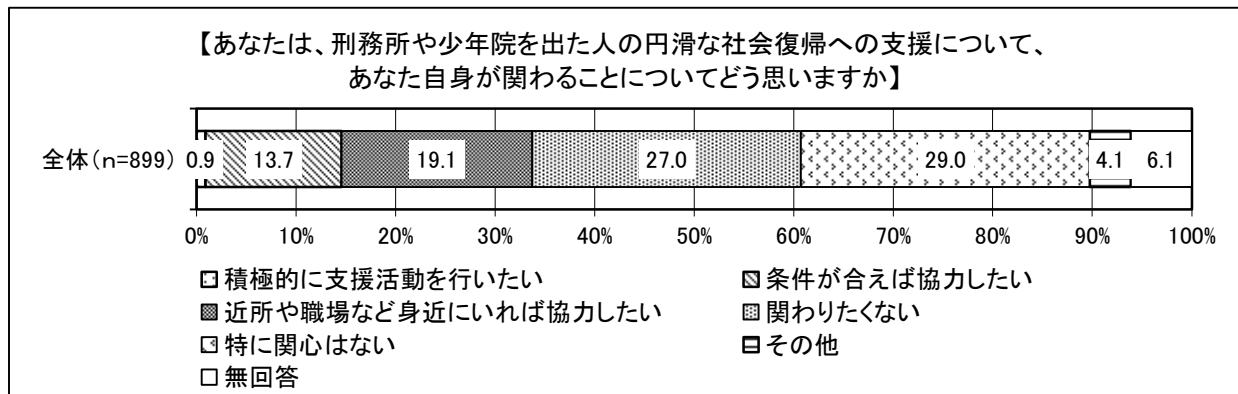
問39 あなたは、刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるよう支援することについてどう思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（該当するものすべてに)

円滑に社会復帰ができるよう支援することをどう思うかについては、「地域の安全・安心のために、必要最低限の支援は必要だ」が50.9%と最も高く、以下、「行政や関係機関が責任をもって支援すべきだ」(47.2%)、「一般市民と変わりなく接してもらえるよう市民や事業所への啓発が必要だ」(24.5%)、「子ども・未成年者や認知症・障害のある出所者の支援はすべきだ」(20.0%)と続いている。なお、「特に関心はない」は10.2%となっている。



問40 あなたは、刑務所や少年院を出た人の円滑な社会復帰への支援について、あなた自身に関わる
ことについてどう思いますか。(1つに☑)

円滑な社会復帰への支援について、あなた自身に関わることをどう思うかは、「特に関心はない」が29.0%と最も高く、以下、「関わりたくない」(27.0%)、「近所や職場など身近にいれば協力したい」(19.1%)、「条件が合えば協力したい」(13.7%)と続いている。「特に関心がない」と「関わりたくない」を合わせると過半数となっており、罪を犯した人の更生について住民の理解を深め、地域で孤立せずに生活し、再び罪を犯すことがないように、地域全体での取組が求められる。

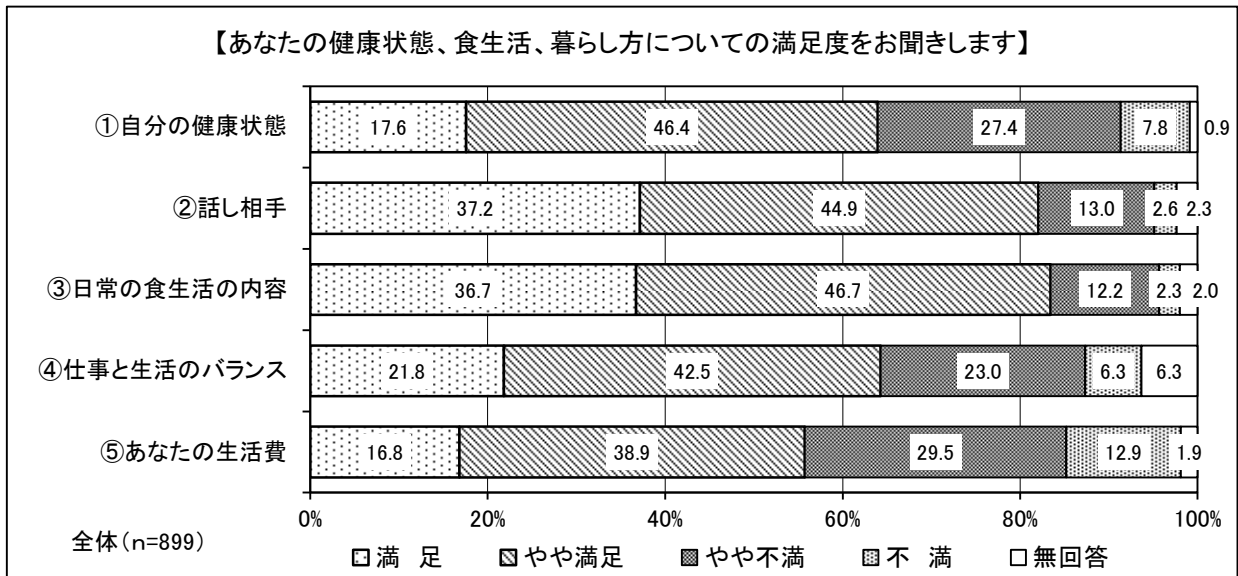


7. 生活の満足度・幸福感について

問41 あなたの健康状態、食生活、暮らし方についての満足度をお聞きます。①から⑤について、それぞれあてはまる満足度を1つお選びください。（①～⑤の項目それぞれ1つに)

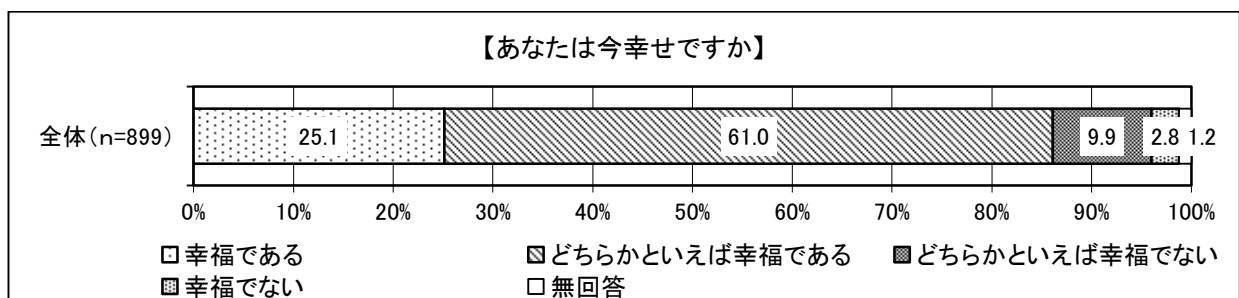
すべての項目で“満足（やや満足+満足）”の比率が高く、特に、「③日常の食生活の内容」（83.4%）及び「②話し相手」（82.1%）は8割を超える高い比率となっている。

一方、“不満（やや不満+不満）”の中では、「⑤あなたの生活費」が42.4%と最も高く、次いで「①自分の健康状態」（35.2%）となっている。



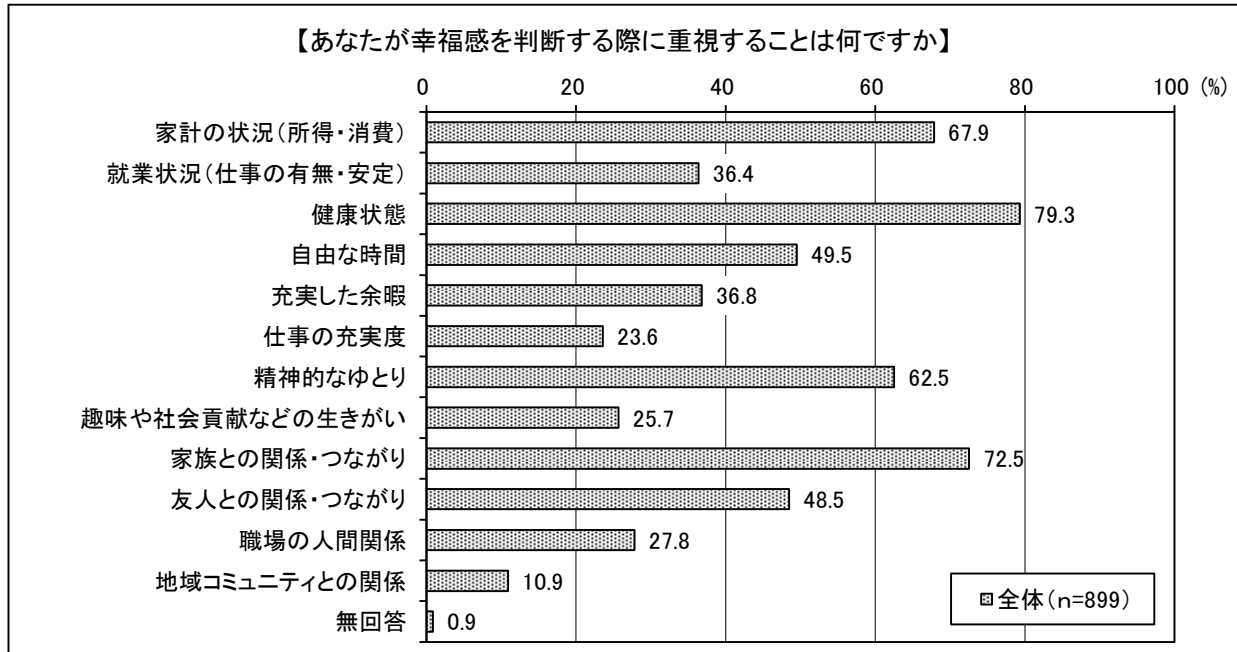
問42 あなたは今幸せですか。（1つに)

現在、幸せかについては、「どちらかといえば幸福である」が61.0%と最も高く、「幸福である」(25.1%)を合わせた“幸福である”が86.1%と多数を占め、「どちらかといえば幸福でない」(9.9%)と「幸福でない」(2.8%)を合わせた“幸福でない”は12.7%と低い比率となっている。



問43 あなたが幸福感を判断する際に重視することは何ですか。（該当するものすべてに☑）

幸福感を判断する際に重視することは、「健康状態」が79.3%と最も高く、以下、「家族との関係・つながり」(72.5%)、「家計の状況(所得・消費)」(67.9%)、「精神的なゆとり」(62.5%)、「自由な時間」(49.5%)、「友人との関係・つながり」(48.5%)と続く。



8. その他、多賀城市の福祉に関するご意見について

問44 その他多賀城市の福祉について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

福祉について197人から230件の意見等が寄せられており、「高齢者施策（移動手段・施設・見守り等）」（25件）や「政策・行政・職員等について」（21件）、「行政への感謝等」（17件）、「若者・子育て支援（就労支援・給食費無料・預かり等）」（12件）、「交通の利便性（運行時間・停留所等）」及び「情報・広報」（ともに10件）などが上位となっている。

No.	項目	件数
1	高齢者施策（移動手段・施設・見守り等）	25
2	政策・行政・職員等について	21
3	行政への感謝等	17
4	若者・子育て支援（就労支援・給食費無料・預かり等）	12
5	交通の利便性（運行時間・停留所等）	10
6	情報・広報	10
7	経済的支援（支援金・助成）	9
8	町内会・民生委員について	8
9	住みやすい町づくり	8
10	防犯・災害対策	8
11	特別な方への支援（障がい・生活困窮等）	8
12	相談窓口・体制	7
13	充実・満足している	6
14	公園・遊び場の整備	5
15	地域交流・活動等	4
16	保育園・幼稚園について（待機児童、時間・保育士の質の向上等）	4
17	学校について（充実した給食・アレルギー食・いじめ対応等）	4
18	商工業について（買い物・就労等）	4
19	予防接種・健診等について	4
20	医療機関の充実	4
21	公共施設の充実	4
22	アンケートについて	4
23	福祉についてわからない	4
24	道路・環境整備	3
25	その他 ・ 引きこもり対策 ・ 健康教室等の開催 ・ 地域包括ケアマネジャーについて ・ 社会福祉協議会について ・ 特になし	37
	計	230

※1つの調査票に複数の内容が記載されている場合、件数は複数回カウントしている。



多賀城市地域福祉計画（第5期）

～ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり～

令和8年 月

発 行 多賀城市

企画編集 多賀城市保健福祉部社会福祉課

〒985-8531（専用郵便番号）

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

電話 022-368-1141（代表）

FAX 022-368-1747

URL <http://www.city.tagajo.miyagi.jp>

Eメール hukusi@city.tagajo.miyagi.jp

※この計画は、図書館・公民館等で閲覧できます。

また、市ホームページにも掲載しています。

（この計画に対するご意見、ご感想等をお寄せください。）